

AI を含めたデジタル技術の進展に対応した
著作権等に係る諸問題に関する諸外国調査
報告書

令和 7 年 3 月

株式会社 シード・プランニング

目次

第1章 背景・目的	3
1.目的	3
2.調査内容.....	4
3.調査方法.....	5
4.ヒアリング調査対象.....	5
第2章 「肖像、声の保護」と著作権等の関係	8
1.EU	8
(1)AI と肖像、声の保護に関する規定.....	8
(2)AI と肖像、声の保護に関する判例や議論の状況.....	18
2.ドイツ	20
(1)AI と肖像、声の保護に関する規定.....	20
(2)AI と肖像、声の保護に関する判例や議論の状況.....	25
3.フランス.....	26
(1)AI と肖像、声の保護に関する規定.....	26
(2)AI と肖像、声の保護に関する判例や議論の状況.....	30
4.英国	31
(1)AI と肖像、声の保護に関する規定.....	31
(2)AI と肖像、声の保護に関する判例や議論の状況.....	36
5.米国（連邦・各州）	38
(1)AI と肖像、声の保護に関する規定.....	38
(2)AI と肖像、声の保護に関する判例や議論の状況.....	52
6.中国	55
(1)AI と肖像、声の保護に関する規定.....	55
(2)AI と肖像、声の保護に関する判例や議論の状況.....	58
7.シンガポール	62
(1)AI と肖像、声の保護に関する規定.....	62
(2)AI と肖像、声の保護に関する判例や議論の状況.....	67
8.韓国	69
(1)AI と肖像、声の保護に関する規定.....	69
(2)AI と肖像、声の保護に関する判例や議論の状況.....	76
第3章 海賊版によって生じる広告収入に対する規制等.....	78
1.EU	78
(1) 主な法規制	78
(2) 関連する訴訟や取り締まりの実施状況	82

(3) その他の注目すべき動き	83
2.ドイツ	85
(1) 主な法規制	85
(2) 関連する訴訟や取り締まりの実施状況	87
(3) その他の注目すべき動き	88
3.フランス.....	90
(1) 主な法規制	90
(2) 関連する訴訟や取り締まりの実施状況	91
(3) その他の注目すべき動き	92
4.英国	93
(1) 主な規制.....	93
(2) 関連する訴訟や取り締まりの実施状況	96
(3) その他の注目すべき動き	96
5.米国（連邦・各州）	98
(1) 主な法制.....	98
(2) 関連する訴訟や取り締まりの実施状況	103
(3) その他の注目すべき動き	109
6.中国	110
(1) 主な法規制	110
(2) 関連する訴訟や取り締まりの実施状況	112
(3) その他の注目すべき動き	113
7.大手プラットフォームによる予防的な取り組み.....	114
(1) YouTube	114
(2) Meta	115
(3) TikTok	115
(4) Spotify.....	116
第4章 AI技術の進展に応じた規制の在り方と訴訟の状況等	117
1.EU	117
(1) AI技術の進展に応じた規制の在り方やその他の動向	117
(2) AIと著作権をめぐる訴訟等.....	121
(3) 第三者の意見聴取に関する制度の導入状況と概要	121
2.ドイツ	122
(1) AI技術の進展に応じた規制の在り方やその他の動向	122
(2) AIと著作権をめぐる訴訟等.....	123
(3) 第三者の意見聴取に関する制度の導入状況と概要	125
3.フランス.....	126

(1) AI 技術の進展に応じた規制の在り方やその他の動向	126
(2) AI と著作権をめぐる訴訟等.....	127
(3) 第三者の意見聴取に関する制度の導入状況と概要	128
4.英国	129
(1) AI 技術の進展に応じた規制の在り方やその他の動向	129
(2) AI と著作権をめぐる訴訟等.....	130
(3) 第三者の意見聴取に関する制度の導入状況と概要	130
5.米国（連邦・各州）	132
(1) AI 技術の進展に応じた規制の在り方やその他の動向	132
(2) AI と著作権をめぐる訴訟の概要	137
(3) 第三者の意見聴取に関する制度の導入状況と概要	145
6.中国	147
(1) AI 技術の進展に応じた規制の在り方やその他の動向	147
(2) AI と著作権をめぐる訴訟等.....	151
(3) 第三者の意見聴取に関する制度の導入状況と概要	152
7.シンガポール	153
(1) AI 技術の進展に応じた規制の在り方やその他の動向	153
(2) AI と著作権をめぐる訴訟等.....	154
(3) 第三者の意見聴取に関する制度の導入状況と概要	154

図表 1 肖像や声を保護する各国の法制度

		EU	独国	仏国	英国	米国	中国	シンガポール	韓国
著作権	著作財産権	対象外 (DSM 著作権指令)	対象外 (著作権法) (造形美術の著作物及び写真の著作物の著作権に関する法律)	対象外 (知的所有権法典)	対象外 (英国著作権法)	対象外 (米国著作権法)	対象外 (中国著作権法 实施条例) (中国著作権法)	対象外 (著作権法)	対象外 (著作権法)
	著作隣接権	対象外 (DSM 著作権指令)	対象外 (著作権法)	対象外 (知的所有権法典)	対象外 (英国著作権法)	該当なし	対象外 (中国著作権法 实施条例) (中国著作権法)	該当なし	対象外 (著作権法)
個人情報保護		GDPR	GDPR	GDPR	UK GDPR	本調査での言及なし	・中国民法典 ・個人情報保護法	対象外 (個人データ保護法)	改正個人情報保護法
肖像に関する権利	・プライバシー権 ・人格権	・EU 基本権憲章 ・欧州人権条約	ドイツ基本法	・民法 ・刑法	本調査での言及なし	州法で対応	中国民法典	本調査での言及なし	・民法 ・改正個人情報保護法
	パブリシティ権	該当なし (加盟国の法制度を適用)	ドイツ民法典	・民法 ・知的所有権法典	本調査での言及なし	州法や判例法で対応	中国民法典	本調査での言及なし	民法
その他		・不公正商慣習指令 ・欧州連合商法制度 ・EU デジタルサービス法	本調査での言及なし	本調査での言及なし	・パッシング・オフ (判例法) ・商標権	・連邦取引委員会法 ・ランハム法 ・通信法 ・私的契約	本調査での言及なし	パッシング・オフ (判例法) ・オンライン虚偽情報・情報操作防止法 ・選挙法	本調査での言及なし
AI 関連		AI 規則	該当なし	SREN 法	該当なし	州によっては該当する 州法あり	AI サービス利用 暫定弁法	該当なし	AI 基本法

図表 2 オンライン上に投稿された海賊版コンテンツを規制する各国の法制度

	EU	独国	仏国	英国	米国	中国
広告収入に対する規制	なし	なし	なし	なし	・著作権法 (デジタルミレニアム 著作権法)	なし
関連規制	・電子商取引に関する指令 ・DSM 著作権指令 ・デジタルサービス法	・著作権法 ・デジタルサービス法 ・ネットワーク執行法	・知的所有権法典 ・デジタル時代における文化作 品へのアクセスの保護および規 制に関する法	・英国著作権法 ・電子商取引 (EC 指令) 規則	・著作権法 (デジタルミレニアム 著作権法)	・情報ネットワーク 通信保護条例 ・民法典 ・サイバーセキュリティ法
セーフハーバー条項	適用なし	適用なし	適用なし	適用あり	適用あり	適用あり

図表 3 第三者の意見聴取に関する各国の制度

	EU	独国	仏国	英国	米国	中国	シンガポール
第三者の意見聴取に 関する制度	法的に位置づけられた 制度はない。	連邦憲法裁判所や行政裁判所 は、裁判所規則等を通じて、 正当な利害があると見なされ た第三者を招集することがで きると定めている。民事訴訟 においても、事実関係に基づ く利害に加えて法的な利害が あると認められた第三者を招 集できる場合がある。	法的に位置づけられた 制度はない。	裁判所における民事及び刑事 手続きの規則に対する補足的 プロトコルを定めた行動指 針に助言者の任命を要求する ことについてのガイダンスが 記載されている。	裁判で第三者が提出する文 書を差し出し、特定の判決 に対して影響を与える意見 や情報を提供するアミカ ス・ブリーフという制度が ある。連邦裁判所では連邦 控訴手続き規則に明記され ており、州の裁判所は州法 に基づく。	法的に位置付けられた第三 者の意見聴取に関する制度 はない。	裁判所規則に「裁判所は、 自らの判断で、特定の法律 問題に関するあらゆる事項 について裁判所を補佐する 1 人または複数の独立した助 言者を任命することができ る」との記載がある。

第1章 背景・目的

1.目的

文化庁では、日本国内にて、人工知能（AI）と著作権の関係を直接的に取り扱った判例や裁判例が未だ乏しい状態であることに鑑みて、判例・裁判例の蓄積を待つのみならず、関係者の懸念の解消を求めるニーズに応えるため、現行の著作権法がAIとの関係でどのように適用されるかに関する解釈に当たっての一定の考え方を示すべく、有識者からなる文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会において、令和5年7月より議論を行い、令和6年3月に「AIと著作権に関する考え方について」を取りまとめた。

AIと著作権の関係については、同庁が令和5年度に行った「AIと著作権に関する諸外国調査」の公表後も、各国・地域において引き続きAI技術の進展を踏まえた議論が進められており、最新状況について更新が求められている。また社会情勢の急激な変化の中においても、司法判断が技術的な観点や国際的な観点も含めて多角的な視点でなされるよう、著作権侵害等の訴訟における専門家等の第三者の意見の聴取の導入状況についても調査が必要である。

また、知的財産推進計画2024において、「生成AIにおける俳優や声優等の肖像や声等の利用・生成に関し、不正競争防止法との関係について、考え方の整理を行い、必要に応じ、見直しの検討を行う。また、他人の肖像や声等の利用・生成に関し、その他の関連法についても、法的考え方の整理を行う。」とされており、これらの課題については地域や国によって考え方が異なることから、諸外国の制度の調査及び整理を行うことが必要とされている。

また知的財産保護については、海賊版に係るプラットフォームへの対応のあり方が合わせて問われている。こうした著作権侵害コンテンツ等を通じて広告収入を得るオンライン・プラットフォーム等による間接侵害の取り扱いについては、法的及び技術的な課題などがあり、解決に至っていない。第213回国会では、インターネット上の著作権侵害等の違法情報への対応として、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を大規模プラットフォーム事業者に義務付けるため、プロバイダ責任制限法の見直しが行われたが、今後は省令等の制度整備やガイドライン等の発布を通じてプラットフォームに対する実効的な対策を推進していく必要がある。

そこで本事業では、こうしたデジタル技術の進展に対応した著作権等に係る諸問題について、多角的な観点から調査研究を実施することにより、我が国の著作権政策の立案に資する情報の整理を目的として調査を実施する。なお、肖像や声の保護のあり方については、著作権法との関係以外についても、とりわけ俳優や声優等の権利の保護を想定して主にパブリシティ権や人格権さらにはAIやデジタルサービス全般に関わる法規制を中心として調査を行ったが、その他にもヒアリング調査を行った有識者等の助言を受けて、必要に応じて個人情報保護を始めとするその他の観点も取り上げた。

2.調査内容

以下の（１）から（３）の項目について、各項目の調査対象国・地域における調査事項の調査を行った。

（１）「肖像、声の保護」と著作権の関係

EU、独国、仏国、英国、米国（連邦・各州）、中国、シンガポール、韓国における以下の状況を調査した。

- ①肖像、声そのものを保護する法制と、その法制に基づく権利または利益。
- ②法制において保護がされていない場合の、保護する仕組み。
- ③上記のように保護されるに至った背景。
- ④各国の著作権法において、肖像や声が保護される場合は、その制度の具体的な内容。
- ⑤各国の業界慣行や契約実務上の、肖像や声の保護に関する取り扱い。
- ⑥AI との関係での、肖像や声の保護の在り方の検討状況。また、すでに整理済みの場合の取り扱い。
- ⑦その他、各国における関連する判例や議論の状況について。

（２）海賊版によって生じる広告収入に対する規制等

EU、独国、仏国、英国、米国（連邦・各州）、中国における以下の状況を調査した。

- ①インターネット上のプラットフォームでの違法行為と疑われる事案が起きた際の、プラットフォームによる間接侵害の有無に対する考え方とその理由（間接侵害とされる違法行為の種類や、規制の内容）。
- ②間接侵害への対応の中で、広告料収入に関する規制の導入、検討状況など。
- ③シェアの大きいプラットフォームによる、違法行為への対処について、自主的または規制に対応した取り組みの詳細。

（３）AI 技術の進展に応じた規制の在り方と訴訟の状況等

EU、独国、仏国、英国、米国（連邦・各州）、中国、シンガポールにおける以下の状況を調査した。ただし、令和５年度の「AI と著作権に関する諸外国調査」ですでに調査された内容であって、更新がされる点がないものは除いた。

- ①AI の研究・開発、サービス提供について、著作権法に基づく法規制の有無。
- ②上記について、著作権法以外の法令に基づく法規制の有無。
- ③AI に対する法規制がある場合は、その概要（規制される AI の種類や、規制の内容、など）。
- ④AI と著作権をめぐる訴訟の概要。
- ⑤AI を含め、新しい技術等に関する訴訟において第三者の意見聴取に関する制度の導入状況とその概要。

3.調査方法

(1) 各調査項目に精通した有識者をアドバイザーとして配置し、調査方針や調査内容について助言や考察を行う体制を構築した。

(2) 文献調査やインターネットでの調査に加え、現地の専門家や関係団体等にヒアリングを調査全体で計 10 件実施した。

4.ヒアリング調査対象

調査を進めるにあたっては、国内外の有識者から助言を得た。有識者からは、主に調査主体であるシード・プランニングからの質問に対する回答を得る形で協力を仰いだ。それらの回答については可能な限り本報告書への反映を試みたが、その解釈に関する責任及び報告書の記載内容についての文責は調査主体にある。

(1) 海外有識者

①EU・英国

Rossana Ducato 氏

上級講師/University of Aberdeen

個人情報保護、プライバシー、著作権の観点から新興技術に対する法制度の整備のあり方を研究。また UCLouvain Centre de recherche interdisciplinaire Droit Entreprise et Société (CRIDES)の特別研究員として EU のデジタル関連法規制に関する授業を担当している。

②EU

Martin Fredriksson 氏

准教授/Linköping University, the Unit for Culture and Society

著作権保護や著作権侵害と社会的運動との関係についての研究を実施。オンライン・プラットフォームが得る収益と、利用許諾を得ないオンライン配信によってコンテンツホルダーが被った損失の乖離を指す「バリュー・ギャップ」を考察する論文を発表している。

③ドイツ

Alexander Bach 氏

弁護士（ドイツ/Mitscherlich）

知的財産法を専門とするミュンヘンの法律事務所である Mitscherlich に所属。フリーランスのプログラマーとしても活動し、音声処理や画像処理を含めたコンピューターサイエンス全般に造詣が深い。

④フランス・EU

Nicolas Binctin 氏

教授/Université de Poitiers, Faculté de Droit et des Sciences Sociales

修士課程において研究開発に関わる法律や知的財産法を担当。パリに拠点を置く団体である Civil Law Initiative において、EU の知的財産法に関するワーキンググループのリーダーを務める。

⑤英国・EU

Jonathan Coote 氏

弁護士（英国/Bray&Krais）

法律事務所 Bray & Krais 所属のアソシエイト弁護士。著作権や商標権を含む知的財産権に関する助言の提供に加えて、音楽や音声を保護する仕組みについて、EU、英国、米国の法的枠組みを比較する論考を多数発表している。

⑥米国

Ryan Calo 氏

教授/University of Washington, School of Law, Tech Policy Lab and the Center for an Informed Public 設立者

AI を始めとする新興技術に対して国民や消費者を保護するための法制度の整備のあり方についての研究実績を有する。

⑦米国

Leigh Wickell 氏

弁護士

AI 開発及び利用に関する安全性、透明性、公益性の確保に向けた法制度の整備を掲げる米国の非営利団体である Transparency Coalition の法律顧問を務める。

⑧中国

Dorie Wong 氏

弁護士（中国/Bird&Bird）

テクノロジー、メディア、電気通信分野を専門分野とする国際法律事務所である

Bird&Bird の中国事務所において、知的財産権担当グループを統括するパートナー弁護士。

⑨シンガポール

Oh Pin-Ping 氏

弁護士（シンガポール/Bird&Bird）

テクノロジー、メディア、電気通信分野を専門分野とする国際法律事務所である

Bird&Bird のシンガポール事務所において、知的財産権及びメディア・エンターテインメント・スポーツ担当グループを統括するパートナー弁護士。

⑩韓国

Hwan Kyoung Ko 氏

弁護士（韓国/Lee & Ko）

ソウルに拠点を置く法律事務所である Lee & Ko におけるテクノロジー及び AI 部門を率いるパートナー弁護士。韓国の国家 AI 委員会が設置した法制度に関する分科会のメンバーを務める。

（2）日本国内有識者

生貝直人氏（一橋大学大学院 法学研究科ビジネスロー専攻 教授）

奥邨弘司氏（慶應義塾大学 大学院法務研究科 教授）

第2章 「肖像、声の保護」と著作権等の関係

今回の調査対象国及び地域の多くでは、著作物や実演等を著作権や著作隣接権で保護しているものの、そうした作品や公演に出演する実演家の肖像や声そのものは著作権で保護することはできない、または極めて限定的な保護しか及ばない。代わっていくつかの国では、プライバシー権や人格権さらには商業的な権利を保護するパブリシティ権や商標権等を通じて保護しようとする動きが見られる。またこれら既存の枠組みでは十分な対応ができないとして、新たな法制度の整備の検討も進められている。

1.EU

EU では、段階的な適用と具体的なガイドラインの整備が進められている最中にある AI 規則のあり方について注目が集まっている。肖像や声そのものに対して著作権法による保護は及ばないとの考え方が示されている一方で、個人情報保護を目的とした EU 一般データ保護規則が個人の肖像や声を保護する枠組みの一つとして目されており、既に同法を根拠として生成 AI サービス提供者に罰則を科す事例が出てきている。

(1)AI と肖像、声の保護に関する規定

①著作権の観点

欧州連合（EU）では、2019 年に発効した EU デジタル単一市場における著作権及び著作隣接権指令（Copyright and related rights in the Digital Single Market, Directive (EU) 2019/790, DSM 著作権指令）を含む 13 指令及び 2 規則¹を通じて域内における著作権及び著作隣接権等の保護の調和を図っている²。欧州委員会は、著作権による保護を受けるためには、以下の 2 点を満たす必要があるとの見解を示している³。

- ・ 著作者自身の知的創作物であるという意味において、オリジナルであること。一般的には、著作者は自然人となる
- ・ 物理的形態として存在すること。ただし、この要件は国内法に従うため、一部の加盟国でのみ適用される

¹ 規則は全加盟国で直接適用される。指令は達成されるべき結果のみについて加盟国を拘束し、結果を達成するための手段と方法については加盟国に委ねられている。各加盟国にその目的を達成するために必要となる既存の法律がない場合には、新たに国内法を整備することが求められる。

² European Commission, The EU copyright legislation, <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/copyright-legislation>

³ European Commission, Europe - Frequently Asked Questions (FAQ), https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/regional-helpdesks/european-ip-helpdesk/europe-frequently-asked-questions_en#Copyright

また欧州委員会は、著作権及び著作隣接権の保護対象となるものとして以下を挙げている。

図表 3 EU における著作権及び著作隣接権の保護対象例⁴

- ・文学または文字を用いた作品：小説、歌詞、新聞記事等
- ・コンピュータプログラム、ある種のデータベース等
- ・舞台作品：ダンスやマイム等
- ・音楽作品
- ・美術作品：絵画、写真、彫刻、建築デザイン、製図、図表、地図、ロゴ
- ・レイアウトや版面構成
- ・録音作品
- ・作品の放送

このように、欧州委員会の IP ヘルプデスクが示す著作権及び著作隣接権の保護対象例には、肖像や声そのものは含まれていない。

また DSM 著作権指令では、第 3 条及び第 4 条でテキストデータマイニング（TDM）における著作物利用について著作権保護の例外を定めている。

図表 4 DSM 著作権指令が定める TDM 例外規定（学術研究目的など）⁵

第 3 条 学術研究目的でのテキストおよびデータマイニング

- 1.加盟国は、研究組織および文化遺産機関が、学術研究のために、適法にアクセスする著作物または他の保護対象物のテキストおよびデータマイニングの目的で行う複製または抽出のために、指令 96/9/EC 第 5 条(a)および第 7 条第 1 項、指令 2001/29/EC 第 2 条ならびに本指令第 15 条第 1 項に定める権利に対する例外または制限を規定しなければならない。
- 2.第 1 項に従って作成された著作物または他の保護対象物の複製物は、適切な水準のセキュリティで蓄積されなければならない、研究結果の検証を含む学術研究目的で保持することができる。
- 3.権利者は、著作物または他の保護対象物がホストされているネットワークおよびデータベースのセキュリティと完全性を確保するための措置を講じることを認められなければならない。当該措置は、この目的を達成するために必要な範囲を超えてはならない。

⁴ European Commission, Europe - Frequently Asked Questions (FAQ), https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/regional-helpdesks/european-ip-helpdesk/europe-frequently-asked-questions_en#Copyright（シード・プランニング社による仮訳）

⁵ 邦訳は、公益社団法人著作権情報センター（井奈波朋子訳）、デジタル単一市場指令、https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_02a.html

4.加盟国は、権利者、研究組織および文化遺産機関に対し、第2項および第3項にいう義務および措置の適用に関し、共同で合意される業界標準を定義することを奨励しなければならない。

図表 5 DSM 著作権指令が定める TDM 例外規定（学術研究目的など以外の用途）⁶

第4条 テキストおよびデータマイニングのための例外または制限 1.加盟国は、テキストおよびデータマイニングの目的で、適法にアクセスできる著作物および他の保護対象物の複製および抽出のために、指令 96/9/EC 第5条(a)および第7条第1項、指令 2001/29/EC 第2条、指令 2009/24/EC 第4条第1項(a)、(b)ならびに本指令第15条第1項に定める権利に対する例外を規定しなければならない。 2.第1項に従って行われた複製および抽出は、テキストおよびデータマイニングの目的に必要な期間、保持することができる。 3.第1項に定める例外または制限は、権利者が、オンラインで公衆に利用可能とされるコンテンツのため機械により読み取り可能となる手段のような適切な方法で、同項にいう著作物や他の保護対象物の使用を明示的に留保していないことを条件として、適用されなければならない。 4.本条は、本指令第3条の適用に影響しない。

このため、例えば知的創作物としての形態を伴った肖像や声を著作権または著作隣接権で保護することが可能な状況においても、適法なアクセスを通じて取得したそれらの肖像や声のデータを学術研究目的等で生成 AI に利用する際には権利者の承諾を必要としないと解釈され、また学術研究等以外でも TDM 目的であれば、権利者がオプトアウトを行使しない限り、権利者の承諾を取得せずに利用することが可能となる（オンライン・コンテンツのオプトアウトは機械可読な方法に限る）。ただし、この場合に権利者がオプトアウトを行使し得るのはあくまでも特定の作品や形態の TDM 利用に対してのみであり、多様な肖像や声のデータを組み合わせることで生成された肖像や声そのものに対してではない。

②その他の観点

I 個人情報保護の観点

EU では、EU 内の個人のためにデータ保護を強化・統合することを目的とした一般データ保護規則（General Data Protection Regulation, Regulation (EU) 2016/679, GDPR）が 2016 年に発効し、2018 年より適用が開始されている。GDPR は、EU 法における規則として位置づけられているため、すべての EU 加盟国に対して同一に直接的な効力を持つ。

⁶ 邦訳は、公益社団法人著作権情報センター（井奈波朋子訳）、デジタル単一市場指令、https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_02a.html

同規則が保護する対象は欧州市民及び居住者の個人を識別するまたは識別可能な情報である。

第4条では「自然人の身体的、生理学的、行動的特徴に関して、自然人の識別や認証を実施可能な技術的手段を通じて処理された、顔画像や指紋データなどの個人的なデータ」を生体データとして定義し、第9条ではこの生体データを含む特別な種類の個人データの処理は、データ主体が明確な同意を与えた場合等の一定の場合を除いて禁止している。

図表 6 GDPR が定める個人情報の扱い⁷

第4条

(1)「個人データ」とは、識別された、または識別可能な自然人（データ主体）に関するあらゆる情報を意味する。識別可能な自然人とは、特に、氏名、識別番号、位置情報、オンライン識別子などの識別子、またはその自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的、社会的アイデンティティに固有の1つまたは複数の要素を参照することによって、直接的または間接的に識別することができるものを指す。

(14)生体データとは、自然人の身体的、生理学的、行動的特徴に関して、自然人の識別や認証を実施可能な技術的手段を通じて処理された、顔画像や指紋データなどの個人的なデータを意味する。

第9条 特別カテゴリーの個人データの処理

1.人種、民族的な出自、政治的思想、宗教もしくは思想上の信条、労働組合への加入を明らかにするような個人データの取扱い、および、遺伝データまたは自然人を一意に識別することを目的とする生体データ、健康に関するデータ、または自然人の性生活や性的指向に関連するデータの取扱いは禁止する。

なお、GDPRの前文51には、写真の取扱いすべてが上記で示した「特別なカテゴリーの個人データの取扱い」に相当するわけではなく、自然人の識別や認証を実施可能な技術的手段を通じて処理された場合のみが該当すると記載されている⁸。

またGDPRの前文27⁹では、死者に対して本規則は適用されないとしているものの、同文内の「加盟国は死者の個人データの処理に関する規定を定めることができる」との記載に従って、死者に対しても保護を与えている国もある。また純粋に私的な行為または家庭内の行為には適用されない¹⁰。

⁷ Intersoft Consulting, GDPR, <https://gdpr-info.eu/> (シード・プランニング社による仮訳)

⁸ Intersoft Consulting, Recital 51 Protecting Sensitive Personal Data, <https://gdpr-info.eu/recitals/no-51/>

⁹ Intersoft Consulting, Recital 27 Not Applicable to Data of Deceased Persons, <https://gdpr-info.eu/recitals/no-27/>

¹⁰ Data Protection Commission, What is the household exemption? <https://www.dataprotection.ie/en/faqs/general/what-household-exemption>

EU においては肖像や声などを保護することを目的として生成 AI に関連したサービス事業者に対する罰則的な措置が取られる際に、GDPR に依拠した判断が下される事例が出ており、ヒアリング調査においても、複数の学識有識者より、肖像や声を AI 利用から保護する上での有効な枠組みとして言及がなされた。一方で、本報告書の主な調査対象の一つとなる実演家の権利を守る目的において GDPR がどこまで法的な有効性を発揮するかについてはそれら有識者の見解が分かれている。

II プライバシー保護の観点

EU には、プライバシーを保護する枠組みとして、GDPR に加えて、EU の人権目録に相当する EU 基本権憲章（Charter of Fundamental Rights of the European Union）がある。

また人権、民主主義、法の支配の分野での基準策定を主導する欧州評議会（Council of Europe）が策定した欧州人権条約（European Convention on Human Rights）などがある。しかしながら、これらの枠組みは、AI 利用からの保護という文脈において具体的な根拠として参照されることは少ない。

III パブリシティ権の観点

EU において、人格権またとりわけ肖像権を直接的に認める法制度はない。しかしながら、フランス、ドイツ、イタリアといった一部の加盟国では各国の法制度においてこれらの権利が保護されている¹¹。

IV 不公正慣習指令

実演家の肖像や声を AI 利用から保護する上では、企業と消費者間の取引における不公正な商行為を規制する不公正商慣習指令(Unfair Commercial Practices, Directive 2005/29/EC)の枠組みの活用を検討し得るのではないかとの見解を示す学識有識者がいる。ディープフェイクによって消費者行動に悪影響を与えた場合に追加的な保護を提供し得る可能性があるとされる。しかしながら、2025 年 1 月時点では、欧州連合司法裁判所（Court of Justice of the European Union, CJEU）においてこの枠組みを用いた係争中の案件は確認されていない¹²。

V 商標権の観点

EU では欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office , EUIPO）に商標登録を行う欧州連合商標（European Union Trade Mark, EUTM）制度の下で、有名人が肖像の商標登録を行う動きが見られる。2017 年には、オランダ人モデルが自身の顔を写

¹¹ Rossana Ducato 氏とのヒアリングによる

¹² Rossana Ducato 氏とのヒアリングによる

した画像の商標登録を申請し、識別性を欠いているという理由で EUIPO はいったん商標登録を拒絶したものの、この決定を不服とした同モデルの審判請求を受けて、2021 年になって同審判部が拒絶を取り消したなどの事例がある¹³。

しかしながら、本件における争点の一つとなったように、仮に個々の肖像には固有性があることが認められたとしても、その肖像が自他商品または役務を識別するものとして認めることができるかについては見解が分かれる。肖像や声を商標登録する目的の一つが、それらの肖像や声を用いて提供される商品や役務等に関わる権利の保護にあると考えられることから、それら保護すべきものを識別できない場合には肖像や声を商標登録する意義が見出しにくくなる可能性がある。さらには加齢に応じて人相が変化した際にいかに肖像の識別性を認めるかといった点にも課題が残る¹⁴。

そもそも、現行の欧州連合商標制度は AI 利用からの保護を想定していない。このため、肖像や声を保護する上で商標登録を行うことがどこまで有効的であるかについては不明であるとの見方が示されている¹⁵。

VI 女性保護および DV 関連法の観点

EU では、2024 年 5 月に、女性に対する暴力及び DV に対処するための指令（Combating Violence against Women and Domestic Violence, Directive (EU) 2024/1385）が 2024 年 5 月に成立し、同 6 月より適用が開始された。加盟国は 2027 年 6 月までに各国で法制化することが求められる。

同指令の第 5 条は、個人の顔などを映し出した画像を改変するなどして制作した性的なディープフェイクを本人の承諾を得ずに公開などした場合に刑事犯罪とすることを加盟国に対して求めている。

図表 7 女性に対する暴力及び DV に対処するための
指令が定める性的なディープフェイク規制¹⁶

第 5 条 性的または改変されたコンテンツの無断共有

1. 加盟国は以下に示す故意の行為を刑事犯罪とするようにしなければならない。

(a) 深刻な被害が発生し得ると想定される状況において、情報及び通信技術を通じて、性的な行為や人間の一部を描いた画像、動画またはそれらに類するものを本人の承諾を得ずして公開すること。

¹³ Navagraaf, Can you protect your image as a trademark?, <https://www.novagraaf.com/en/insights/can-you-protect-your-image-trademark>

¹⁴ Bureau Brandeis, Famous faces: the portrait as a trademark, <https://bureaubrandeis.com/famous-faces-the-portrait-as-a-trademark/?lang=en>

¹⁵ Jonathan Coote 氏とのヒアリングによる

¹⁶ EUR-Lex, Directive (EU) 2024/1385 of the European Parliament and of the Council of 14 May 2024 on combating violence against women and domestic violence, <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2024/1385/oj/eng>（シード・プランニングによる仮訳）

- (b) 深刻な被害が発生し得ると想定される状況において、情報及び通信技術を通じて、性的な行為に従事していると認識され得るような画像、動画またはそれらに類するものを本人の承諾を得ずして制作、改変、修正し、公開すること。
- (c) 強要、服従、または何らかの行為を止めさせることを目的として、上記の行為をなすと脅迫すること

VI デジタルサービス法の観点

EU デジタルサービス法（The Digital Services Act, DSA）は、2022 年 11 月に発効し、2024 年 2 月より全面適用が開始された。EU 内にユーザーがいるすべてのオンラインプラットフォームは、違法コンテンツへの対策や未成年者の保護措置等を行う必要があることを定めている。

AI 生成物の多くが、オンライン・プラットフォームへの投稿を通じて拡散される傾向があることから、肖像や声を保護する上では、AI 生成システムを提供する事業者だけではなく、生成コンテンツをオンライン上に配信する際に利用されるオンライン・プラットフォーム側に管理責任を求めることが有効であるとの考えが示されている。この考えに基づくと、DSA がディープフェイクの拡散への対応に有効的に活用し得る¹⁷。

③ AI 利用に関する法制度

EU では 2024 年 5 月に AI 規則（AI Act）が成立した。同 8 月の発効後は段階的な適用が開始されており、2026 年に全面的に適用される予定となっている。リスクベースアプローチを採用している点が特徴的であり、AI システムのリスクを「容認できないリスク」「ハイリスク」「限定的なリスク」「最小リスク」の 4 段階に区別し、各々のリスクに応じた規制を規定している。

AI 規則の第 5 条では、AI 慣行の禁止事項として、インターネットや監視カメラ映像から顔画像を無差別にスクレイピングし、顔認識データベースを作成または拡張する AI システムを市場に提供または稼働または利用することを禁止している。

¹⁷ Rossana Ducato 氏とのヒアリングによる

図表 8 AI 規則が禁止する AI 慣行¹⁸

第 5 条 禁止される AI 慣行

1. 以下に示す AI 慣行は禁止される。

- (a) 意思決定能力を意図的に歪めることを目的または効果を伴う、サブリミナル技術や明確に操作的または欺瞞的な技術を用いたもの。
- (b) 重大な危害を与えるような形式で個人や集団の行動を歪める目的または効果を伴う、年齢、障害、特定の社会的または経済的状況などを要因とする脆弱性を悪用するもの。
- (c) 以下に挙げられる結果をもたらし得るソーシャルスコアを用いて、社会的行動や個人的特徴に基づき一定期間にわたり個人や集団を評価または分類するもの。
 - (i) データが生成または取得された状況とは無関係な社会状況における特定の個人や集団に対して不利益または不利な扱いを与えるもの。
 - (ii) その社会的行動に則さない形式で特定の個人や集団に対して不利益または不利な扱いを与えるもの。
- (d) 自然人のプロファイリングのみに基づき、または個人的な特徴などに基づき刑事的犯罪を起こす可能性を判断または予測するためのもの。ただし、犯罪行為に直結した客観的な事実に基づく人的判断を支援する AI システムには適用されない。
- (e) インターネットや CCTV からの顔画像を無差別にスクレイピングすることで構築した顔認識データベースを作成または拡張するもの。
- (f) 職場や教育機関において自然人の感情を推測するもの。ただし、医学的または安全上の理由に伴う活用を目的として導入されたものを除く。
- (g) 人種、政治的見解、労働組合員であるかどうか、宗教的または哲学的信念、性生活や性的指向を推定または推測するために生体認証データに基づき各人を分類する生体認証分類システムの活用。ただし、本禁止条項は、EU 法または各国法が適用される生体認証データやその分類に基づき、合法的に取得された画像などの生体認証データセットのラベリングまたはフィルタリングには適用されない。
- (h) 法執行の目的で導入された公衆の場におけるリアルタイムの遠隔生体認証システム。ただし、例外的に必要と見なされた以下の利用を除く。
 - (i) 誘拐、人身取引、性的搾取をされた被害者や行方不明者の捜索
 - (ii) 生命や身体的安全に対する重大で緊急な脅威や、テロ行為の差し迫ったまたは予見可能な脅威
 - (iii) 犯罪の捜査や訴追または一定条件を満たした刑罰の執行を目的として刑事的犯罪を起こした容疑者の所在または身元を特定するもの。

¹⁸ EU Artificial Intelligence Act, Article 5: Prohibited AI Practices,

<https://artificialintelligenceact.eu/article/5/>

(シード・プランニング社による抄訳)

同規則のリサイタル 43 では、インターネットや監視カメラ映像から顔画像を無差別にスクレイピングした顔認識データベースを禁止する理由として、大規模監視はプライバシー権を始めとする根本的な権利を侵害する可能性があるためと記載されている¹⁹。さらにリサイタル 30 では、顔や指紋などの生体情報に基づき個人の政治的見解や宗教上の信仰や性的指向などを分類するシステムを禁止する一方で、EU または加盟国の法制度に抵触しない範囲において、例えば髪の毛や目の色などによって生体情報を分類すること自体は禁止しないと記載されている。また合法的に取得した生体情報に基づく画像などのデータセットをラベリングまたはフィルタリングすること自体は禁止されていないと定められている²⁰。ただし、データの取得方法が合法的であったとしても、ソーシャルスコアリングなど用途に応じて禁止される場合がある。

また本規則の第 50 条に示された特定の AI システムのプロバイダ及びデプロイヤーに課された透明性義務として、AI で生成したコンテンツが人工的に生成または操作されたものであることを明らかにしなければならないと定めている。

図表 9 AI 規則が定める透明性の義務²¹

- | |
|--|
| <p>第 50 条 特定の AI システムのプロバイダ及びデプロイヤーに課された透明性義務</p> <p>1. プロバイダは、自然人と直接的にやり取りを行う AI の設計と開発を行うに際し、情報を十分に持ち、観察力があり、慎重な態度を取る自然人の観点から明らかでなければ、自然人と直接的にやり取りを行う AI を利用するその自然人が、そうしたやり取りをしていると認識できるように設計及び開発しなければならない。ただし、この義務は刑事犯罪の検知、抑止、捜査や訴追をするために法律で認められた AI システムには適用されない。ただし、公衆が刑事犯罪を通報するために利用可能なシステムでなければ、第三者の権利や自由を適切に保護するものとする。</p> <p>2. 合成された音声、画像、動画コンテンツを生成する汎用目的 AI システムを含む AI システムのプロバイダは、AI システムの出力が機械可読形式で表示され、かつ人工的に生成または操作されたものであると認識され得るものにしなければならない。プロバイダは、多様なコンテンツの種類の固有性や限界、実装コスト、関連する技術標準に反映され得る一般的な最新技術を踏まえ、技術的に可能な限りにおいて、その技術的な解決策が、効果的で、相互利用が可能で、強固で信頼できるものにしなければならない。本義務は、AI システムが標準的な編集作業を行う際の補助的な機能を担うだけ</p> |
|--|

¹⁹ Intersoft Consulting, Recital 43 Banning AI facial recognition for mass surveillance, <https://ai-act-law.eu/recital/43/>

²⁰ Intersoft Consulting, Recital 30 AI systems for biometric categorisation <https://ai-act-law.eu/recital/30/>

²¹ EU Artificial Intelligence Act, Article 50: Transparency Obligations for Providers and Deployers of Certain AI Systems, <https://artificialintelligenceact.eu/article/50/> (シード・プランニング社による仮訳)

に過ぎない場合やデプロイヤによる入力データまたはセマンティクスを大きく変更しない場合、または刑事犯罪の検知、抑止、捜査や訴追をするために法律で認められた AI システムには適用されない。

3.感情認識システムや生体認証分類システムのデプロイヤは、該当する自然人に対して、そのシステムの運用を通知し、規則(EU) 2016/679、規則(EU) 2018/1725、指令(EU) 2016/680 が適用される場合はこれらに則って個人データを処理しなければならない。本義務は、第三者の権利や自由を適切に保護し、EU 法を遵守する限りにおいて、刑事犯罪の検知、抑止、捜査や訴追をするために法律で認められた生体認証分類や感情認識に用いられる AI システムには適用されない。

4.ディープフェイクを構成する画像、音声、動画コンテンツを生成または操作する AI システムのデプロイヤは、そのコンテンツが人工的に生成または操作されたという事実を開示しなければならない。この義務は刑事犯罪の検知、抑止、捜査や訴追をするために法律で認められた AI システムには適用されない。コンテンツが明らかに芸術的、創作的、風刺的、架空的、類似作品またはプログラムである場合は、この透明性義務は、作品の表示または享受に悪影響を与えない形式で生成または操作されたコンテンツの存在の開示に限定される。

公共の利益に関して公衆に伝えることを目的として公開されるテキストを合成または操作する AI システムのデプロイヤは、そのテキストが人工的に生成または操作されたことを開示しなければならない。この義務は刑事犯罪の検知、抑止、捜査や訴追をするために法律で認められた利用や、AI 生成コンテンツが人的な検査や編集手続きを経ており、自然人または法人がそのコンテンツの公開に編集責任を有する場合は適用されない。

5.1 から 4 で示された内容は最初のやり取りまたは公開時までに明確かつ識別可能な形式で自然人に対して提供されなければならない。また適切なアクセシビリティ要件に従わなければならない。

6.1 から 4 で示された内容は第 3 章で示される要件や義務には影響を与えない。また AI システムのデプロイヤについて定めた EU 法や各国法で定められたその他の透明性義務には影響を与えない。

7.人工的に生成または操作されたコンテンツの検知やラベリングに関する義務の効果的な実施に向けて、AI オフィス²²が EU 単位での行動規範の作成を進めていく。欧州委員会は、第 56 条に記載された手続きに則り、それらの行動規範を認可するための実施規則を導入することがある。行動規範が十分ではないと見なされた場合、欧州委員会は第 98 条第 2 項に示した審査手続きに則り、それらの義務に即したルールを規定した実施規則を導入することがある。

²² AI 規則の実施を支援する役割を担う機関として設置された。

このため、ディープフェイクを構成する画像、音声または映像コンテンツを生成または操作する AI システムのデプロイヤーに対してはラベル表示が義務付けられる。なお、上記で述べた透明性の義務については、2026 年 8 月 2 日より適用開始される予定となっている。本義務を含めて、AI 規則が肖像や声をいかに保護するかについては、同規則の本格的な適用が進むに伴い、議論がより活発化していくことが見込まれる。

(2)AI と肖像、声の保護に関する判例や議論の状況

①Clearview AI に対する行政処分

EU 加盟国では、各国のデータ保護当局が、顔写真に特化した検索サービスを提供する米企業 Clearview AI に対して、GDPR 違反として罰金を科す事例が相次いだ。

図表 10 EU 加盟国のデータ保護当局による Clearview AI への対応

2022 年 2 月	イタリアのデータ保護局が 2000 万ユーロの罰金を科す ²³
2022 年 7 月	ギリシャのデータ保護当局 (Hellenic DPA) が 2000 万ユーロの罰金を科す ²⁴
2022 年 10 月	フランスのデータ保護当局 (CNIL) が 2000 万ユーロの罰金を科す ²⁵
2024 年 10 月	オランダのデータ保護当局 (DPA) が 3050 万ユーロの罰金を科す ²⁶

Clearview AI は、犯罪捜査への利用などを目的として、SNS 画像を含むオンライン上で集めた顔画像のデータベースを構築している。独自の顔認識技術を有しているため、ユーザーは特定の人物の顔画像をアップロードすれば、その顔画像と似た顔画像が表示されているオンライン上のページへと遷移する URL を取得することができる。

いくつかの EU 加盟国は、このサービスが、GDPR が定める個人データ（第 4 条）または特別カテゴリーの個人データ（第 9 条）を適切な法的根拠なしに処理したことなどを問題視したため、同社に対して罰金を科すに至った。

しかしながら、GDPR を根拠として、生成 AI に用いられた肖像や声をどこまで包括的に保護できるかについては見解が分かれている。ヒアリング調査においては、実演家の肖

²³ European Protection Board, Facial recognition: Italian SA fines Clearview AI EUR 20 million, https://www.edpb.europa.eu/news/national-news/2022/facial-recognition-italian-sa-fines-clearview-ai-eur-20-million_en

²⁴ European Protection Board, Hellenic DPA fines Clearview AI 20 million euros, https://www.edpb.europa.eu/news/national-news/2022/hellenic-dpa-fines-clearview-ai-20-million-euros_en

²⁵ European Protection Board, The French SA fines Clearview AI EUR 20 million, https://www.edpb.europa.eu/news/national-news/2022/french-sa-fines-clearview-ai-eur-20-million_en

²⁶ European Protection Board, Dutch Supervisory Authority imposes a fine on Clearview because of illegal data collection for facial recognition, https://www.edpb.europa.eu/news/national-news/2024/dutch-supervisory-authority-imposes-fine-clearview-because-illegal-data_en

像や声についても GDPR を通じて保護することができるとの見解を示す意見が聞かれた²⁷
一方で、GDPR は個人情報保護を念頭に置いた枠組みであるため、実演家の商業的な権利
を保護することには適用できないのではないかと意見も聞かれた²⁸。

²⁷ Rossana Ducato 氏とのヒアリングによる

²⁸ Jonathan Coote 氏とのヒアリングによる

2. ドイツ

ドイツには、AI 利用から肖像や声を包括的に保護する法制度がないものの、ディープフェイクポルノ利用対策として刑法を強化することが検討されている。また肖像や声そのものは著作権では保護されていない。個人の肖像や声を無断使用した AI 生成コンテンツが経済的または精神的な損害といった実害を与えた場合には、人格権や氏名権などを定めた民法の類推適用などを通じて差し止めや損害賠償といった対抗措置を求める事例が出てきている。

(1) AI と肖像、声の保護に関する規定

① 著作権の観点

ドイツでは、肖像や声が創作活動や芸術的表現の一部として使用される場合は、著作権及び著作隣接権に関する法律（著作権法、UrhG）に基づき保護される。個人の肖像に関する権利については、造形美術の著作物及び写真の著作物の著作権に関する法律（MUG）に規定されている。

図表 11 著作権及び著作隣接権に関する法律²⁹

第 108 条 著作隣接権の不法な侵害

1. 法律により許される場合を除き、次の各号に掲げるものについて、その権限を有する者の同意を得ることなく、それぞれ当該各号に掲げる行為をする者は、3 年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

① 学術的刊行物（第 70 条）又はそうした刊行物の翻案物若しくは改作物
複製し、頒布し、又は公衆に再生すること

② 遺作著作物又はそうした著作物の翻案物若しくは改作物
第 71 条に違反して利用すること

③ 写真（第 72 条）又は写真の翻案物若しくは改作物
複製し、頒布し、又は公衆に再生すること

④ 実演芸術家の実演
第 77 条第 1 項若しくは第 1 項第 1 文又は第 78 条第 1 項に違反して利用すること

⑤ レコード盤
第 85 条に違反して利用すること

⑥ 放送
第 87 条に違反して利用すること

⑦ 録画物又は音声付き録画物

²⁹ 邦訳は、著作権情報センター（本山雅弘訳）、1907 年 1 月 9 日の造形美術の著作物及び写真の著作物の著作権に関する法律、https://www.cric.or.jp/db/world/germany/germany_c1b.html

第 94 条又は第 94 条と併せ第 95 条に違反して利用すること

⑧データベース

第 87 条 (b) 第 1 項に違反する利用

2.未遂は、罰に処する。

第 108 条 (a) 業としての不法な利用

1.第 106 条ないし第 108 条の場合において、行為者が業としてその行為をするときは、その刑は、5 年以下の自由刑又は罰金刑とする。

図表 造形美術の著作物及び写真の著作物の著作権に関する法律³⁰

第 22 条 自己の肖像に関する権利

肖像は、肖像本人の同意がある場合に限り、頒布し、または公衆に展示することができる。肖像本人が、自らを描写させることにつき報酬を受けている場合において、疑いがあるときは、この同意は与えられたものとみなす。肖像本人の死後は、10 年の期間が終了するまでの間、肖像本人の近親者の同意を要する。この法律の意味における近親者とは、肖像本人の生存配偶者又はパートナー及び子をいうものとし、配偶者、パートナー又は子のいずれも存しない場合には、肖像本人の父母をいうものとする。

第 23 条 第 22 条に対する例外

1.つぎの各号に掲げるものは、前条により必要とされる同意を得ることなく、頒布し、及び展示することができる。

①時事の領域に属する肖像

②影像で、人物が風景その他の場所と並び専ら点景として登場するもの

③影像で、描写された人物が参加している集会、行進及びそれに類する出来事に関するもの

④囑託によらずに作成された肖像で、その頒布または展示が美術のより高度の利益に裨益するもの

2.ただし、この権限は、頒布及び展示で、肖像本人の正当な利益又はその者が死亡の場合にはその近親者の正当な利益を損なうものには及ばない。

しかしながら、現行の法制度においては、AI 利用に関して、人の声や肖像そのものは著作権では保護されていないとの見解をドイツ連邦司法省が示している。

³⁰ 邦訳は、著作権情報センター（本山雅弘訳）、1907 年 1 月 9 日の造形美術の著作物及び写真の著作物の著作権に関する法律、https://www.cric.or.jp/db/world/germany/germany_c2.html#22

図表 12 ドイツ連邦司法省「人工知能と著作権についての Q&A」³¹

・ AI が生成したコンテンツは著作権保護の対象となり得るか？

著作権法で保護されるのは、個人の知的創作物のみである。したがって、AI に関して著作権が適用されるのは、新たに創作された作品が基本的な部分が人間によって創作された場合に限られる。

・ 著作権法はディープフェイクをどのように保護するか？

著作権で保護されたコンテンツを素材として使用した場合、ディープフェイクの作成および配布は著作権侵害となり得る。著作権で保護されたコンテンツの複製、公開複製、編集は、権利者の同意または法的権限に基づいてのみ許可される。権利者は、違法使用に対して差止請求や損害賠償請求を主張することができる。

ただし、人の声や肖像そのものは著作権で保護されていない。写真や動画といった原作の著者のみがその権利を主張することができる。ただし、ディープフェイクがパロディや風刺画である場合などに、著作権侵害が正当化されることもある。

ディープフェイクは一般的な人格権を侵害し得る。連邦憲法裁判所の判例によれば、「技術的に操作された画像で、あたかも当該人物の本物の肖像であるかのような印象を与えるものの流布」については保護され、差止請求権及び削除請求権が認められる。個人の権利の重大な侵害が認められる場合は、損害賠償請求も検討される。EU による AI 規則では、ディープフェイクに対するラベル表示義務を規定するが、それは著作権ではなく人格権の保護のためである。

②その他の観点

I プライバシー/人格権の観点

ドイツでは、個人の肖像や声そのものは一般的人格権（Allgemeines Persönlichkeitsrecht, APR）によって保護されている。一般的人格権は、ドイツ基本法 1 条 1 項「人間の尊厳」と結びついた 2 条 1 項「人格の自由な発展の権利」から生じる権利であり、基本権として個人の自由を保護する。一般的人格権は、個々の法律上の権利をまとめた総称であり、ここに肖像や声の個人の権利が含まれる³²。

II パブリシティ権の観点

個人の肖像や声の無断使用については、経済的な損害を与えるか、名誉や人格を侵害し精神的損害を与える場合には、ドイツ民法典（Bürgerliches Gesetzbuch, BGB）の第 823

³¹ Bundesministerium der Justiz, Künstliche Intelligenz und Urheberrecht, https://www.bmj.de/SharedDocs/Downloads/DE/Themen/Nav_Themen/240305_FAQ_KI_Urheberrecht.pdf?__blob=publicationFile&v=2（シード・プランニングによる抄訳）

³² Bundeszentrale für politische Bildung, Persönlichkeitsrechte, <https://www.bpb.de/themen/recht-justiz/persoennlichkeitsrechte/>

条を類推適用することで、他者の権利や利益を不当に侵害する行為に対して損害賠償の請求を主張することができる³³。

図表 13 ドイツ民法典が定める損害賠償責任³⁴

第 823 条 損害賠償責任

- 1.故意または過失により他人の生命、身体、健康、自由、財産、その他の権利を侵害した者は、その結果生じた損害を賠償する義務を負う。
- 2.他人の権利を保護することを目的とする法律に違反した者も、同様の義務を負う。法律の内容によっては、故意または過失がなくても法律に違反する可能性があるが、その場合、損害賠償義務は故意または過失があった場合にのみ発生する。

また肖像や声の使用が、ライセンス契約を始めとする特定の契約に基づいている際に使用範囲などに関して契約違反が発生した場合は、ドイツ民法典の第 145 条に基づき、契約に基づいて保護される。

図表 14 ドイツ民法が定める申し込みの拘束力³⁵

第 145 条 申し込みの拘束力

他人に対して契約の締結の申し込みをした者は、その申し込みに拘束される。ただし、申込者が拘束されない旨を表示したときは、この限りでない。

③AI 利用に関する法制度

ドイツにおいては、「ディープフェイクに対する刑法上の人格権保護に関する法律」の草案が、2024 年 7 月 5 日に開催された第 1046 回連邦参議院本会議で採択され、その後、2024 年 8 月 21 日にドイツ連邦議会に提出された³⁶。2025 年 1 月時点で審議中となっている。

³³ Kanzlei Buse Herz Grunst Rechtsanwälte, Ansprüche bei Persönlichkeitsrechtsverletzungen ,<https://www.kanzlei-law/medien-und-persoenlichkeitsrechtsverletzungen/>

³⁴ Bürgerliches Gesetzbuch (BGB) § 823 Schadensersatzpflicht, https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_823.html (シード・プランニングによる仮訳)

³⁵ Bürgerliches Gesetzbuch (BGB) § 145 Bindung an den Antrag, https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_145.html (シード・プランニングによる仮訳)

³⁶ Deutscher Bundestag, Gesetz zur Änderung des Strafgesetzbuches - Stärkung des Schutzes von Vollstreckungsbeamten und Rettungskräften sowie von dem Gemeinwohl dienenden Tätigkeiten, https://dip.bundestag.de/vorgang/gesetz-zur-änderung-des-strafgesetzbuches-stärkung-des-schutzes-von/315278?term=NOT%20zusatzmerkmal%3AE%20AND%20vorgangstyp_notation%3A100&f.wahlperiode=20&f.typ=Vorgang&start=25&rows=25&sort=basisdatum_ab&pos=44&ctx=e

図表 15 ディープフェイクに対する刑法上の人格権保護に関する法律の草案³⁷

刑法 (StGB) の改正

第 201 条(b) デジタル偽造による人格権の侵害

1. コンピューター技術を用いて作成され、または改変されたメディア・コンテンツであって、その人の外見、行動または口頭での発言を忠実に再現した画像または音声記録のように見えるものを第三者に提供することによって、他人の人格権を侵害した者は、2 年以下の拘禁刑または罰金刑に処せられる。第 1 文による犯罪が死者に関するものであり、それによって人格権が著しく侵害された場合も同様とする。
2. 第(1)項第 1 文に規定する場合において、メディア・コンテンツを公衆に利用可能なものとし、または極めて個人的な事柄に関連するメディア・コンテンツを利用可能なものとした者は、5 年以下の拘禁刑または金銭刑に処せられる。
3. 第(1)項第 1 文は、第(2)項と併せ、正当な関心、すなわち、芸術もしくは科学、研究もしくは教育、時事もしくは歴史に関する報道またはこれらに類似する目的のために行われる行為には適用されない。
4. 犯罪者または関与者が使用した画像または音声媒体、その他の技術的手段は、没収することができる。第 74 条(a)を適用。

ディープフェイク法案は、バイエルン州の取り組みに基づくものである³⁸。法案の説明文によると、ディープフェイクは個人の権利を侵害する可能性があり、偽情報を流布することで民主的な意思決定プロセスを混乱させるリスクをはらんでいる。また無関係な人の声を利用して金銭を要求する場合など、刑事犯罪に利用されるケースも増加している。

ディープフェイクの 90% 以上は、インターネット上のポルノおよびヌードの分野に使用されており、画像や映像の加工によって主に女性や少女が望まない被害を受けるケースが数多く発生している。バイエルン州は、被害者が受ける影響は、本物のヌード画像を無許可で配布した場合とほとんど変わらないと被害の深刻さを訴えている。

そういった背景を踏まえ、既存の刑法では、ディープフェイクを用いた犯罪に対する対抗手段として十分ではないとし、ドイツ刑法 (StGB) 201 条 (b) の新設が提起された。これは、ディープフェイクを用いた個人に対する権利侵害について、2 年以下の懲役または罰金を科すというものである。ディープフェイクによるポルノがインターネット上で配布されるような「極めて個人的な生活範囲」に深刻な影響を及ぼすケースでは、5 年以下の禁固刑を求めている。これは刑法第 223 条の身体的傷害と同等の刑罰である。

³⁷ Deutscher Bundestag, Entwurf eines Gesetzes zum strafrechtlichen Schutz von Persönlichkeitsrechten vor Deepfakes, <https://dserver.bundestag.de/btd/20/126/2012605.pdf> (シード・プランニングによる仮訳)

³⁸ Bayerisches Landesportal, Pressemitteilungen, <https://www.bayern.de/deepfake-initiative-aus-bayern-bayern-kritisiert-stellungnahme-des-bundesjustizministers-im-bundeskabinett-justizminister-georg-eisenreich-die-bundesregierung-ist-aufgefordert-zum-schutz-der-p/>

(2)AI と肖像、声の保護に関する判例や議論の状況

①シュルツ首相のディープフェイク動画が差し止め

2023 年 11 月、アクション芸術集団「Zentrum für politische Schönheit (ZPS)」が極右政党「ドイツのための選択肢 (AfD) の禁止」をテーマとしたウェブサイトを開設した。そのキャンペーンの一環として、偽のシュルツ独連邦首相が AfD の禁止についてスピーチをするというディープフェイク動画を様々な SNS に公開した。AI 技術を用いて作成された動画は本物の首相が演説しているように見えるため、ドイツ政府は人格権の観点から動画の削除を要求した。ソーシャルメディアのプラットフォームが動画を削除したものの、ZPS は新しいバージョンをアップロードしたため、政府は裁判所に緊急法的保護を申請した。

2024 年 2 月、ベルリン第二地方裁判所は ZPS に対し、一時差止命令を下した（事件番号 15 O 579/23）。ZPS による「動画の中の首相は明らかに偽物だと認識できる」との主張は退けられ、判決の中で裁判所は、ドイツ民法第 12 条に基づく氏名権の侵害と、ドイツ民法第 1004 条の排除および差止救済の権利の類推適用により、動画が帰属の混同を引き起こすため、ドイツ政府は差し止めによる救済を受ける権利があるとしている。

ドイツの法律事務所である Mitscherlich の Alexander Bach 氏によると、ドイツ政府は当初は人格権の侵害を根拠としていたが、公人であるシュルツ首相には適用されず、「氏名権や帰属の混同」が適用された³⁹⁴⁰。なお、ZPS はすでに控訴することを発表している。

本判決に対しては、ドイツ国内で様々な反応が示された。ZPS の弁護士トルステン・フェルトマン氏は、「ドイツ基本法第 5 条の芸術の自由も、差止命令による救済の請求を妨げるものではない」などとしたこの決定について、「視聴者は AI ロボットを本気でシュルツだとは思っていないだろう。この決定は事実の認識レベルで間違っていると考える。また、それとは無関係に、芸術の自由があまりにもその余地を与えられていないという根本的な問題もある」との見解を示している。

³⁹ Legal Tribune Online, Gericht ver-bietet Scholz-Fake-Video zu AfD-Verbot, <https://www.lto.de/recht/nachrichten/n/lg-berlin-ii-15o579-23-olaf-scholz-bundeskanzler-deep-fake-afd-verbot-zentrum-politische-schoenheit>

⁴⁰ Alexander Bach 氏とのヒアリングによる

3. フランス

フランスには、AI 利用から肖像や声を包括的に保護する法制度が存在しない。また肖像や声そのものは著作権では保護されていない。しかしながら、民法第 9 条で規定された人格権に基づき、AI 利用から肖像や声を保護することが可能であるとの見方が示されている。また刑法の強化を通じてディープフェイクによる性的被害に対処しようとする動きが見られている。

(1) AI と肖像、声の保護に関する規定

① 著作権の観点

フランスでは、実演に該当する場合、著作隣接権によって保護される。知的所有権法典の第 212 の 3 条の I では「実演家の実演の固定、その複製及びその公衆への伝達並びに音と映像が同時に固定された場合における実演のその音と映像のいずれの分離使用」において、実演家の許諾を必要とすると定められている。

図表 16 知的所有権法典が定める実演家の定義と権利⁴¹

第 212 の 1 条

実演家とは、職業上の慣行によって補助的な実演者と考えられる者を除き、文学的若しくは美術的著作物又は寄席演芸、サーカス若しくは操り人形の出し物を上演・演奏し、歌唱し、口演し、朗唱し、演じ、又はその他のいずれかの方法によって実演する者である。

第 212 の 3 条 I

実演家の実演の固定、その複製及びその公衆への伝達並びに音と映像が同時に固定された場合における実演のその音と映像のいずれの分離使用も、実演家の書面の許諾を要する。

しかしながら、固定されていない肖像や声そのものは著作権または著作隣接権で保護することはできないと考えられている⁴²。

⁴¹ 邦訳は、著作権情報センター（財田寛子訳），外国著作権法 フランス編 知的所有権法典 第 1 部 文学的及び美術的所有権，https://www.cric.or.jp/db/world/france/france_c2.html#chapter2-sho-2setsu

⁴² Nicolas Binctin 氏とのヒアリングによる

②その他の観点

I プライバシー/人格権の観点

フランスでは肖像権(droit à l'image)はプライバシーの保護と密接に関わっており、フランス民法第9条はすべての人が私生活を尊重される権利を有すると定めている。この民法第9条は、人格権のあらゆる側面を保護するための根拠法令となり、生成 AI 利用においても本人の承諾を得ずにその肖像や声を用いた場合には人格権が侵害されたと見なされる。よって、経済的損害の有無や肖像や声の持ち主の知名度に関わらず、民法第9条によって肖像や声そのものを保護することが可能である⁴³。

また刑法第226-1条は、私的な場所において他人の肖像を本人の同意なく固定、録画、送信することにより、他人のプライバシーを侵害する行為を禁固1年、罰金45,000ユーロで処罰すると規定している。さらにフランス刑法第226-8条は、モンタージュであることが明白でない場合、または明示的に言及されていない場合、いかなる手段であれ、本人の同意を得ずに本人の肖像から作成されたモンタージュを公表することを、禁固1年および1万5000ユーロの罰金に処する犯罪となると定めている。

また個人画像のデジタル上での使用などで適用されるのは、刑法第226-1条、そして8条である。そして、この8条は新法 SREN 法15条によって、改正された。

図表 17 刑法第226-1条⁴⁴

第226-1条

いかなる手段であれ、故意に他人のプライバシーを侵害することは、1年の禁固刑と4万5000ユーロの罰金に処される。

第1項 著作者の同意なしに、私的または内密に語られた言葉を捕捉、録音または送信すること。

第2項 私的な場所にいる人の肖像を、関係者の同意なしに、固定、記録、または送信すること。

図表 18 刑法第226-8条⁴⁵

刑法第226-8条

いかなる手段であれ、人の言葉や肖像を用いた性的な内容のモンタージュを、その人の同意なしに、公衆または第三者の目に触れさせることは、2年の禁固刑および6万ユーロの罰金に処される。アルゴリズム処理によって生成され、人の画像または言葉を複製した性的な性質を持つ視覚的または聴覚的コンテンツを、同意を得ずに、いかなる手段

⁴³ Nicolas Binctin 氏とのヒアリングによる

⁴⁴ Légifrance, Code pénal Article 226, https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000049567458 (シード・プランニングによる仮訳)

⁴⁵ Légifrance, Code pénal Article 226-8-1, https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000049567458 (シード・プランニングによる仮訳)

によっても公衆または第三者の注意を引くことは、本項の犯罪と同様に扱われ、同じ罰則で処罰される。

第1段落で示された犯罪が、書面または視聴覚の報道機関を通じて行われる場合、責任者の決定については、これらの事項を規定する法律の具体的な規定が適用される。

アルゴリズム処理によって生成されたモンタージュまたはコンテンツの公表がオンライン公共通信サービスを利用して行われた場合、第1段落に規定されている罰則は、禁固3年及び罰金7万5000ユーロに引き上げられる。

II パブリシティ権の観点

アーティストの肖像権はアーティストに帰属するとの判断を下した判例⁴⁶がある。2009年9月に歌手とレコード会社の間でジャケット写真に用いられた肖像に関わる権利等について争われたこの裁判において、知的所有権法典や民法第9条などを根拠として、高等法院第一民事法廷は、職業的な文脈で撮影された芸術家の写真の場合、「表現の自由の行使ではなく商業的な搾取行為を構成する編集物の表紙に芸術家の写真を複製することは、事前の許諾が必要であり、利害関係者からの許諾がない場合、かかる複製は違法であり、肖像権を侵害する」と判示した。

③AI利用に関する法制度

フランスでは、デジタル空間の確保と規制を目的とした2024年5月21日付法律第2024-449号（通称SREN法）⁴⁷が2024年5月21日に公布され、5月22日に公報に掲載、施行された。

SREN法の重要な条項のひとつは、一般的に「ディープフェイク」として知られる偽画像のオンライン公開に関するものである。フランスでは近年になってディープフェイクの拡散が話題を集めることが多くあり、その中には、エマニュエル・マクロン大統領が、自身の政策に対する抗議運動の象徴となっている黄色いベストを着用したデモ参加者に扮したように加工したディープフェイク画像などが含まれる。

この現象に対抗するため、SREN法は、「アルゴリズム処理によって生成され、人物の画像または言葉を表現した視覚的または音声的コンテンツ」を、関係者の許可なく、かつAIによって生成されたコンテンツであることが明らかでない、またはAIの使用が明示されていない状態で、公衆または第三者の目に触れるようにすることを、1年の禁固刑と1万5000ユーロの罰金に処する犯罪としている。この罰則は、オンライン・コミュニケーション

⁴⁶ Cour de cassation, 1re chambre civile, 24 septembre 2009 no 08-11.112, <https://www.legifrance.gouv.fr/juri/id/JURITEXT000021079237/>

⁴⁷ Legifrance, LOI n° 2024-449 du 21 mai 2024 visant à sécuriser et à réguler l'espace numérique (1), <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000049563368>

ン・サービスを利用した場合、4万5000ユーロの罰金と2年の禁固刑に引き上げられる（刑法226条の8を改正するSREN法15条）。

この枠組みにおいては、たとえ被写体の許可を得ている場合でも、コンテンツがデジタルで生成・改変されたことが視聴者にとって重要な情報である場合は、それを明記することが適切であると見なされている。このような透明性を確保することで、AI生成物が誤解を与えず、情報の信頼性が守られる。またフランスにおける電気通信・放送・デジタル等の規律・監督を行う規制機関となる視聴覚およびデジタル通信規制局（Autorité de régulation de la communication audiovisuelle et numérique, ARCOM）が違法コンテンツの監視を行う際に、AI生成物であることを明示することで、適切な審査や判断を受けやすくなると考えられている⁴⁸。

図表 19 SREN 法 15 条

刑法第 226-8 条第一は以下のように改正される。

1. 第 1 項を以下のように改正する。

a) 「公表する」という語を「公衆または第三者の注意を引く」という語に置き換える。

b) 次の一文が追加される：「アルゴリズム処理によって生成され、人物の画像または言葉を表す視覚的または音声的コンテンツを、その人物の同意なしに、いかなる手段によっても、公衆または第三者の注意を引くことは、そのコンテンツがアルゴリズムによって生成されたものであることが明らかでない場合、またはそのことが明示的に言及されていない場合、本項の犯罪として扱われ、同じ罰則で処罰される。

2. 同じ第 1 段落の後に、以下のように新しい段落を挿入する：

「本条に規定される犯罪がオンライン公共通信サービスを利用して行われた場合、これらの罰則は禁固 2 年および罰金 4 万 5000 ユーロに引き上げられる。

3. 第 2 項において、「前項に規定される犯罪は」という文言は、「本条に規定される犯罪は」という文言に置き換えられる。

なお、SREN 法は、フランスにおける独立国家機関の ARCOM とフランス共和国データ保護機関（La Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés, CNIL）に大きな権限を与えた法令となっている。

⁴⁸ Village de la justice, Loi SREN : Les 10 principales mesures, <https://www.village-justice.com/articles/loi-sren-les-principales-mesures,49487.html>（シード・プランニングによる仮訳）

図表 20 ARCOM と CNIL

ARCOM（オーディオビジュアルとデジタル分野の監視機関）

ARCOM は、オーディオビジュアル最高評議会（CSA）の後継として設立された独立公共機関であり、デジタルコンテンツの監督を行う。後述のデジタル時代における文化作品へのアクセスの保護及び規制に関する法により、CSA と高等著作権保護機関（HADOPI）が統合され、ARCOM となった。ARCOM には法人格があり、法的な独立性が強化されている。具体的には、ARCOM は違法コンテンツや未成年者に有害なコンテンツの削除、年齢認証システムの実施監視などの役割を担う。

CNIL（個人情報保護に関する監督機関）

CNIL は独立行政機関（AAI）として、主に個人情報保護やデータ管理に関する規制を担当している。1978 年に「情報と自由に関する法律」に基づいて設立され、デジタル分野における個人データの保護と管理を行っている。SREN 法により、この独立行政機関としての地位が強化され、GDPR に基づき、監視・是正の権限が拡充された。

ARCOM は法人格を持つが、CNIL は法人格を持たない。この違いにより、ARCOM は法的な独立性がより強固であり、裁判や契約の締結など法的手続きを自ら行うことが可能である。また両機関には、デジタルコンテンツの適切な監視と個人データの保護に関する強力な権限が付与されており、これには違反があった場合の罰則や監査の実施が含まれる。このように、SREN 法は ARCOM と CNIL に対し、それぞれの分野での規制能力を強化し、フランスのデジタル空間における安全性と透明性の向上を図っている⁴⁹。

なお、CNIL は GDPR の定める義務を遵守していない対象に対し、審議し、制裁金を科すことができる。また 2023 年 1 月には AI 部門の創設を発表した。同部門は、関連するガイドラインや勧告を発行し、また AI システムの使用に関連する違反が発生した場合は調査及び是正に向けた取り組みの支援を行う⁵⁰。

(2)AI と肖像、声の保護に関する判例や議論の状況

2025 年 2 月末時点では、フランスでは生成 AI により自身の肖像や声に類似する画像・音声が生じ・利用されたとして訴訟が提起された例はみられないということであった。フランスでは訴訟よりもまずは交渉を行うことが一般的であることに加えて、フランスの市場は大きくないことが理由であると考えられる⁵¹。

⁴⁹ Dalloz Actualité, Loi SREN : renforcement des pouvoirs de l'ARCOM et de la CNIL au service de la protection des internautes, <https://www.dalloz-actualite.fr/flash/loi-sren-renforcement-des-pouvoirs-de-l-arcom-et-de-cnil-au-service-de-protection-des-internautes#:~:text=La%20loi%20n%C2%B02024,CNIL%20sur%20de%20nombreux%20points>.

⁵⁰ CNIL, The CNIL creates an Artificial Intelligence Department and begins to work on learning databases, <https://www.cnil.fr/en/cnil-creates-artificial-intelligence-department-and-begins-work-learning-databases>

⁵¹ Nicolas Binctin 氏とのヒアリングによる

4.英国

英国では、生成 AI の台頭以前から、肖像や声を保護する法制度が十分に整備されていないことが問題視されてきた。EU と同様に個人情報やプライバシー保護の観点から肖像や声そのものを保護し得るとの見解が示されてはいるものの、商業的な権利の保護は難しいと考えられている。肖像や声の商業的な権利を保護する際に用いられる「詐称通用（パッシング・オフ）」は、AI 生成物であることが明示されている場合に、要件を満たさない可能性があることが課題として受け止められている。

(1)AI と肖像、声の保護に関する規定

①著作権の観点

1988 年著作権、意匠及び特許法（Copyright, Designs and Patents Act 1988, 英国著作権法）は、肖像や声に関しては、録音録画物についてのみ同法が定める「提供権」の保護の対象としており、肖像や声そのものは保護していない。また実演家は一般的には「提供権」のみを持ち、著作権は有さない。さらに録音物の著作者はレコード製作者であると定められており、日本の著作隣接権に相当する権利は実演家のみを対象としている。

図表 21 英国著作権法が定める著作権⁵²

第 9 条 著作物の著作者

- 1.この部において、著作物に関して、「著作者」とは、著作物を創作する者をいう。
- 2.その者は、次に掲げる者であるとみなされる。
 - (aa)録音物の場合には、製作者
 - (ab)映画の場合には、製作者及び主たる監督
 - (b)放送の場合には、放送を行う者（第 6 条第 3 項参照）、又は受信及び即時再送信により他の放送を中継する放送の場合には、その他の放送を行う者
 - (c)削除
 - (d)発行された版の印刷配列の場合には、発行者
- 3.コンピュータにより生成される文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の場合には、著作者は、著作物の創作に必要な手筈を引き受ける者であるとみなされる。
- 4.この部の目的上、著作者の身元が知られていないとき、又は共同著作物の場合にはいづれの著作者の身元も知られていないときに、著作物は、「著作者が知られていない」ものである。

⁵² 邦訳は、著作権情報センター（大山幸房・今村哲也訳）、1988 年の英国著作権法、<https://www.cric.or.jp/db/world/england.html>

5.この部の目的上、ある者が合理的な調査により著作権者の身元を確認することができないときは、著作権者の身元は、知られていないとみなされる。ただし、著作権者の身元がいったん知られるときは、その身元は、その後は知られていないとはみなされない。

第 182 条の CA：公衆への提供について要求される同意

- (1)実演家の権利は、その同意を得ずに、資格ある実演の全体又はいずれかの実質的部分の録音・録画物を、公衆の構成員がその個々に選択する場所から、かつ個々に選択する時間にその録音・録画物にアクセスすることができるように、電子的送信によって公衆に提供する者により侵害される。
- (2)録音・録画物の公衆への提供を許諾し、又は禁止するこの条に基づく実演家の権利は、この部において「提供権」として言及される。

第 183 条：同意を得ずに作成された録音・録画物の使用による実演家の権利の侵害
実演家の権利は、実演家の同意を得ずに作成された録音・録画物であって、実演家の同意を得ずに作成されたことをその者が知り、又はそう信じる理由を有するものを用いて、実演家の同意を得ずに次に掲げるいずれかのことを行う者により侵害される。

- (a)資格ある実演の全体若しくはいずれかの実質的部分を公に上映し、又は演奏すること。
- (b)資格ある実演の全体若しくはいずれかの実質的部分を公衆に伝達すること。

なお、英国では、非商業的調査目的を除いて、著作権者の許諾なしでテキスト及びデータの解析のための複製を行うことが認められていない。

図表 22 英国著作権法が定める非商業利用での解析に対する例外⁵³

第 29 条の A

- (1)著作物に適法にアクセスする者による著作物の複製物の作成は、以下を条件として、その著作物の著作権を侵害しない。
- (a)その著作物に適法にアクセスする者が、非商業的な目的による調査を唯一の目的として行う、著作物に記録されたいずれかのものについてのコンピュータによる解析を実施する場合のために生じる複製物であり、かつ、
- (b)当該複製物が、十分な出所明示を伴う場合（このことが実際的な理由その他の理由から困難である場合を除く）。

⁵³ 邦訳は、著作権情報センター（大山幸房・今村哲也訳）、1988 年の英国著作権法、<https://www.cric.or.jp/db/world/england.html>

そこで仮に実演家が自身の肖像や声を著作権で保護できないとしても、例えば自身の肖像や声を AI 利用から保護することを望んだ看板俳優の要請を受けて、大手映画製作会社が制作した映画から、その映画に登場したその俳優の肖像や声を取得した生成 AI サービス提供事業者に対して、テキストデータマイニング段階におけるあくまでも特定の作品の著作権侵害を訴えることは理論的には可能であるとの考えが示されている⁵⁴。一方で様々な映像作品や楽曲に関するデータを組み合わせた AI 生成物が特定の俳優の肖像や声と酷似していた場合は、著作権に依拠して肖像や声を保護することは難しいと考えられる。

1959 年には米国の食品メーカーであるハインツ社が、スコットランド人俳優であるアラステア・シム氏の声を模した広告を用いたことを受けて、同氏は著作権の侵害を理由に広告の差し止めを求めた⁵⁵。裁判所はこの訴えを却下した上で、肖像や声を始めとする個人を識別できる特徴を著作権で保護することはできないとの判断を示している⁵⁶。なお、裁判官はその際に、本人の承諾なくして声を商業的に利用することを可能とする現行の法制度に不備があることを認めた⁵⁷。

②その他の観点

I 個人情報保護の観点

英国では、EU 離脱に伴い、EU の一般データ保護規則（GDPR）の内容に基づいて、2021 年 1 月 1 日に英国の一般データ保護規則（UK GDPR：General Data Protection Regulation）が施行された。内容は、EU の GDPR とほぼ同一である⁵⁸。

後述するように、EU 加盟国のデータ保護機関が相次いで罰金を科した Clearview AI に対して、英国当局も UK GDPR への違反などを理由として罰金を科す考えを示していた。しかしながら、UK GDPR は EU の GDPR と同様に主にプライバシー保護を目的とした法的枠組みであり、犯罪捜査に用いられていた Clearview AI についてはプライバシー侵害の側面が強かったからこそ GDPR が根拠となり得たと考える有識者もいる⁵⁹。この見解に従うと、例えば実演家が自身の肖像権や声の商業的な権利を保護する上では GDPR は有効な枠組みではない可能性がある。

⁵⁴ Jonathan Coote 氏とのヒアリングによる

⁵⁵ vlex, *Sim v H. J. Heinz Company Ltd*, <https://vlex.co.uk/vid/sim-v-h-j-792948377>

⁵⁶ *Journal of Intellectual Property Rights, Celebrity Rights: Protection under IP Laws*, <https://docs.manupatra.in/newslines/articles/Upload/78DD5FE8-5C07-4075-934D-6917CD6BE868.pdf>

⁵⁷ ReedsSmith, *Rights of publicity*, <https://www.reedsmith.com/en/perspectives/ai-in-entertainment-and-media/2024/02/rights-of-publicity>

⁵⁸ Information Commissioner's Office, *The UK GDPR*, <https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-and-the-eu/data-protection-and-the-eu-in-detail/the-uk-gdpr/>

⁵⁹ Jonathan Coote 氏とのヒアリングによる

II 詐称通用（パッシング・オフ）の観点

英国では、パブリシティ権を定めた成文法がないものの、パブリシティ権の保護と同じような目的で参照される判例法として、被告の商品を原告の商品と偽って通用させる不法行為に相当する詐称通用（パッシング・オフ）がある。詐称通用（パッシング・オフ）で訴えるためには、以下の3つをすべて満たさなければならない。

- ・氏名またはイメージにまつわる評判や信用がある
- ・自己の商品や役務が他者の商品/役務と関連性があるかのように偽って通用させた
- ・損害や損失を被った

近年では、2013年に米歌手のリアーナが自身の肖像を無断でTシャツのデザインに採用した英国のファッションブランドを訴えたところ、詐称通用（パッシング・オフ）が認められ、同ブランドには同歌手の肖像を使用したTシャツの販売停止と訴訟費用の負担が命じられた⁶⁰。

また1999年には、英国人レーシングドライバーのエディ・アーバイン氏が映し出された画像を加工して制作したラジオ局の宣伝物が詐称通用（パッシング・オフ）に相当するとして訴訟が起こされた。この宣伝物では、アーバイン氏が実際には携帯電話を手にしていないにもかかわらず、ラジオを持っているかのように加工されていた。高等裁判所まで進んだ本件は、最終的にはラジオ局がアーバイン氏に対して2万5000ポンドの損害賠償を支払うべきとの判断が下された⁶¹。

これらの前例に基づくと、詐称通用（パッシング・オフ）はディープフェイクに対する実演家の懸念にも対応し得る。しかしながら、詐称通用（パッシング・オフ）では「信用」「誤認」「損害」の3点を満たす必要がある。とりわけ信用についての要件を満たすためには、一定度以上の実績や人気または知名度を持つことが求められるため、例えば十分な経歴のない俳優や、実績があるものの表舞台にはあまり積極的に登場しないがために一般的な認知度はそれほど高くない吹き替え声優などを十分に保護することはできない可能性がある⁶²。

また誤認についての要件である「自己の商品や役務が他者の商品/役務と関連性があるかのように偽って通用させた」という点については、例えば有名歌手の顔を模したディープフェイクを用いた広告を通じて特定の商品を販売するなどの行為が相当すると考えられる。しかしながら、有名歌手の声を模したディープフェイクを用いて制作した上でオンライン上に公開された楽曲は「自己の商品や役務」と位置付けられるかについて不明であり、さらにはAI生成物と認識された上で享受されている場合も多いと考えられ、その場合は「他者の商品や役務と関連性があるかのように偽って通用させた」とは言い難くな

⁶⁰ Judiciary.uk, Robyn Rihanna Fenty and Other-v-Arcadia Group, <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/585773>

⁶¹ 5RB, Irvine v Talksport Ltd, <https://www.5rb.com/case/irvine-v-talksport-ltd/>

⁶² Rossana Ducato 氏とのヒアリングによる

る。とりわけ誤認回避を目的に透かし措置などによって AI 生成物であることが明示されている場合は、詐称通用（パッシング・オフ）の適用が極めて難しくなる恐れがある⁶³。さらに詐称通用（パッシング・オフ）は死者には適用されない点にも留意する必要がある。

III 商標権などの観点

ヒアリング調査においては、英国においてとりわけ実演家の肖像や声を保護する枠組みとして、商標権（Trademark）、実演家人格権（Moral Right）、実演家権（Performers' rights）、名誉毀損（Defamation）なども検討し得るが、極めて限定的な保護しか提供し得ないとの見解が示された⁶⁴。

V オンライン安全法の観点

英国オンライン安全法（UK Online Safety Act）は、2023 年 10 月に発効した。違法または児童に有害なコンテンツなどによるリスクを管理する義務をオンラインサービスの提供者に課す内容となっている。

AI 生成物の多くが、オンライン・プラットフォームへの投稿を通じて拡散される傾向があることから、肖像や声を保護する上では、AI を生成するサービス事業者だけでなく、生成コンテンツをオンライン上に配信する際に利用されるオンライン・プラットフォーム側に管理責任を求めることが有効であるとの考えが示されている。そこで特定または不特定の人物に対して被害を与えることを目的としてそれらの人々の肖像や声を用いたディープフェイクのオンライン上での拡散を防ぐ上では有効な枠組みになり得ると考えられる。

一方で、同法が違法と位置付けるものは主に刑法などの対象となるものであり、著作権侵害への対応などは十分に想定されていない。

③ AI 利用に関する法制度の議論

英国には、肖像や声を包括的に保護する法制度がなく、またその不足に対する危機意識を演劇・音楽業界や政界・法曹界関係者が示している。とりわけ経済貢献額が 76 億ポンド⁶⁵に達する同国の音楽業界関係者の危機意識は高く、AI 利用からの楽曲や声の保護を求める声が大きくなっている。

2025 年 2 月にはポール・マッカートニーを含めた総勢 1000 人の音楽アーティストが無音のアルバムをリリースして、商用目的を含めて TDM で著作物を使用する際に著作権者の許可を得る必要をなくすという法改正案に対して抗議の意思を示した。また 2024 年に英

⁶³ ReedsSmith, Rights of publicity, <https://www.reedsmith.com/en/perspectives/ai-in-entertainment-and-media/2024/02/rights-of-publicity>

⁶⁴ Jonathan Coote 氏とのヒアリングによる

⁶⁵ UK Music, This is music 2024, <https://www.ukmusic.org/wp-content/uploads/2024/11/TIM-Report-2024-reduced.pdf>

国の音楽業界の権利保護を目的として結成された、音楽に関する超党派議会グループも同法案に反対を示している。

(2)AI と肖像、声の保護に関する判例や議論の状況

①差別的なディープフェイク動画の被害に和解金

2025 年 1 月には、TikTok で 21 万人のフォロワーを持つインフルエンサーが制作したディープフェイク動画によって、被害を受けた教師の状況を大手各紙が報じた。イングランド中部ウェストミッドランド地域にある学校に勤務する教師は、2024 年 5 月ごろに、知人の選挙活動を支援するために、各家庭への訪問を通じて政治活動用のビラを配布していた。同地域の市長に立候補したこともあるインフルエンサーは、この教師がビラを配布する様子を写した監視カメラの映像を基に、人種差別的な発言を行ったように加工した動画を、この教師の氏名と勤務先となる学校の情報と合わせて SNS 上に投稿した。このため、この教師には非難や苦情が寄せられ、勤務を継続することが困難になった。その後、このインフルエンサーは被害を受けた教師に対して謝罪とともに和解金を支払ったと伝えられている⁶⁶。

②Clearview AI への罰金は認められず

英国の情報コミッショナー事務局（Information Commissioner's Office, ICO）は、2022 年に、数十億人の英国国民の顔画像を本人の同意なしに収集していた米企業 Clearview AI に対して、英国国民の顔を写した画像を適切な法的根拠なしに処理していたなどの行為は、GDPR 及び UK GDPR に違反しているとして 750 万ポンドの罰金とデータ削除を命じた⁶⁷。

しかしながら、この命令を不服とした Clearview AI は、GDPR 及び UK GDPR の管轄外となる米政府機関などの取引先にサービスを提供する海外企業である同社は GDPR 及び UK GDPR の適用外であるとして、英国の控訴裁判所に命令の撤回を求めた。

2023 年になり、英国の控訴裁判所は同社のデータが英国外において法執行目的で使われているという主張を認め、ICO には Clearview AI を制裁する権限がないという判決を下した。2024 年 10 月には ICO がこの決定に対して控訴をし、2025 年 1 月に控訴裁判所はこの申し立てを認めた。本控訴審の日程は 2025 年 1 月時点で明らかになっていない。

③米国を訴訟の場とする動き

英国では、トレイシー・エミンやダミアン・ハーストといった現代アーティストが、テキスト入力内容に応じて画像を制作する生成 AI サービスを提供する Midjourney に対し

⁶⁶ the Law Society Gazette, TikTok lawyer probed by SRA over video share, <https://www.lawgazette.co.uk/news/tiktok-lawyer-probed-by-sra-over-video-share/5122086.article>

⁶⁷ Information Commissioner's Office, Enforcement Powers of the Information Commissioner, <https://ico.org.uk/media/action-weve-taken/enforcement-notice/4020437/clearview-ai-inc-en-20220518.pdf>

て、自身が制作した絵画やインスタレーション作品が無断で複製されているとして、著作権侵害などを理由に米国で集団訴訟を起こすことを検討していると伝えられている。同様に肖像や声についても、英国人の俳優や歌手などが、米国に拠点を置く生成 AI サービス提供事業者に対して、大きな市場を持つ米国で訴訟を起こす事例が今後多く出てくる可能性がある。

5. 米国（連邦・各州）

米国では、ディープフェイクへの対応を目的とした法制度の整備及び検討が連邦と州レベルで進められている。既にいくつかの関連する州法が施行された一方で、連邦法としては複数の法案が提出されているものの、成立の見通しは不明である。また実害が発生した場合には、州法が定めるパブリシティ権やそれに類する法的枠組みを適用することで実演家の肖像や声そのものを保護することができる場合があるとの見方が示されている。

(1) AI と肖像、声の保護に関する規定

① 著作権の観点

現在、合衆国憲法及び著作権法（連邦法）は、著作権では「人間の創造性の産物のみ保護することができる」と定められている⁶⁸。米国著作権局が発行する著作権実務概要は、1973年時点では「作品の起源が人間の作業に起因しない」著作物は保護されないと規定していたが、1984年には「著作物とは、それが人間に由来するものでなくてはならない」とし、2021年以降は「著作物と認められるためには創作されなければならない、人間の著作者からの創作的な入力、介入なしに無作為、または自動的に作動する機械、または機械的プロセスによって創作された著作物は認められない」と定めている⁶⁹。

加えて、米国では著作隣接権は存在せず、著作権で保護されるものは、有体的に固定されているものに限定されているため⁷⁰、米国著作権局は、特定の録音物として提供されていない、人間の声そのものを著作権で保護することは難しいとする見解があることにも言及している。

② その他の観点

I プライバシー権の観点

連邦法（Federal Law）では一般的に肖像権について定められておらず、各州の法（State Law）によって定められている。肖像権に近い権利として、一般人はプライバシー保護の観点からプライバシー権の対象となり、著名人等は商業的価値の観点からパブリシティ権の対象となっている事例が多く見られる。

肖像権の適用期間については州によって異なっており、ニューヨーク州では生存している人物にのみ適用されており、インディアナ州では死後 100 年間にわたる保護を規定している⁷¹。

⁶⁸ United States Copyright Office, Artificial Intelligence and Copyright, <https://www.copyright.gov/ai/docs/Federal-Register-Documents-Artificial-Intelligence-and-Copyright-NOI.pdf>

⁶⁹ United States Copyright Office, Copyright Registration Guidance: Works Containing Material Generated by Artificial Intelligence, https://www.copyright.gov/ai/ai_policy_guidance.pdf

⁷⁰ United States Copyright Office, Copyright in General, <https://www.copyright.gov/help/faq/faq-general.html>

⁷¹ American Bar Association: <https://www.americanbar.org/en/>

未成年のプライバシーに関しては連邦法で児童オンラインプライバシー保護法（Children's Online Privacy Protection Rule, COPPA）が定められている。同法は、ウェブサイトの運営者及びオンラインサービスの提供事業者を対象として、13歳未満の子どもの個人情報保護に関して、子どもの姿や声が含まれる写真、ビデオ、または音声ファイルを含む個人情報保護は保護者の同意・許可なく収集、共有、配布することを禁じており、海外のサイトなども規制の対象となる⁷²。

II パブリシティ権の観点

米国では肖像や声の商業的利用に関する権利はパブリシティ権（Rights Of Publicity）として認識されることが多い。連邦法ではこれについて定められておらず、各州の法によって定められている。また、州法において明文化されている州もあれば、明文化はないものの過去の判例（Common Law）を基に権利を保護している州もある。

例えば、米国法律協会（American Law Institute）が2006年に公表した米国不正競争法リステイトメント（Restatement (Third) of Unfair Competition）の第46条⁷³においては「パブリシティ権とは人のアイデンティティの商業的価値を盗用すること」と記載されている。アリゾナ州のようにこの定義を採用している州もあるが、一方でニューヨーク州のようにパブリシティ権を州法で定義（New York Civil Rights Law § 50-F and § 51⁷⁴）している州もある。つまり州によってパブリシティ権保護に対する規定が異なり、保護対象なども異なるといった米国独自の事情により、米国全土で一律に権利を保護することが難しい状況が発生している。そこで後述する No Fakes 法案などは連邦レベルの保護を創設することを目標として議論が進められている。

以下では、AI利用との関連性はないものの、米国において実演家の肖像や声を保護する枠組みとしてパブリシティ権の適用が検討された参考事例⁷⁵として2件を取り上げる。

i Samsung V. White⁷⁶

本件は1992年に発生した訴訟である。バナ・ホワイト氏（原告）は、米国で有名なテレビ番組である Wheel of Fortune の司会者である。サムスン社（被告）が自社製品のCMにロボットを登場させていたが、このロボットにこの司会者を彷彿とさせるウィッグ、ドレス、ジュエリーなどを着用させた上で、Wheel of Fortune を想起させる舞台セットなどを用いた表現となっていた。そこで、このCMに用いられている表現は原告の肖像権及びパブリ

⁷² Federal Trade Commission, FAQ, <https://www.ftc.gov/business-guidance/resources/complying-coppa-frequently-asked-questions>

⁷³ Rights of Publicity.com, <https://rightofpublicity.com/statutes/restatement-third-of-unfair-competition-s46-49>

⁷⁴ The New York State Senate, <https://www.nysenate.gov/legislation/laws/CVR/A5>

⁷⁵ Ryan Calo 氏とのヒアリングによる

⁷⁶ Justia U.S. Law, White v. Samsung Electronics America, Inc., 971 F.2d 1395 (9th Cir. 1992), <https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/F2/971/1395/71823/>

シティ権を侵害しているとして損害賠償を求める訴訟を起こしたところ、被告はこれに対し CM はパロディであるとした。パブリシティ権においては、保護対象を「名前、声、署名、写真、肖像」と定めているため、原告を想起させる表現であってもロボットなどの使用が権利侵害に該当するかどうか争点となった。

カリフォルニア州の連邦地方裁判所は、被告は原告の肖像を含む法律で規定されている保護対象を使用しておらず、またロボットにおいても原告を精巧に描写しているわけではないため、原告の肖像ではないとして請求を棄却した。また肖像を使用していないためにパブリシティ権侵害にも該当しないとして同様に棄却した。

これに対し、原告は判決を不服として控訴したところ、第 9 巡回区控訴裁判所は地方裁判所の判決を覆した。パブリシティ権は著名人のアイデンティティに対して商業的利益を保護する目的で制定されているとした上で、ロボットが原告に似ていないとしても、衣装や身に着けているドレスや舞台セットが酷似していることにより原告を模倣しており、舞台と衣装を総合的に判断すると原告が唯一の該当する人物となると推測できることを根拠とした。また原告のアイデンティティには商業的価値があり、被告の CM は製品を販売することを目的とした商業的使用であり、その表現は原告のパブリシティ権を侵害しているとした。一方、肖像権についてはロボットが原告の肖像であるとは認定できないとしている。

なお、この判決に対しては、パブリシティ権などの知的財産権に対する過剰な保護であるとの反対意見も出ている。

ii George Wendt and John D. Ratzenberger, Plaintiffs-appellants, v. Host International, Inc.⁷⁷

1995 年に発生した訴訟である。ジョージ・ウェント氏とジョン・デッツォ・ラッツェンバーガー氏（原告）が主要な役（ノームとクリフ）を演じ、中でもバーのカウンターでお酒を飲むシーンがよく知られた、米国で有名なテレビ番組である Cheers とその出演者の権利の保護のあり方が争われた。

被告は飲食店を運営するホスト・インターナショナル社と Cheers の制作会社であるパラマウント・ピクチャーズ社である。飲食店を運営する Host International, Inc.(被告)は空港に Cheers をテーマとしたバーを 13 件展開し、そのバーにて原告 2 人を模したロボットをカウンターに設置した。これに対し、原告が肖像権及びパブリシティ権の侵害として被告に対し訴訟を起こした。

裁判では、1.バーに設置されたロボットが原告に似ているかどうか。2.演じた役柄（劇中のキャラクター）に基づく著作権に関する事案か、個人のアイデンティティに関連する肖像権またはパブリシティ権なのか。3.著作権の場合、権利を有するのは原告なのか番組制作側なのか。著作権の場合は連邦法で製作者（パラマウント社）が権利を所有しており、肖像権

⁷⁷ Justia U.S. Law, George Wendt and John D. Ratzenberger, Plaintiffs-appellants, v. Host International, Inc., Defendant-appellee, Paramount Pictures Corporation, Applicant in Intervention-appellee, 50 F.3d 18 (9th Cir. 1995) <https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/F3/50/18/542735/>

やパブリシティ権は個人が持つ権利となる。4.原告（原告が演じる役を含む）があたかも被告が運営するバーを宣伝、推奨しているように消費者に誤解を与えている可能性があり、連邦商標法であるランハム法に抵触するか、が争点となった。

地方裁判所ではバーに設置されたロボットと原告の写真を比較し、類似性を検証したが、ロボットがあまりにも似ていないため、肖像と判断する合理的事由がないと判断を下した。またパブリシティ権の侵害について、原告はロボットの衣装やバーのコンセプト、舞台設定からノームとクリフというキャラクターを連想させる内容であると主張したが、被告はキャラクターについての権利は著作権に当たり、連邦法で製作者が権利を持つことになり、原告の権利ではないと主張した。またロボットにはボブとハンクと名付けており、劇中に登場するノームとクリフとは異なると主張した。地方裁判所は被告の主張を認め、連邦著作権法で定められている通りに劇中のキャラクターに関する権利は制作会社であるパラマウントが有しており、原告にその権利がないとして略式判決を下した。

原告は地方裁判所の判決を不服として控訴した。第 9 巡回区控訴裁判所では原告の主張が認められ、「俳優のイメージ」は俳優が所持する個人的財産であるとして、地方裁判所へ差し戻した。最終的に、2000 年に第 9 巡回区控訴裁判所が原告の権利を認めた判決を下したことに對し、被告が最高裁判所へ上告したが却下され、原告と被告は和解した。

③AI 利用に関する法制度

2025 年 1 月現在、米国には肖像や声を AI 利用から包括的に保護する連邦法は存在しない。一方で州によっては、ディープフェイクやデジタル・レプリカからの保護を主な目的とした州法を成立させる動きが見られている。以下に代表的な関連する州法を挙げる。

I エルビス法⁷⁸

テネシー州で 2024 年に成立したディープフェイク技術普及に伴う権利侵害への対策を目的とした法律である。有名人やアーティストの名前、肖像に加えて声の権利を保護対象としたことから注目されている。また、この法律においては、個人だけではなく、その個人が契約しているレコード会社等もその個人の代理として声や肖像、名前などの無断使用者に対し訴訟を起こす権利を有している。エルビス法が成立するまでは商業利用での侵害が前提条件だったが、同法では商業利用を条件としておらず、幅広い権利の主張を行えるようになった。権利者は該当する素材の差し止めや破棄、損害賠償の請求や追加利益の返還を求めることが可能である。

⁷⁸ Lathan Watkins, The ELVIS Act: Tennessee Shakes Up Its Right of Publicity Law and Takes On Generative AI, <https://www.lw.com/admin/upload/SiteAttachments/The-ELVIS-Act-Tennessee-Shakes-Up-Its-Right-of-Publicity-Law-and-Takes-On-Generative-AI.pdf>

II AB 1836 法⁷⁹

カリフォルニア州にて 2023 年に提出され、2024 年 9 月に成立、2025 年 1 月より施行された法律で、故人の肖像権をデジタル・レプリカによる侵害から守るために制定された。本法では、デジタル・レプリカを、コンピューターで生成された、容易に誰のものであるかを特定できる肖像や声であり、個人が実際には実演していないにも関わらず、または実演したものの実際の実演とはその特徴が大きく変更されたものと定義している。本法により、故人の声、肖像を使用したデジタル・レプリカの作成、または配布を行う場合には遺族または権利管理者による使用目的を提示した上で許可を取得することを定めた。違反した場合には 1 万ドルまたは実際の損害額のいずれかより大きな金額となる損害賠償の請求などが可能である⁸⁰。

また、同時に AI 関連法として AB1836 法と併せて署名された AB2602 では、個人のデジタル・レプリカ使用に伴う契約において権利者が不利にならないように契約上の制限を定めている。対象は音声録音、画像、映像などであり、①デジタル・レプリカが権利者の本来の業務の代替として使用されることにより権利者の収益を得られる仕事の機会を奪う場合（例として、実際の声優の代わりに過去の音声データから AI などで合成して使用する場合や、俳優の演技の映像を実演の代用として AI などで合成、編集した場合など）、②契約時に具体的な使用目的、範囲などが明示されていない場合、③契約時に弁護士や労働組合など専門的知識を有する専門家の支援を受けていない場合、上記 3 つの場合には契約を無効とした上で損害賠償や素材の破棄などを求めることが可能である。

なお、カリフォルニア州では加えて 2024 年に以下を始めとする法律が成立している。いずれも肖像や声を用いたディープフェイク利用の制限や開示義務等を定めた内容となっている。

・ AB2355⁸¹

AI によって生成または大幅に改変された政治広告に対して、AI を利用した事実の開示を義務付けた。米国の政治活動公正実施委員会（Fair Political Practices Commission）が監督を行う。

⁷⁹ California Legislative Information, AB-1836 Use of likeness: digital replica,

https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB1836

⁸⁰ Fenwick, California's New AI Laws Limit Uses of Digital Likeness,

<https://www.fenwick.com/insights/publications/californias-new-ai-laws-limit-uses-of-digital-likeness>

⁸¹ Leginfo Legislative Information, AB-2355 Political Reform Act of 1974: political advertisements: artificial intelligence,

https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2355

・ AB2655

カリフォルニア州に 100 万人以上のユーザーを持つソーシャルメディア・プラットフォーム、動画共有プラットフォーム、アドネットワーク、検索エンジンに対し、選挙に関連したディープフェイクの削除またはラベル表示などを義務付けている⁸²。

・ AB2839⁸³

AI が生成または改変した欺瞞的な内容を含む広告や選挙資料を 120 日間にわたる選挙期間中に故意に配布または拡散することを禁じている。

・ SB926⁸⁴

深刻な被害が発生し得ると想定される現実的かつ性的なディープフェイク画像を故意に作成または拡散することを違法化すると定めた。

・ SB942⁸⁵

カリフォルニア州に月間 100 万人以上の訪問者またはユーザーを持つ AI システムを提供するプロバイダに対し、無料の検出ツールの提供を通じて、AI によって生成または改変されたコンテンツに対する開示を義務付けている。この検出ツールは、AI システムのプロバイダが提供すべきと定めている。

III HB4762 と HB4875

2024 年にイリノイ州⁸⁶ではデジタル・レプリカに関する 2 つの法案が 2 月に提出され、同年 8 月より施行された。HB4762 は音声と肖像の権利保護を目的としており、本来であれば人間によって行われるべき実演を肖像や声のデジタル・レプリカで代用する契約を締結することを禁止し、例外規定として、弁護士や労働組合などの専門家の支援を受けながらデジタル・レプリカを使用するという文面を用意した場合のみデジタル・レプリカを使用可と定めている。HB4875 においては個人の許可を得ずに肖像や声を使用した音声録音や視覚作品の公開を禁止している。例外としてニュース報道、ドキュメンタリーや風刺作品には使用が認められている。

⁸² Leginfo Legislative Information, AB-2655 Defending Democracy from Deepfake Deception Act of 2024, https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2655

⁸³ Leginfo Legislative Information, AB-2839 Elections: deceptive media in advertisements https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2839

⁸⁴ Leginfo Legislative Information, SB-926 Crimes: distribution of intimate images, https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB926

⁸⁵ Leginfo Legislative Information, SB-942 California AI Transparency Act, https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB942

⁸⁶ Multistate.ai, illinois: <https://www.multistate.ai/ai-policy-overview-illinois>

④AI 利用に関する法案及び著作権局の動き

既述した州ごとの動きと並行して、連邦においても肖像や声を AI 利用から包括的に保護することを目的とした複数の法案が検討されている。また米国著作権局の報告書においてデジタル・レプリカの定義や課題が整理されており、これらの内容を以下に記載する。

I No Fakes 法案

2022 年 11 月に ChatGPT がリリースされ、その後様々な生成 AI がリリースされた。一方、生成 AI はインターネット上から膨大な情報収集を行う傾向が強く、その結果として個人が持つ肖像権や声に関する権利を脅かす可能性が示唆されたため、それらの権利を守る法整備の重要性が議論されてきた。

そこで 2023 年 10 月に複数の上院議員らによって No Fakes 法 (Nurture Originals, Foster Art, and Keep Entertainment Safe Act of 2023, No Fakes Act of 2023) の草案⁸⁷が発表された。この草案はソングライターや歌手、俳優など創作等を生業とする人々の持つ創作物や名前、肖像の権利が生成 AI が生成する制作物から保護され、法律の下で優先的に考慮されることを保証するための草案である。同案ではコンピューターが生成した個人の画像、声、肖像などをデジタル・レプリカとして定義し、それらを個人の許可なく無断で創作、配布することを禁止し、違反に対して罰則を設けることを掲げた⁸⁸。

2024 年 4 月に実施された知的財産権に関する司法の小委員会での公聴会などを経て、2024 年 7 月は新たに No Fakes 法 (Nurture Originals, Foster Art, and Keep Entertainment Safe Act of 2024, No Fakes Act of 2024) を正式な法案として提出した。デジタル・レプリカを含めて個人が実際には出演していない、もしくは許可していない動画、画像、音声データなどを生成、ホスティング、共有・配布することに対して罰則を設けることを求めている。また言論や表現の自由を保証する憲法修正第 1 条で認められた保護の対象や、批評やパロディなどの目的での使用については例外を設定した。

本法案には、米国レコード協会 (RIAA) や、AI の使用によって俳優が失職する懸念から保護措置などを求めて 2013 年にストライキを実施していた映画俳優組合 (SAG-AFTRA) も支持を表明している。一方で、本法案は、表現の自由を制限してしまう可能性や、不適切な通報を受けた際の異議申し立ての手続きが十分に検討されていないことなどを問題視する見解も示されており、成立に向けての具体的な見通しはまだ立っていないとされている。

⁸⁷ Marsh Blackburn, Senate Legislative Counsel Draft Copy of EHF23968 GFW, <https://www.blackburn.senate.gov/services/files/20CD9D6C-D8E0-4217-9C3B-2C9DA1ED71F6>

⁸⁸ Marsh Blackburn, Blackburn, Coons, Tillis, Klobuchar Announce Draft Of Bill To Protect Voice And Likeness Of Individuals From AI-Generated Replicas, <https://www.blackburn.senate.gov/2023/10/blackburn-coons-tillis-klobuchar-announce-draft-of-bill-to-protect-voice-and-likeness-of-individuals-from-ai-generated-replicas>

図表 23 No Fakes 法案が定めるデジタル複製権⁸⁹

(デジタル複製権)

- (1) 各個人（個人が死去している場合は遺言執行人、相続人、譲受人、受遺者）はデジタル複製物において、各自の画像、声、肖像の使用を許可する権利を有する。
- (iii) 本権利は以下の者が有する。
 - (I) 本項に記載される権利を保有する個人。その生涯にわたり権利を有する。
 - (II) 権利を保有する個人の遺言執行人、相続人、譲受人、受遺者。個人の死後 70 年にわたり権利を有する。
- (4) 賠償
 - (A) 違反した者は被害者に対して以下のうちいずれか高い額の賠償責任を負う。
 - (i) 違反事例一つにつき 5000 ドル
 - (ii) 違反につき被害者が被った被害額

II Copied 法案

2024 年 7 月には Copied 法案（Content Origin Protection and Integrity from Edited and Deepfaked Media Act of 2024）が提出された⁹⁰。この法案はジャーナリストや俳優、アーティストなどのクリエイターが作成したコンテンツ（著作物のテキスト、画像、音声または動画コンテンツなどのデジタル表現）をディープフェイクなどから保護することを目的としている。主な内容は以下の 4 つとなる。

i コンテンツの透明性の確保

国立標準技術研究所(the National Institute of Standards and Technology, NIST) に出所情報、透かしなどコンテンツに付与する技術の開発とディープフェイク検出に関する技術とガイドラインを作成することを求めている。

ii クリエイターへの管理権限の付与

クリエイターは自身の画像、肖像、著作物などを AI モデルのディープラーニング使用や AI によるディープフェイク生成に使用されることを拒否できる。また検出技術の向上により、無許可の生成物の検出を容易にすることができる。

iii クリエイターが違反者を訴える権利を明確化

この法案に違反したことが明確な場合、不正にコンテンツを使用しているプラットフォーム運営会社や個人に対して訴訟を起こすことが可能であることを明確にする。

⁸⁹ Chris Coons, The text of the bill, https://www.coons.senate.gov/imo/media/doc/no_fakes_act_bill_text.pdf
(シード・プランニングによる抄訳)

⁹⁰ Congress.gov, Copied Act 2024, <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/4674/text>

iv AI の来歴情報の義務化

コンテンツの来歴情報の削除、変更、改ざん、無効化を禁止する。

この法案に対し、全米映画俳優組合・米国テレビラジオ芸能人連盟（SAG-AFTRA）を始めとする音楽、演劇、メディア関係者等が賛同を表明している。

しかしながら、No Fakes 法案と同様に成立に向けての具体的な見通しはまだ立っていないとされている⁹¹。一方で、実演家の権利を適切に保護する枠組みであることに加えて、NIST による協力の下で電子透かしの技術とガイドラインを整備していく方針を高く評価する声も聞かれる⁹²。

III 米国著作権局の報告書

2024 年 7 月に米国著作権局（United States Copyright Office）より「著作権と人工知能報告書 パート 1：デジタル・レプリカ（Copyright and Artificial Intelligence Report Part 1: Digital Replicas）」が発表された⁹³。同報告書は、バイデン大統領（当時）が 2023 年 10 月に署名した AI の安全性に関する大統領を受けて作成された⁹⁴。なお、本大統領令は 2025 年 1 月にトランプ大統領が撤回している⁹⁵。

米国著作権局は、1870 年に米国議会図書館の一部門として設立され、「国家の著作権法を管理し、全ての国民の利益のために著作権法及び著作権政策に関する公平で専門的な助言を提供することで創造性と自由な表現を促進すること」を使命としている。著作権に関わる申請、審査、登録、国内外の調査等を行うと共に、裁判所や行政機関への情報提供を主に行っている。著作権局の局長は国内外における著作権問題における議会のアドバイザーであり、要請に応じて議会で証言などを行う。また著作権に関する報告書も作成しており、「著作権と人工知能報告書 パート 1：デジタル・レプリカ」もそのうちの一つである。

米国著作権局は、本報告書を制作するにいたった背景やデジタル・レプリカの定義について、以下のように記している。

⁹¹ Ryan Calo 氏のヒアリングによる

⁹² Leigh Wickell 氏のヒアリングによる

⁹³ United States Copyright Office, Copyright and Artificial Intelligence Part 1: Digital Replicas, <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-1-Digital-Replicas-Report.pdf>

⁹⁴ Mintz, Report on AI Copyright Issues Delayed, Trump Builds AI Team, and Other December AI Updates — AI: The Washington Report, <https://www.mintz.com/insights-center/viewpoints/54731/2025-01-03-report-ai-copyright-issues-delayed-trump-builds-ai-team#:~:text=The%20US%20Copyright%20Office%27s%20report,see%20the%20light%20of%20day.>

⁹⁵ Reuters, Trump revokes Biden executive order on addressing AI risks, <https://www.reuters.com/technology/artificial-intelligence/trump-revokes-biden-executive-order-addressing-ai-risks-2025-01-21/>

・デジタル・レプリカという概念は以前から存在していたが、AI の登場で偽の画像や音声
が迅速かつ高品質に生成可能となった。創作の分野ではAI の普及によってボイスクローン
やイメージジェネレーターが増えており、俳優の代わりにデジタル・レプリカのエキストラ
起用や、声優の代わりに AI を起用するケースも発生しており、パフォーマーやアーティスト
等の仕事や収入の機会喪失につながるものが危惧されている。これに伴い、2023 年から
著作権法の問題や政策の課題を調査した。現行の著作権法が個人のアイデンティティを保
護の対象としておらず、またその他の関連する法制度は州ごとに異なる場合があることか
ら不十分と考え、デジタル・レプリカから個人を守る新たな連邦法の制定を推奨している。

・デジタル・レプリカを「個人を本物のようにデジタル的に偽装した動画、画像、音声デー
タ」として定義している。また、権利者による使用の同意を得たものと同意を得ていないも
のの両方を含み、AI によって制作されたかどうかは定義されていない。この報告書では「デ
ジタル・レプリカ」と「ディープフェイク」は同じものとして定義されている。

・著作権局がこの報告書を作成するにあたり様々な専門家や関係者、一般の人々へ「既存の
法律が無許可のデジタル複製物に対する十分な保護を提供しているか、それとも連邦レベ
ルで新たな保護が必要かどうか」についてヒアリングやアンケート調査を行ったところ、個
人の肖像権保護のために新たな連邦法が必要であるとの回答が多かった。アンケート結果
や関連機関との協議から、全国規模での強力な救済措置が必要であると結論付けた。

・現行法において、パブリシティ権やプライバシー権の規定がない州があり、米国全体とし
ての一貫性がないことが問題となっている。またいくつかの州法のパブリシティ権につい
ては広告、商品など商業目的で発生した侵害に対してのみ適用されている。例えば個人のデ
ィープフェイクポルノなどによる非商業目的利用による被害には適用されない。さらに各
州の管轄規定が異なるために、救済が受けられるかどうかは、被害を受けた個人の居住地や
無断使用が発生した場所によって異なるという状況が発生している。

図表 24 米国著作権局が示した既存の関連法⁹⁶

1.著作権法

既存の著作物を複製、読込などを行う行為や、視覚著作物に特定の人物の顔や肖像を重ね
合わせる行為、著作物を改変することで生成されるデジタル・レプリカは著作権における
排他的権利を侵害する可能性がある。

2.連邦取引委員会法

⁹⁶ United States Copyright Office, Copyright and Artificial Intelligence Part 1: Digital Replicas, <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-1-Digital-Replicas-Report.pdf> (シード・プランニングによる仮訳)

この法律では商取引に影響を与える不正な競争方法、及び不正または欺瞞的な行為を禁止している。個人の声や肖像を模倣したデジタル・レプリカを使用した場合、消費者を欺く行為や消費者に対して実質的な損害を与える可能性があり、不正競争行為や欺瞞的行為に該当する可能性がある。現在は政府及び企業へのなりすましに関する規則の見直しを行い、デジタル・レプリカに関連する項目について検討を行っている。

3.ランサム法

ランサム法は連邦商標法であり、商標の欺瞞的または誤解を招く使用や不公正競争、商取引における詐欺や欺瞞などを禁止している。デジタル・レプリカを無許可で生成し使用（商品を勧める広告や推薦文など）する行為は、虚偽の推薦と見なされる可能性があると指摘されている。混乱や誤認を発生させる可能性や、第三者を欺く行為に該当する場合がある。

4.通信法

連邦通信委員会は 2023 年に生成 AI によって作られた音声による電話詐欺（ロボコール詐欺）について調査を行い、詐欺目的で音声のデジタル・レプリカの生成、使用は違法であるとの認識を示した。またこの決定により、州の司法長官がロボコール詐欺案件において執行する権限を持つことになった。

5.私的契約

法令や判例法ではないが、個人の氏名や肖像、音声の使用に関して私的な契約を結ぶことで使用を制限することができる。例えば、自身が出演した作品の宣伝に使用するために第三者に自身の名前や肖像、音声の使用について契約する場合などが挙げられる。これらの契約は期限を設ける、または排他的で永続的な契約とすることも可能である。近年はデジタル・レプリカの生成や使用に関する条項を契約書に盛り込むケースも増えている。

以上のような論点を踏まえた上で、本報告書は、新しい連邦法に対して以下の内容を提案している。

・規制対象

AI によって生成された物かどうかは問わず、本物と区別することが困難なほど忠実に描写されたデジタル・レプリカを対象とすべきである。一方で多くの州で定義されている氏名や肖像に関する権利（個人の名前や顔写真、声など、その人を特定できる特徴を無断で使用されない権利）とは区別するべきである。

・保護対象

有名人や公人、商業的価値のある人などに限らず、すべての個人を対象とすべきである。

・保護期間

少なくとも個人の生涯にわたって存続すべきであるが、死後の期間は限定すべきである。一方、死後にも悪用される可能性が高い場合には保護期間を延長する措置も必要である。保護期間は5年や10年など比較的短期間にすることを推奨する。

・侵害行為の定義

創作行為のみではなく、デジタル・レプリカの配布や共有可能な状態から責任が生じるべきである。また個人的な損害が引き起こされる可能性が高いため、商業的な利用に限定されるべきではない。特定の個人のデジタル・レプリカであることと、それが無許可であることの両方が定義として必要である。

・二次的責任

サービスプロバイダにおいては不正なデジタル・レプリカについて通知を受けた場合や、発見した際に対象を完全に削除するなど適切な対処を行うことで責任を免れるセーフハーバー条項を適用するべきである。単にコンテンツの削除だけではなく、継続して削除し続けることを条件にするべきだと求める声もある。

・ライセンスと譲渡

個人は、一定の保護策のもとで自身のデジタル・レプリカについてのライセンスを著作権、特許権、商標権と同様に許諾し、収益化できるようにするべきだが、完全に譲渡することは認められるべきではない。「権利は自由に譲渡でき、使用許諾が可能で子孫に受け継がれるべきである」との主張もある。一方、生きている人間の名前、肖像、声、その他アイデンティティに関わるものすべては他人や団体が永続的に所有すべきではなく、基本的人権や自由を著しく脅かすものとして禁止すべきとの意見もある。著作権局としては、個人がデジタル・レプリカに関して肖像や音声についての権利をライセンス契約することを限定的な範囲で可能にすべきだが、期限の制限や未成年の保護など適切なガイドラインが必要だと考える。

・未成年のライセンス

意見聴取の場においては、未成年は立場上弱く交渉力がないことが懸念されていた。そこで、未成年に関するライセンスについては、18歳になると自動的に失効し、契約時には裁判所の審査や収入を信託するなどの保護措置を義務付けることなどを推奨する。

・憲法第1条における懸念点

法律には言論の自由に対しての懸念点も明記すべきである。

・救済措置

救済措置を効果的にするため、差止命令と損害賠償の両方を提供すべきである。また損害賠償には逸失利益、名誉毀損、精神的苦痛に対する補償も含まれるべきである。しかし、被害者にとって市場に基づく実際の損害を法廷で証明することが困難であることも懸念される。同時に弁護士費用の支払いが困難な場合も想定されるため、勝訴した場合には訴訟費用などが相手から支払われる特別損害賠償を含めることを推奨している。刑罰についても導入を求める意見が多く見られ、性的デジタル・レプリカやその他の特に有害または虐待的な画像など、刑事責任を負うべき特定の無断使用があることは認識しているが、新たな連邦法に含めるべきか、別の刑法にするべきか意見が分かれている。

・州法との関係⁹⁷

連邦法に対し、州法をどの程度まで優先させるべきかについても意見が分かれている。州法を優先させる意見の根拠として、各州が長年にわたり積み重ねた判例や地域に根差した法令は統一された連邦法では対処できない細かな部分を網羅しているからとされている。そこで連邦法では全国で統一された最低限の保護基準を確立した上で州法と併存させるべきだとしている。

著作権局の結論として、上記の意見に賛成であり、デジタル・レプリカに関する新しい連邦法は州法を無効化したり、取って代わったりするような内容は避けるべきである。州法の保護が連邦法の保護基準を下回るような場合に限り、連邦法の基準を優先するように対応するバランスの取れた州法の補完的な役割を担う法律にすべきである。連邦法を優先させた場合のリスクとして、州法が長年の間に積み重ねてきた判例や住民の期待を損なう恐れがあり、また一部の州では連邦法以上に強力な保護が提供されており、それを失うことで住民が不利益を被る可能性が挙げられている。連邦法の優先によって州法の柔軟性が損なわれることもリスクとして挙げられており、連邦法で全国的な基準を示しつつ、州法によってさらに強い保護を独自に提供する余地を残すべきだとしている。

・アーティストのスタイルの保護

テキストプロンプトなどで「○○のスタイルで」と生成 AI に入力すると、特定の作家、画家、ミュージシャンなどの作品を連想させるコンテンツが生成されることに懸念が示されている。AI 政策や規制に関する研究を行う非営利団体である Center for AI and Digital Policy は、このような生成 AI の活用により創造物の価値が損なわれ、経済的損失を生み出しかねないと感じている。著作権局は、こういったスタイルなどに対して救済措置が取られるべきと考えているが、現時点ではそのような救済措置を新たな連邦法に含めることは

⁹⁷ 憲法第 6 条の最高法規条項によって、原則的には連邦法が優先される。しかしながら、連邦法の及ばない範囲や連邦法を補強する州法については異なる解釈が示される場合がある。

推奨していない。理由は、著作権法第 102 条 b 項にて、「いかなる場合にも、著作者が作成した創作的な著作物に対する著作権による保護は、着想、手順、プロセス、方式、操作方法、概念、原理または発見（これらが著作物において記述され、説明され、描写され、または収録される形式の如何を問わない）には及ばない」と定められており、スタイル自体に財産的権利を拡大することは政策的理由から推奨しない。

・著作権法との関係

著作権法 114 条 b 項にて、録音した音声に関連する著作権は固定物に録音された実際の音に限定されており、模倣は著作権の侵害に当たらないとしている。これにより、州法より著作権法が優先され、無断で音声のデジタル・レプリカを生成することが合法となるかが議論されている。実際の判例では、カリフォルニア州法では州法が優先されたが、ミシガン州では連邦法となる著作権法が優先され、合法と判決が出ている。著作権局の見解では、著作権法は州法の判断を妨げるものであってはならないが、現行法では個人の声は著作物ではないとされている。また著作権法は（州法による）個人の声の権利を否定するものでもないとしている。著作権局は議会において、著作権法は州法よりも優先するものではないことと、今後に制定される個人の声を保護する連邦法に関して影響を与えないことを明記することを求める⁹⁸。

・著作権局の結論

著作権局は調査の中で多く意見の挙がっていた声や肖像などを保護する新たな連邦法の緊急の必要性に同意する。無許可でのデジタル・レプリカの故意の生成、配布などから生存中のすべての個人を保護する連邦法を制定すべきである。この権利は救済措置として金銭的損害賠償と差止命令を含み、ライセンス貸与などは可能であるが譲渡はできないものにすべきである。また適切な条件付けをされたセーフハーバー条項を付与した二次的責任のルールを適用する必要がある。憲法修正第 1 条に配慮し、州法にとって代わるのではなく、統一的な基準を連邦法で示す補完的な法律にすべきであり、州法で独自の保護強化を行う余地を残すべきである。

なお、本報告書が米国における今後の法制度にどれほどの影響を与えるかについては意見が分かれている。好意的な見解は、デジタル・レプリカに関連した様々な課題を整理した上で、現行の法制度の不備を認め、また国会議員のみが法律案の提出権を持つ米国の政治環境下においてそれら議員が法案を起草するために有力な資料を作成したことを評価してい

⁹⁸ 原則的には連邦法が優先される。しかしながら、連邦法の及ばない範囲や連邦法を補強する州法については異なる解釈が示される場合がある。著作権局は「著作権とデジタル・レプリカに関わる権利を混同するべきではない」とする見解も示している。

る⁹⁹。一方で、2024 年 7 月に発表されて以降、米国議会における本格的な議論に発展していない点を不安視する声もある¹⁰⁰。

(3)関係団体の動き

①Human Artistry Campaign¹⁰¹

2023 年 3 月に米国の音楽業界を中心とした約 40 の企業・団体が生成 AI によるアーティストの権利を侵害するリスクに対し、団体間の連携強化、政策提言と意識啓発活動を行うことを目的として設立された。同年 10 月には 34 カ国、170 以上の団体が参加しており、アーティストに対する権利保護の国際的な統一基準を設けることを訴えている。またアーティストの声や肖像の使用については権利保有者の許可が必要であると述べている。

②米国特許商標庁

2024 年 8 月に米国特許商標庁（United States Patent and Trademark Office, USPTO）にて AI 技術と個人の名前、画像、声、肖像などの識別情報に対する保護に関する公開討論会が開催された¹⁰²¹⁰³。この討論会の中で、AI が生成する無許可のディープフェイクなどが個人にどのような害を及ぼすかという点と、AI を合法的に使用方法や、AI によって生成されたコンテンツを特定・削除するための技術的メカニズムについても議論された。

(2)AI と肖像、声の保護に関する判例や議論の状況

①AI と肖像、声の保護に関する紛争

I スカーレット・ヨハンソンの声と AI 利用

米女優のスカーレット・ヨハンソン氏は、2024 年 5 月、OpenAI の最新モデルである GPT-4o に搭載された合成音声の Sky の全 5 種類にわたる音声のうちの一つが自身の声に酷似しているとして、代理人を通じて同社に対する抗議声明を発表した¹⁰⁴。この抗議を受けて、OpenAI は該当する音声を GPT-4o から削除したため、訴訟には発展しなかった。

Open AI は、公式ブログを通じて、指摘を受けた音声は別の女優の声を用いたものである

⁹⁹ Leigh Wickell 氏のヒアリングによる

¹⁰⁰ Ryan Calo 氏のヒアリングによる

¹⁰¹ Human Artistry Campaign, <https://www.humanartistrycampaign.com/>

¹⁰² National Law Review, USPTO Roundtable: AI and Right of Publicity, <https://natlawreview.com/article/uspto-roundtable-ai-and-right-publicity>

¹⁰³ SheppardMullin, USPTO Roundtable: AI and Right of Publicity, <https://www.ailawandpolicy.com/2024/07/uspto-roundtable-ai-and-right-of-publicity/>

¹⁰⁴ NPR, Scarlett Johansson says she is 'shocked, angered' over new ChatGPT voice , <https://www.npr.org/2024/05/20/1252495087/openai-pulls-ai-voice-that-was-compared-to-scarlett-johansson-in-the-movie-her>

と説明した¹⁰⁵。しかしながら、ヨハンソン氏による抗議声明には、OpenAI の CEO であるサム・アルトマン氏が過去にヨハンソン氏に対して声を提供してほしいと依頼し、ヨハンソン氏が固辞した経緯が記されていた。

この一件に対して、ケンタッキー大学ロースクールで知的財産や著作権についての研究を行うブライアン・L・フライ教授などは、「著作権で声を保護することはできない」との見解を示した¹⁰⁶。

米国の有識者や複数のメディアは、著作権よりも、パブリシティ権などによって、ヨハンソン氏の声を OpenAI による利用から保護することができるとの見方を示している。こうした主張においては、1980 年代後半に米歌手のベット・ミドラーが自動車メーカーのフォードと広告代理店のヤング・アンド・ルビカムを相手に起こした訴訟に言及が多くみられる¹⁰⁷。1988 年に起きた本訴訟では、フォードが生産する自動車の CM の歌を使用することをミドラー氏が拒否したことを受けて、同氏のバックシンガーにミドラー氏の声を真似させた CM を制作したことが問題となった。なお、フォードは、著作権者から楽曲の使用許諾自体は得ていた。最終的に裁判所は、カリフォルニア州の法制上における肖像権を侵害しているとの判断を下している¹⁰⁸。

II 生成 AI による楽曲をプラットフォームから削除

ghostwriter と名乗る人物が、2023 年 4 月、「AI を使用して制作した」との説明とともに、カナダ人アーティストのドレイクとザ・ウィークエンドの声を AI に学習させたと思われるオリジナル曲である heart on my sleeve を、Spotify、Apple、YouTube、Apple Music といった音楽及び動画プラットフォームに配信した。この曲は、TikTok 上で 900 万回を超える再生数を記録するなどの話題を集めたが、両アーティストが所属するユニバーサル・ミュージックが、これらプラットフォームが著作権侵害による削除通知を行うための申し立てを行ったことを受けて、2024 年 10 月時点では大手プラットフォーム上からは削除されている。報道によると、本件についてユニバーサル・ミュージックは声明を出していないものの、YouTube 上に「この動画は、ユニバーサル・ミュージックによる著作権の申し立てがあったために削除されました」との案内が表示されたことから、同社が他の大手プラットフォームに対しても同様の措置を行ったと見られている¹⁰⁹。

¹⁰⁵ Open AI, How the voices for ChatGPT were chosen, <https://openai.com/index/how-the-voices-for-chatgpt-were-chosen/>

¹⁰⁶ フライ氏による X 投稿, https://x.com/brianlfrye/status/1792690999342543193?ref_src=twsrc%5Etfw

¹⁰⁷ Above the law, Why Can't OpenAI Make ChatGPT Sound Like Scarlett Johansson?, <https://abovethelaw.com/2024/05/scarlett-johansson-openai-copypcat-voice/>

¹⁰⁸ Justia US Law, Midler v. Ford Motor Co., 849 F.2d 460 (9th Cir. 1988), <https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/F2/849/460/37485/>

¹⁰⁹ Variety, AI-Generated Fake 'Drake'/'Weeknd' Collaboration, 'Heart on My Sleeve,' Delights Fans and Sets Off Industry Alarm Bells, <https://variety.com/2023/music/news/fake-ai-generated-drake-weeknd-collaboration-heart-on-my-sleeve-1235585451/>

III Kyland Young v. NeoCortex, Inc.¹¹⁰¹¹¹

2023 年 4 月にテレビパーソナリティのカイランド・ヤング氏(原告)が AI アプリの Reface にて自身の肖像が無断で使用されているとして、アプリ開発・運営会社である NeoCortex, Inc.に対してカリフォルニア州地方裁判所に訴訟を起こした。このアプリはユーザーの顔がアプリ上でデジタル変換されるという内容であり、そのアプリの中で原告の顔が商業目的で無断使用されており、肖像権の侵害であると主張している。

これに対し被告は、アプリの提供する顔変換機能は表現の自由の一環であり、AI が創出するコンテンツに対してはクリエイティブな表現が保証されるべきであると主張している。また AI の創作物に対し、過度に制限を設けるべきではなく、肖像権よりも連邦法の著作権法を優先し、AI での創作物であっても独占的な権利を認め、既存の著作権法にて合法的に認めるべきであると主張している。本件は現在も継続されている。

¹¹⁰ National Law Review: <https://natlawreview.com/article/recent-trends-generative-artificial-intelligence-litigation-united-states>

¹¹¹ Honigman, The Legal Issues Surrounding Deepfakes, <https://www.honigman.com/the-matrix/the-legal-issues-surrounding-deepfakes>

6.中国

中国では、民法典が一般人の肖像や声を保護している。既に肖像や声を無断使用した AI 生成物に対して権利の侵害を訴えた被告側の主張が認められた訴訟事例が出始めており、肖像権を始めとする従来の枠組みを通じて肖像や声を保護し得るとの見方が示されている。

(1)AI と肖像、声の保護に関する規定

①著作権の観点

中国著作権法に基づき、2002 年 9 月に施行された著作権法实施条例の第 2 条では、「著作権法でいう著作物とは、文学、芸術、科学の分野において独創性を持ち、かつ何らかの有形のもので複製できる知的成果物を指す」と定められている。具体的には、文学、音楽、演劇・舞踊等、美術、建築、写真、映画などが挙げられている。よって、自然人の肖像や音声を著作権で保護することは難しいと理解されている。

②その他の観点

I 個人情報保護の観点

2020 年 5 月に第 13 期全国人民代表大会（全人代）第 3 回会議において、「中華人民共和国民法典（民法典）」¹¹²が可決・成立し、2021 年 1 月から施行された。「社会生活百科全書」とも呼ばれる民法典は、総則、物権、契約、人格権、婚姻家庭、相続、権利侵害責任の 7 つの編及び附則の合計 1260 条から構成されている。

民法典は、現代社会における「プライバシー及び個人情報保護」に関する規定を新たに設けている。第 110 条では、「自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、荣誉権、プライバシーの権利、婚姻自主の権利などの権利を有する」と定めている。

個人情報保護については、自然人の個人情報は法的保護を受けるとしている。個人情報とは、電子的にまたはその他の方法で記録した単独または他の情報と組み合わせて特定の自然人を識別できる各種の情報である。自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、生体認証情報¹¹³、住所、電話番号、電子メールアドレス、健康状態、個人の所在に関する情報などが含まれる（第 1034 条）としている。

また企業においては、従業員の採用から退職に至るまでの過程で様々な情報が取得・利用されている。これらの情報は個人情報に該当し、企業は「情報処理者」として管理義務を負わなければならないとしている。

¹¹² 中华人民共和国中央人民政府，中华人民共和国民法典（2020 年 5 月 28 日第十三届全国人民代表大会第三次会议通过），https://www.gov.cn/xinwen/2020-06/01/content_5516649.htm。

¹¹³ 個人の遺伝子、人顔、声紋、歩様、指紋、掌紋、目尻のシワ、耳介、虹彩などを指す。

また日本の「個人情報の保護に関する法律」に当たる中華人民共和国個人情報保護法（個人情報保護法）は2021年8月、第13期全国人民代表大会常務委員会第30回会議で可決・成立し、同年11月に施行された。主な内容は下表の通りである。

図表 25 個人情報保護法の主な項目¹¹⁴

第1章 総則	(第1条～12条)
第2章 個人情報の取扱いに関する規則	(第13条～37条)
第1節 一般規定	(第13条～27条)
第2節 機微な個人情報の取扱いに関する規則	(第28条～32条)
第3節 国家機関による個人情報の取扱いに関する特別規定	(第33条～37条)
第3章 個人情報の越境提供に関する規則	(第38条～43条)
第4章 個人情報取扱活動における個人の権利	(第44条～50条)
第5章 個人情報取扱者の義務	(第51条～59条)
第6章 個人情報保護総括担当部署	(第60条～65条)
第7章 法的責任	(第66条～71条)
第8章 附則	(第72条～74条)

個人情報保護法の第28条では、「機微な個人情報」とは、一度漏えいし、または不法に使用されると、自然人の人格的尊厳が侵害を受け、または人身もしくは財産的な安全に危害を受けやすくなる個人情報を指す。具体的には、生体認証、宗教・信仰、特定の個人情報、医療や健康、金融口座及び行動履歴等に関する情報（下表）が挙げられる¹¹⁵。

そのうち、生体認証情報とは、個人の遺伝子、顔、声紋、歩き方、指紋、掌紋、目尻のシワ、耳介、虹彩などの情報を指す。つまり、人顔、声紋などのような情報も保護の対象となる。

図表 26 機微な個人情報の例

情報区分	典型事例
生体認証	個人の遺伝子、人顔、声紋、歩き方、指紋、掌紋、目尻のシワ、耳介、虹彩など
宗教信仰	個人が信仰する宗教、加入する宗教組織、宗教組織における役職、参加する宗教活動、宗教上の慣習など
特定個人情報	障害者を特定する情報、公開に適さない情報など

¹¹⁴ 中华人民共和国中央人民政府，中华人民共和国个人信息保护法，（2021年8月20日第十三届全国人民代表大会常務委員会第三十次会议通过），https://www.gov.cn/xinwen/2021-08/20/content_5632486.htm

¹¹⁵ 全国网络安全标准化技术委员会秘书处，关于发布《网络安全标准实践指南——敏感个人信息识别指南》的通知，<https://www.tc260.org.cn/front/postDetail.html?id=20240918084858>

医療・健康	1.症状、既往歴、家族歴、感染症歴、健康診断結果報告書、出産情報など、個人の身体的または心的外傷、疾病、障害またはプライバシーに関する情報 2.疾病の予防、診断、治療、看護、リハビリなどの医療サービスの過程で発生した個人情報。例えば診療録や検査結果など
金融口座	個人の銀行、証券、保険、積立金などの口座番号とパスワード、支払口座番号、口座情報、所得明細など
行動履歴	車両走行の軌跡情報や個人の行動履歴など
未成年情報	14歳未満の未成年者の個人情報
その他	正確な位置情報、身分証明書の写真、性的指向、性生活、信用情報、犯罪記録情報、身体のプライベートゾーンを示す写真や動画など

II プライバシー/人格権の観点

民法典においては「自然人はプライバシーの権利を有する」と定められている。またいかなる組織または個人も、詮索、嫌がらせ、暴露、公開などの方式によって他人のプライバシー権を侵害してはならない（第 1032 条）と定めている。第 1032 条第 2 項では、プライバシー権の基本概念が明確に示されており、プライバシーとは、自然人の私生活の平穏及び他人に知られたくない私的空間、私的活動及び私的情報を指すと定義されている。

III 肖像権の観点

肖像権の保護について、民法典（第 1019 条）は「いかなる組織または個人も醜悪化、毀損または情報技術の手段による偽造などの方法によって、他人の肖像権を侵害してはならない。肖像権の権利者の同意を得なければ、肖像権の権利者の肖像を作成・使用・公開をしてはならない」と定めている。さらに第 1019 条第 2 項では、「肖像権の権利者の同意を得なければ、肖像作品の権利者は公開、複製、発行、賃貸、展示などの方法によって肖像権の権利者の肖像を使用・公開してはならない」としている。

また民法典では、肖像使用許諾契約の解除については「当事者が肖像使用許諾の期限について定めず、または期限が不明確な場合は、いずれかの当事者も随時に肖像使用許諾契約を解除することができる。ただし、合理的な期間内に相手に通知しなければならない」（第 1022 条）としている。

音声の保護については、民法典（第 1023 条）では、「自然人の音声の保護については、肖像権保護の関連規定を参照し適用する」と定めている。つまり、人間の声は民法典第 1023 条を通じて、肖像権と同様に保護されることになり、権利者の同意を得なければ、その音声を作成・使用・公開をしてはならないと解釈することができる。

③AI 利用に関する法制度

2023 年 7 月に、国家インターネット情報事務局、国家発展改革委員会、教育部、科学技術部、工業・情報化部、公安局、国家ラジオ・テレビ総局の 7 省庁が共同で AI サービス利用暫定弁法（暫定弁法）を公布し、2023 年 8 月より施行された。

暫定弁法は「総則」「技術開発とガバナンス」「サービス基準」「監督・検査及び法的責任」「附則」の 5 章から構成されている。そのうち、第 1 章では、総則として、目的や適用範囲等のほか、生成 AI サービスの利用や提供に当たって遵守すべき規定が示されている。

暫定弁法の適用範囲については、「AI 技術を利用して、中国国内の人々にテキスト、画像、音声、動画等を生成するサービスを提供する場合」と定めている。

第 4 条では、生成型 AI サービスを提供・使用するには、法律などを遵守し、社会の倫理や道徳を尊重しなければならないとしている。具体的には、「他人の合法的権益を尊重すべきであり、他人の心身の健康を危険にさらし、他人の肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシーの権利及び個人の権利や権益を侵害してはならない（第 4 条第 5 項）」と定め、生成 AI サービスの利用や提供に当たり、法規として初めて肖像権の保護に言及した。

(2)AI と肖像、声の保護に関する判例や議論の状況

①AI 顔入れ替えアプリに肖像権侵害を認定（事例 1）

深圳市南山区人民法院¹¹⁶が、自院のホームページで下記の裁判例を掲載していた（2024 年 7 月 24 日時点の情報として公開）¹¹⁷。AI により生成された肖像に対して肖像権の侵害を認めた中国で初めての裁判例とされている。

Z 氏はショートビデオプラットフォームで 5 万 6000 人のフォロワーを持つショートビデオブロガーである。A 社は 2021 年に設立され、スマホ向けの「AI 顔入れ替え」アプリを運営している。ユーザーはこのアプリの中で様々な有名人の顔が写った動画を選ぶことで「顔入れ替え」が実現できる。有料会員になると、透かしなしで「顔入れ替え」動画をアップロードしたり、アプリ内に表示されている動画の人物の顔を自分の顔に変換したりすることができる。

2022 年 9 月、Z 氏は A 社のアプリが勝手に自分の顔が写った動画を使用し、「顔入れ替え」を行い、肖像権を侵害し、違法に利益を得ているとして、深圳市南山区人民法院に提訴した。裁判所は、A 社に対し、関連する権利侵害の動画とそのリンクを削除し、謝罪に加えて経済的損失と権利保護にかかる費用を合わせた計約 5 万元の賠償金の支払いを求めた。

民法典では、いかなる組織または個人も、肖像を醜悪化したり、あるいは情報技術によっ

¹¹⁶ 日本の地方裁判所に当たる司法機関であるが、裁判機関ではない。

¹¹⁷ 深圳市南山区人民法院, 与法同行・民事篇 | 一键“AI 换脸”? 法院: 构成侵权, https://gw.nscourt.gov.cn/nscourt/wzsy/spyj/yftx/content/post_1448114.html

て改ざんしたりして、他人の肖像権を侵害してはならないと規定している。肖像権の権利者の同意を得られない場合、法律に別段の定めがない限り、肖像権の権利者の肖像を作成、使用、公開してはならないとしている。

Z氏の顔や体の画像が含まれた問題の動画は、当初、Z氏がショートビデオプラットフォームに公開したものであった。一般人は、その顔や体つきなどの特徴から、動画に映し出されている人物がZ氏であることを容易に特定することができる。A社は、この動画をアプリにアップロードし、他者が利用できるように動画テンプレートとして提供した。Z氏はこの動画テンプレートと「顔入れ替え」後の動画に映し出された人物の肖像に対して肖像権を有することになる。

また「顔入れ替え」動画においては、顔の入れ替えや顔の操作などを行うことで、肖像と主体の同一性を破壊して肖像権を侵害することになる。そのため、肖像権の権利者は同意を得ずに自分の肖像が「顔入れ替え」動画を作るために使用されることを拒否する権利がある。A社はZ氏の同意を得ずに情報技術を利用して、Z氏の肖像を使って偽造動画を作成した。その行為はZ氏の肖像権の侵害に当たる。

その後、A社がアプリからZ氏の生成動画テンプレートを削除したことを確認したため、深圳市南山区人民法院はA社に対し、Z氏への謝罪と経済的損失及び合理的な権利保護にかかる費用など計5000元の賠償を命じた。

一審判決が出た後、A社は判決を不服として控訴し、深圳市中級人民法院の調停を経て、双方当事人は調停合意に達し、A社はZ氏に5250元を支払うことに合意した。

裁判官は、AI技術の急速な発展に伴い、「AIによる顔入れ替え」などのアプリケーションが広く台頭し、多くの若者に支持されていると同時に、肖像権を侵害するリスクも日増しに浮き彫りになっている点を指摘している。そして国民の人格権の重要な一部である肖像権は、いかなる機関や個人も、本人の同意なしに使用してはならず、情報技術を利用して、肖像を改ざんしたり、偽造したり、自動生成したりすると、自然人の権利・利益を侵害するだけでなく、社会的に悪影響を及ぼす恐れがあると述べている。

②AI顔入れ替えアプリに肖像権侵害を認定（事例2）

中国中央テレビジョン¹¹⁸は2024年5月、「AI顔入れ替え」をめぐる肖像権の紛争について詳しく紹介した¹¹⁹。

この報道によると、T氏はソーシャル・プラットフォームに民族衣装を着用した自身を映し出した動画をアップした。しばらくして、T氏は、B社の動画アプリに2つのAI動画モデルが登場し、モデルには顔の特徴を除けば、服装や背景は、自分が投稿した動画と全く同

¹¹⁸ 中国中央テレビジョンは国家テレビであり、中国において最も競争力を持つ主流媒体の一つである。ニュース、社会、教育、文化、娯楽、情報、サービスなど多岐にわたって番組を提供している。

¹¹⁹ 百度一下，AI换脸“侵犯肖像权”了吗？法官详解，<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1799360936855977627&wfr=spider&for=pc>

じである AI 動画テンプレートを見つけた。そのアプリでは、料金を支払うことで、ユーザーに対し、T 氏と同じ服装や背景を動画に反映させることができるサービスを提供できるという。T 氏は、B 社が自身とライセンス契約を締結していないにも関わらず、商業や宣伝目的で自身の肖像がある動画を使用したことは、自身の肖像権を侵害していると主張した。

訴訟では、被告のアプリ企業（B 社）は、AI テンプレート上の 2 つの動画では顔の特徴などが編集されており、独自の属性を持つ二次創作であると主張していた。しかしながら、裁判所は、対応する動画は依然として、T 氏であることを特定できると判断した。裁判所は、被告側 B 社の行為は T 氏の肖像権を侵害したと判断し、被告側は T 氏の経済的損失として 2000 元、合理的な費用支出として 349 元を賠償するとの判決を下した。

裁判官は、「AI による顔の入れ替え」が他人の肖像権侵害に当たるかどうかは、総合的に検討する必要がある、この事件の公開審理は、個人の肖像権という概念に対する人々の理解を深めるものとなったと述べた。

さらに裁判官は、本来の肖像権は人の顔だけが対象となるものの、民法典の最新の規定では、人の顔立ち、体型、音声、全体像を含む外形的なイメージにまで拡大する可能性がある」と指摘している。裁判官は、これらの要素は、一般的に肖像権に関する法律制度によって保護されていると判断されるとの見解を示している。

③スターを「AI 仲間」にするアプリが人格権侵害と判定（事例 3）¹²⁰

被告の上海某科学技術公司（B 社）は、スマホ向けの会計ソフトウェアを開発・運用している。このソフトでは、ユーザーは自分の「AI 仲間（会話型おしゃべり AI アプリ）」を作成することができる。AI 仲間の名前とアバターを設定し、その AI 仲間との人間関係（例えば、彼氏・彼女、兄妹、親子など）を設定し、ユーザーは仮想人物である「AI 仲間」との会話やインタラクションを実現することができる。

原告は有名なスター（H 氏）であり、上記のソフトウェアでは、多くのユーザーによって H 氏が仲間像として設定されているほか、人間関係も設定されている。被告の B 社は、レコメンデーションアルゴリズムを利用して仮想的な H 氏を他のユーザーに推薦・紹介する。ユーザーは仮想的な H 氏を仲間に設定する際に、人物の顔を設定するため、H 氏の顔写真を大量にアップロードした。その結果として、各ユーザーは仮想的な H 氏との対話を体験できる。

原告の H 氏は、B 社の行為が氏名権、肖像権及び一般人格権を侵害しているとして、被告に対して公開謝罪と経済的損失及び精神的損害を賠償するよう裁判所に求めた。

被告の B 社は、H 氏が主張する役割の設定、肖像画のアップロードなどの行為はすべてユーザーが行い、同社はネットワーク技術サービス・プロバイダに過ぎないとの見解を示した。また利用規約の中で、ユーザーは他人の権益を侵害しないことを明確にしており、H 氏

¹²⁰ 法治网, AI 陪伴案：网络平台利用算法组织用户创设虚拟形象构成侵权,
http://www.legaldaily.com.cn/newzt/content/2024-10/21/content_9067995.html

の訴えを受けた後、H 氏の名前を含めてその AI 仲間を削除したため、権利侵害の責任を負うべきではないと主張した。

しかしながら、裁判所は B 社が H 氏の名前、肖像を商業的に使用した行為は H 氏の許可を得ていないため、H 氏の氏名権、肖像権の侵害に当たる同時に、H 氏の一般人格権をも侵害したと判断した。最終的に被告は原告に謝罪し、経済的損失、合理的な費用、精神的損害の慰謝料計 20 万 3000 元を賠償した。一審判決後、被告は控訴して取り下げ、一審判決が有効となった。

本判例は、アルゴリズム利用による人格権の侵害が認められた中国初の事例とされている。この判例は、自然人の「バーチャルイメージ」に含まれる氏名、肖像、人格的特徴などの人格的要素は、自然人の人格権の客体であり、許可なく勝手に自然人のバーチャルイメージを作成・使用することは、自然人の人格権を侵害することを明確にした。またこの判例は、ネットワーク技術サービス提供者が権利侵害コンテンツを提供する権利侵害者となり得ることを示した。

④AI 音声の無断使用に人格権侵害を認定

北京インターネット法院¹²¹は、2024 年 4 月、AI 生成による人格権の侵害を争点とした事件の一審判決を言い渡した。それによると、声優である殷氏は、AI で生成された自身の声を模した音声で文章読み上げソフトに無断で使用されたとして、アプリを運営する関連企業 5 社に損害賠償を求めた。裁判所は、原告である殷氏の声の権利が適用される対象は AI 音声にまで及ぶとし、被告である企業側が殷氏の声を無断で使用し、AI テキストの音声変換製品を開発したのは権利侵害行為に当たると認定し、一部企業に対し、殷氏への謝罪と計 25 万元の損害賠償を命じた。AI 音声による権利侵害をめぐる判決は中国で初めてとされる。

声優として長年にわたり吹き替えやナレーションなどに携わってきた殷氏は、2023 年 5 月、AI 技術によって生成された自分の声の作品が複数の有名なアプリで出回っていることに気づいた。殷氏は、被告の行為は、自分の声の権利を著しく侵害しているとし、アプリを運営する北京小問智能科技有限公司をはじめ、5 社を相手に提訴した。被告側に対し、権利侵害行為を直ちに停止し、謝罪すると同時に、経済的損失・精神的損害に対して 60 万元を賠償するよう求めた。

裁判所は、AI を利用して生成された音声は、原告本人に結び付け、原告を識別することができるため、原告の声は法的保護を受けることができるとの判断を下した。

民法典第 1023 条は「自然人の声の保護に、肖像権の保護を適用する」と規定している。したがって、音声所有者の同意を得ずに、その音声を AI によって生成したり商用利用をしたりすることは権利侵害に当たると判断された。本件から、中国において音声は肖像権の保護と同じように保護されていることが伺える。

¹²¹ 北京互联网法院, <https://www.bjinternetcourt.gov.cn/>

7. シンガポール

シンガポールでは、肖像や声の権利を明確に定義している法律は存在しない。肖像や声の商業的な側面を保護する枠組みとして詐称通用（パッシング・オフ）があるが、その要件を満たすには保護を求める者に一定以上の知名度が必要とされることから、相当の著名人でない限り、AI 利用から肖像や声そのものを保護することは困難であるとの見方が示されている。

(1) AI と肖像、声の保護に関する規定

① 著作権の観点

シンガポールの著作権法（Copyright Act 2021）は、文学、音楽、演劇、芸術作品などの作品を保護対象としており、文学作品の中にはコンピュータープログラム（第 13 条 d）も含まれている。また、著作権保護の対象となるには、著作者自身の創造性と独創性を有している作品であり、且つ書面や電子媒体など有形として保存・保管されている必要がある（第 16 条）。

著作権の保護期間は著作者の死後 70 年間となる。また著作権法は主に複製権（複製、コピーを作成する権利）、配布権（著作物のコピーなどを配布する権利）、上演・演奏権、翻案権（著作物を翻訳、編集、変形、翻案する権利）について排他的権利を認めている。なお、同法ではフェア・ユースに相当するとして、報道（第 192 条）、批評・評論（第 193 条）、研究・教育目的の使用（第 194 条）については著作物の使用が認められている。

さらに同法は、第 244 条で定めた権利制限規定を通して、商用か非商用であるかを問わず、TDM 目的による著作物の複製が認められていることが特徴的である。

図表 27 シンガポールの著作権法が定める権利制限規定¹²²

コンピューターデータ解析のための複製または通信

第 244 条

(1) 以下の (2) で示した条件が満たされる場合、X に該当する者は以下のものを複製することが認められる。

(a) 著作物

(b) 保護を受ける実演の録音物

(2) 条件は以下の通りである。

(a) 複製が以下の目的で作成される場合

(i) コンピューターデータ解析

(ii) コンピューターデータ解析を目的とした著作物や録音物の用意

¹²² Singapore Statutes Online, Copyright Act 2021, <https://sso.agc.gov.sg/Act/CA2021>（シード・プランニングによる仮訳）

- (b)X が他の目的には使用しない場合
- (c)通信手段を用いるか否かに関わらず、X が以下の目的以外で複製物をいかなる者にも提供しない場合
 - (i)X が実施するコンピューターデータ解析の結果の検証
 - (ii)X が実施するコンピューターデータ解析目的に関連した共同的な調査または研究
- (d)複製物が作成するための素材に X が合法的にアクセス可能である場合
- (e)以下のいずれかの条件が満たされた場合
 - (i)最初の複製物が侵害していないこと
 - (ii)最初の複製物が侵害しているものの、以下に当てはまる場合
 - (A)X がその事実を知らない場合
 - (B)最初の複製物が著しく侵害的なオンライン上の場所から取得されたことで、X がその事実を知らないまたは合理的に知り得ない場合
 - (iii)最初の複製物が侵害しているものの、以下に当てはまる場合
 - (A)侵害する複製物の利用が所定の目的のために必要である場合
 - (B)X が他の目的でコンピューターデータ解析を実施するために複製物を利用しない場合
- (3)疑義を回避することを目的として、複製について(1)が言及する内容には複製物の保存や保持を含むとする。
- (4)以下の要件が満たされる場合、X は保護された実演の作品や録音物を伝達することが認められる。
 - (a)(1)が適用される状況において複製された複製物を用いて伝達が行われた場合
 - (b)通信手段を用いるか否かに関わらず、以下の目的以外で X がいかなる者にも複製物を提供しない場合
 - (i)X が実施するコンピューターデータ解析の結果の検証
 - (ii)X が実施するコンピューターデータ解析目的に関連した共同的な調査または研究

これらの規定により、実演家が実演を行った際の録音物などは、実演家の許可を得ずして TDM 目的に複製することが可能である。実演家の観点からは、一般的には自身の肖像や声または実演に対して著作権法の枠組みによる保護が及ばないことになる。

②その他の観点

I 個人データ保護法の観点

シンガポールの個人データ保護法（Personal Data Protection Act 2021, PDPA）は、個人を特定できる情報の収集、使用、開示を規制している。PDPA の目的は、「個人が個人データを保護する権利と、合理的な人が適切と考える目的で組織が個人データを収集、使用、開示する必要性の両方を認める方法で、組織による個人データの収集、使用、開示を管理すること」としている。

個人情報保護委員会（Personal Data Protection Commission, PDPC）が公表しているガイドライン（Advisory Guidelines on Key Concepts in the Personal Data Protection Act）¹²³では、個人データの一つとして声紋への言及がある。同ガイドラインでは、顧客がトラブル処理のために銀行のコンタクトセンターに電話した際に顧客の音声データを収集する行為について、適切にオプトアウトの案内をすべきと述べている。

しかしながら、個人データ保護法は公開情報を保護対象としていない。また利用が芸術的または文学的な目的のみである場合は保護されない。多くの生成 AI はインターネット上に公開されたデータを取得及び活用しており、また本調査の主な調査対象である実演家の肖像や声は芸術的な目的のみで使用されることが多いため、同法では実演家の肖像や声を保護することは難しいと考えられている¹²⁴。

II 詐称通用（パッシング・オフ）の観点¹²⁵

詐称通用（パッシング・オフ）とは、他人のブランドや商標、アイデンティティを意図的に模倣することで、消費者に誤解を与える不正競争行為の一種である。この概念は特に英国とシンガポールの判例法に基づく法体系で発展しており、商標法や著作権法と異なり、正式な登録を必要とせず、主に「商業的信用の不正利用」から保護するためのものである。詐称通用（パッシング・オフ）が成立するためには以下の要件を満たす必要がある。

- ・信用：原告が特定の製品やサービスに関連する商業的信用を持っている。
- ・誤認：被告が原告の製品またはサービスと誤認させるような行為をしている。
- ・損害：その結果として、原告に実際の損害が生じる可能性がある。

シンガポールにおいて、詐称通用（パッシング・オフ）は「肖像やアイデンティティの無断使用」に対して用いられる場合がある。例えば、自身の写真が同意なしに商業目的で使用された場合は、相手方を詐称通用（パッシング・オフ）で訴えることを検討できる。その場合、原告がシンガポールにおいてどの程度まで知名度があるかを示す必要があり、実演家も同様と考えられる¹²⁶。救済措置には以下の内容が含まれている。

- ・被告が使用した原告の肖像やアイデンティティに関わる画像等の使用の差止請求
- ・原告の名誉及び利益などに関する損失に対しての金銭的賠償請求

¹²³ Personal Data Protection Commission, Advisory Guidelines on Key Concepts in the Personal Data Protection Act, <https://www.pdpc.gov.sg/-/media/files/pdpc/pdf-files/advisory-guidelines/ag-on-key-concepts/advisory-guidelines-on-key-concepts-in-the-pdpa-17-may-2022.pdf> P49

¹²⁴ Oh Pin-Ping 氏とのヒアリングによる

¹²⁵ Singapore Legal Advice, Can I Use Celebrity Images for Advertising/Branding?, <https://singaporelegaladvice.com/law-articles/use-celebrity-images-advertising-branding/>

¹²⁶ Oh Pin-Ping 氏とのヒアリングによる

- ・商品等に使用された場合の商品回収、廃棄請求

III 名誉毀損の観点¹²⁷

著名人や公人の肖像、画像を本人の許可なく使用する場合、名誉毀損に該当する場合がある。権利者の人格や評判を傷つける行為に適用され、肖像等が第三者へ公開されることによって権利者が憎悪、軽蔑、嘲笑などの対象になった事実に基づき提訴することが可能である。

肖像の無断使用に関して名誉毀損が認められた判例に、シンガポールの有名な政治家である Chiam See Tong（原告）が起こした訴訟がある¹²⁸。Tong 氏は、Xin Zhang Jiang Restaurant（被告）のレストランにて支持者と共に誕生日パーティーを開催していた。レストラン内では被告が慈善事業の一環として資金を集めるためにカラオケパーティーを開催しており、原告も歌を歌った。後日、レストランは新聞広告を掲載し、その一部に原告がマイクを持って歌っている写真を無断で掲載した。このことに対し、原告は肖像を無断で商業利用したとして、名誉毀損で訴訟を提起した。

裁判所は、広告を見た人々は、原告の地位、名誉、評判などを利用してレストランが宣伝を行っていると考えることが推測されるとし、一部の市民は政治的な立場を商業利用することを快く思わない人がいることも考えられるため、広告は原告に対する名誉毀損に該当すると判断した。判決として、被告は原告の名誉と評判、地位の回復、心身の苦痛に対する損害賠償として5万シンガポールドルの支払いを命じた。

IV オンライン虚偽情報・情報操作防止法の観点

2019年10月に施行されたオンライン虚偽情報・情報操作防止法（Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act, POFMA）¹²⁹は、別名フェイクニュース禁止法と呼ばれており、悪意ある人物、企業、団体が生成するオンライン虚偽情報から社会を保護することを目的としている。この法律では、政府が公益に反する虚偽または誤解を招く情報と判断した場合は禁固5年、また偽情報を広めるためにボットや偽アカウントを使用するなど悪質な場合には最大禁固10年と罰金100万シンガポールドルの罰金が科せられる。

同法が定義するオンライン情報には、オンライン・プラットフォーム、ソーシャルメディア、ニュースサイト上に公開される情報などが含まれており、虚偽情報の削除、記事取

¹²⁷ Singapore Legal Advice.com, Can I Use Celebrity Images for Advertising/Branding?, <https://singaporelegaladvice.com/law-articles/use-celebrity-images-advertising-branding/>

¹²⁸ Studocu, Chiam See Tong v Xin Zhang Jiang Restaurant Pte Ltd [1995] 1 SLR(R) 0856 <https://www.studocu.com/sg/document/singapore-university-of-social-sciences/law-non-existent/chiam-see-tong-v-xin-zhang-jiang-restaurant-pte-ltd-1995-1-slrr-0856/54228384>

¹²⁹ Singapore Statue Online, Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act : POFMA, <https://sso.agc.gov.sg/Act/POFMA2019>

り下げ、訂正文の掲載などの政府指示に従わない場合には運営側にも罰金が科せられる。シンガポールで広く普及している WhatsApp などの暗号化されたメッセージアプリも対象となり、インターネットや移動通信網を通してメッセージや画像、動画の送受信における虚偽情報のやり取りを監視するとしているが、暗号化されたアプリの監視方法は示されていない。これらの内容から、シンガポール内でも表現の自由への脅威だとして議論が起きている。また虚偽情報について明確な基準などはなく、虚偽に相当するか否かについては政府の判断に委ねられるため、言論統制につながるのではないかとの意見も出ている。

さらに本法は公共の利益の実現を目的としており、政治家をディープフェイク被害から保護する上では有効的であるものの、実演家の肖像や声の権利を保護することには適していないとの考え方が示されている¹³⁰。

③AI 利用に関する法制度

2024 年 10 月にシンガポール議会にて選挙法の改正案 (Elections (Integrity of Online Advertising) Bill¹³¹) が可決され、2025 年 1 月より施行された。本改正により、選挙期間中に選挙候補者のディープフェイクに該当するコンテンツの公開、共有、宣伝利用、投稿を禁止とした。美肌フィルターなど無害な修正や、アニメキャラクターなどを用いた非現実的なコンテンツは対象外としたものの、候補者に資するかどうかに関わらず、ディープフェイクを拡散する行為そのものに対しての制限となる。違反者には罰金等が科せられる¹³²。

④AI 利用に関する法制度の議論

I ディープフェイク詐欺への対策強化¹³³

2024 年にはシンガポール科学技術研究所が主導してオンライン安全先端技術センター (The Centre for Advanced Technologies in Online Safety, CATOS) が設立された。業界連携の強化や知見の共有を促進することで悪意のあるデジタルコンテンツやディープフェイクコンテンツを検出するツールを開発し、安全なインターネット環境を構築することを目的としている。

なお、同センターは年次イベントとして Online Trust and Safety Forum(OTS)を開催している。OTS では国際的な専門家や技術者を招聘し、ディープフェイク対策についての意見交換や技術交流を行っている。

¹³⁰ Oh Pin-Ping 氏とのヒアリングによる

¹³¹ Parliament of Singapore, Elections (Integrity of Online Advertising)(Amendment) Bill, [https://www.parliament.gov.sg/docs/default-source/bills-introduced/elections-\(integrity-of-online-advertising\)-\(amendment\)-bill-29-2024.pdf](https://www.parliament.gov.sg/docs/default-source/bills-introduced/elections-(integrity-of-online-advertising)-(amendment)-bill-29-2024.pdf)

¹³² InsightPlus, Singapore: Law passed to ban deepfakes during general elections, https://insightplus.bakermckenzie.com/bm/technology-media-telecommunications_1/singapore-law-passed-to-ban-deepfakes-during-general-elections

¹³³ Infocomm Media Development Authority, 3 things Singapore is doing to take action against deepfakes, <https://www.imda.gov.sg/resources/blog/blog-articles/2024/07/3-things-sg-do-to-take-action-against-deepfakes>

II 包括的な AI 法規制整備に向けた動きなし

シンガポールにおいては AI 利用またはそれに伴う権利の保護のあり方について様々な議論が展開されているものの、AI に特化した包括的な法規制は存在せず、その整備に向けた具体的な動きも見られない。同国政府は関連動向を見守っている状況にあると見られている¹³⁴。

III 広告業界の自主的ガイドライン

シンガポールにおける広告業界の自主規制団体であるシンガポール広告基準機構が広告コンテンツのガイドライン（Singapore Code of Advertising Practice）¹³⁵を提供している。法規制ではないために法的拘束力はないものの、知的財産の悪用などを禁じており、規約違反があった場合には、違反した企業名の公表などを行うことができる。

(2) AI と肖像、声の保護に関する判例や議論の状況

2025 年 1 月時点では、シンガポールにおいて肖像や声を AI 利用から保護することを主な目的として発生した裁判などの判例は存在しない¹³⁶。裁判としての事例ではないが、AI と肖像、声の保護に関連する事件については以下が挙げられる。

① 首相の肖像を用いた宣伝活動

2023 年 12 月、シンガポール首相のリー・シェンロン氏が実際に行ったインタビュー映像などを利用して、全く無関係の投資商品を宣伝するディープフェイク広告が拡散されているとして、首相自身が国民に対して注意を呼び掛けた。同氏はその他にも複数のディープフェイク画像や映像の存在を認識しているという¹³⁷。

② わいせつなデジタル加工写真で政治家を脅迫

2024 年 4 月、シンガポールの外務大臣を含むおよそ 70 名の政府関係者に対して、これら関係者の肖像を用いて、デジタル技術でわいせつな内容に加工した写真が送りつけられる事件が発生した。この写真には手紙が同封されており、記載されたメールアドレスに連絡をしなければ最悪な結果を招くと書かれていたため、脅迫行為と見られている。被害者

¹³⁴ Oh Pin-Ping 氏とのヒアリングによる

¹³⁵ Advertising Standards Authority of Singapore, Singapore Code of Advertising Practice
https://asas.org.sg/Portals/0/Chapter-https://asas.org.sg/Portals/0/SCAP%202008_1.pdf

¹³⁶ Oh Pin-Ping 氏とのヒアリングによる

¹³⁷ The Straits Times, PM Lee warns against responding to deepfake videos of him promoting investment scams,
<https://www.straitstimes.com/singapore/pm-lee-warns-against-responding-to-deepfake-videos-of-him-promoting-investment-scams>

は警察へ通報し、捜査及び法的措置が取られる予定である¹³⁸。

③学生のディープフェイクポルノで懲戒処分

2024 年 11 月、シンガポールの学校の生徒が、同校の女子生徒の肖像を用いてディープフェイクポルノ画像を生成し、共有される事件があった。複数の生徒が事件に関与していたことが分かっている。学校は一部の生徒に対してむち打ちや停学などの懲戒処分が開始されたと発表している¹³⁹。

¹³⁸ Channel News Asia, Vivian Balakrishnan, Tan Wu Meng among MPs who received extortion letters with fake obscene photos, <https://www.channelnewsasia.com/singapore/mps-extortion-letters-fake-photos-vivian-balakrishnan-tan-wu-meng-edward chia-police-4279921>

¹³⁹ Channel News Asia , Police investigating deepfake nude photos of Singapore Sports School students, <https://www.channelnewsasia.com/singapore/singapore-sports-school-deepfake-nude-images-students-police-investigating-4742506>

8.韓国

韓国では、EU に続いて世界で 2 番目となる包括的な AI 法と位置付けられた AI 基本法が 2024 年に可決され、2026 年 1 月からの施行を控えている。現時点では声や肖像を保護する上では著作権ではなく、人格権や個人情報保護の枠組みが有効であるとの見方が示されている。実演家がディープフェイクによる被害を受けた事例が出ているものの、訴訟にまで発展した事例は確認できなかった。

(1)AI と肖像、声の保護に関する規定

①著作権の観点

韓国では、著作権法の第 35 条第 4 項で肖像画またはこれに類する写真著作物の著作権を、また第 64 条で実演や音盤の著作隣接権を保護している。

図表 28 韓国の著作権法が定める美術著作物等の展示または複製権¹⁴⁰

第 35 条 (美術著作物等の展示または複製)

(4)委託による肖像画又はこれに類する写真著作物については、委託者の同意がなければ、これを利用することができない

図表 29 韓国の著作権法が定める著作隣接権¹⁴¹

第 64 条 (保護される実演・音盤・放送)

次の各号各目のいずれかに該当する実演、音盤及び放送は、この法律による保護を受ける。

一 実演

ガ 大韓民国国民（大韓民国の法律により設立された法人及び大韓民国国内に主たる事務所を有する外国法人を含む。以下同じ。）が行う実演

ナ 大韓民国が加入し又は締結した条約により保護される実演

ダ 第 2 号各目の音盤に固定された実演

ラ 第 3 号各目の放送により送信される実演（送信前に録音又は録画されている実演を除く。）

二 音盤

ガ 大韓民国国民を音盤製作者とする音盤

ナ 音が最初に大韓民国国内において固定された音盤

¹⁴⁰ 邦訳は、公益社団法人著作権情報センター（金 亮完訳）、著作権法、
https://www.cric.or.jp/db/world/skorea/skorea_c1.html

¹⁴¹ 邦訳は、公益社団法人著作権情報センター（金 亮完訳）、著作権法、
https://www.cric.or.jp/db/world/skorea/skorea_c1.html

ダ 大韓民国が加入し又は締結した条約により保護される音盤として、締約国内において最初に固定された音盤

ラ 大韓民国が加入し又は締結した条約により保護される音盤として、締約国の国民（当該締約国の法律により設立された法人及び当該締約国内に主たる事務所を有する法人を含む。）を音盤製作者とする音盤

三 放送

ガ 大韓民国国民である放送事業者の放送

ナ 大韓国内にある放送設備により行われる放送

ダ 大韓民国が加入し又は締結した条約により保護される放送として、締約国の国民である放送事業者が当該締約国内にある放送設備により行う放送

しかしながら、肖像や声そのものは著作権保護の対象ではない。「大韓民国政策ブリーフィング¹⁴²」のサイトに掲載された「生成型 AI が作った制作物の著作権は誰が有するのですか？¹⁴³」というページでは、有名人の顔などを無断で利用したコンテンツは、肖像権上の問題であると指摘している。

図表 30 大韓民国政策ブリーフィングに掲載された AI 生成物の著作権についての見解

Q1. AI 生成物の著作権は誰にありますか？

我が国をはじめ、ほとんどの国家は、AI 生成物の著作権を認定していません。著作権として認定を受けるためには、人間の創造的技術や努力の結果としてつくられた固有の創作物のみ著作権法上の著作物として保護が可能です。

Q2. 生成型 AI を活用してコンテンツを作りました。私に著作権はありますか？

現行の著作権法の解釈によれば、「人間の創作物」だけが著作物であり、「権利能力を持つ自然人または法人」だけが著作権者として認定（著作権法第 2 条）されます。「著作物」は人間の思想または感情を表現した創作物を指し、「著作者」は著作物を創作した者を指します。すなわち、生成型 AI が自動的に生成した結果物は現行の著作権法の保護対象ではありません。しかし、人間が AI 生成物に創作的表現を追加したのならば、その寄与部分に対しては著作権を持つことができます。

Q3. 他の人が掲示した生成型 AI コンテンツを再利用したら著作権違反でしょうか？

著作権違反にはなりません。生成型 AI 作成コンテンツには、現行の著作権法で定めた著作権が認定されません。生成型 AI 開発者が利用者たちに AI 生成物に対するすべての

¹⁴²文化体育観光部国民疎通室が運営している大韓民国の政策ニュースポータルサイト。

¹⁴³ 대한민국 정책브리핑, 생성형 AI 가 만든 저작물 저작권은 누가 갖게 될까요?,

<https://korea.kr/multi/visualNewsView.do?newsId=148927815> (シード・プランニングによる仮訳)

権利を譲渡し、商業的に販売、利用することができるようにしていても、AI 利用者が生成物の著作権を取得したことにはならず、他者の使用を禁止できる権利也没有ありません。ただし、生成型 AI が学習した生成物に対しては著作権侵害に関わる問題が提起される場合があります。また生成型 AI を活用して得た成果物であるという出典表記が必須です。

Q4. 生成型 AI を活用し、有名人の顔が出るコンテンツを製作したのですが、SNS にアップロード時、肖像権が問題になりますか？

問題になります。生成型 AI による成果物であったとしても、公人が肖像であることを知ることができるコンテンツは無断掲示することができません。芸能人や有名人だけではなく、国民であれば誰もがその肖像を許可なく撮影、描写、営利的に利用されることを拒否できます。無断利用者に対して、損害賠償請求及び掲示中断請求を行うことが可能です。

また本報告書の作成を目的として実施したヒアリング調査においても、肖像や声そのものを著作権で保護すべきという声は一部あるものの、現行の著作権法体系において保護すべき法益ではないとの見解が示された¹⁴⁴。

②その他の観点

I プライバシー/人格権の観点

韓国では、民法 750 条と、個人情報の取得同意の義務と目的外での利用や提供の制限を定めた改正個人情報保護法の第 15 条（個人情報の収集及び利用）、第 17 条（個人情報の提供）、第 18 条（個人情報の目的外利用及び提供の制限）¹⁴⁵で人格権を保護している¹⁴⁶。

図表 31 韓国の民法が定める賠償責任¹⁴⁷

民法 第 750 条（不法行為の内容）

故意又は過失による違法行為によって他人に損害を加えた者は、その損害を賠償する責任を負う。

また AI 技術の発展によって生じたプライバシー上の問題に対処するため、韓国のプライバシー保護機関である個人情報保護委員会（PIPC）は、2023 年 8 月、「AI 時代における個

¹⁴⁴ Hwan Kyoung Ko 氏とのヒアリングによる

¹⁴⁵ 국가법령정보센터, 개인정보 보호법,

<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EA%B0%9C%EC%9D%B8%EC%A0%95%EB%B3%B4%EB%B3%B4%ED%98%B8%EB%B2%95>（シード・プランニングによる仮訳）

¹⁴⁶ Hwan Kyoung Ko 氏とのヒアリングによる

¹⁴⁷ 국가법령정보센터, 민법, <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=251069#0000>（シード・プランニングによる仮訳）

人情報の安全な利用」という政策方針を公表した。この方針では、原則に基づく規制アプローチに重点が置かれており、個人情報侵害のリスクを最小限に抑制するとともに AI 産業の振興を図ることを目指している¹⁴⁸。

II パブリシティ権の観点

韓国においては肖像や声を保護するにあたり、肖像権や人格権が適用されてきた。一例として、韓国人ゴルフ選手の肖像権の保護のあり方が争われた裁判が挙げられる¹⁴⁹。同選手は 2000 年にジヌス社とスポンサー契約を締結し、肖像権の使用権を付与した。その後に原告はゴルフエンテック社が製造するゴルフ用品の広報物に原告の肖像権及びサイン、文字などの利用を認める契約を締結した。2001 年 4 月になり、ゴルフエンテック社は、2001 年 4 月にレント社との間で本契約で定めた権利を譲渡する契約を締結した。そしてレント社は、2001 年 10 月頃から、自社製品のカatalogに原告の写真と署名を掲載した。この行為が不正使用に当たるとして争われた裁判である。

裁判所は、原告の写真と音声を無断で使用したことに対する肖像権（パブリシティ権）侵害として損害賠償を認めた。肖像権は「人格権としての肖像権」と商業的権利としてのいわゆる「パブリシティ権」と区別され、前者は譲渡不可能であり、その侵害に対して本人のみが精神的損害の賠償を請求できるのに対し、後者は譲渡が可能であり、その侵害に対しては譲受人のみが財産的損害の賠償を請求することができる（韓国著作権協会 2012：67）。本事件では、肖像権を人格権と商業的権利としてのパブリシティ権に区分した後、適用されるのはパブリシティ権侵害であることを明示して論理を展開した。また「肖像権の譲渡」と「使用権の付与または利用許諾」を区別したが、パブリシティ権を商標権または著作権に準じて解釈しようとする意図が見える（韓国著作権協会 2012：124）。

同判決は、該当する契約は、その使用分野と期間等を特定し、氏名・肖像等を商業的に利用することができるようにする使用権の付与または利用許諾の契約であり、契約当事者は原告とゴルフエンテック社の社長本人であり、ゴルフエンテック社が権利を有するわけではなく、レント社及び被告は何の権利もなく原告の写真・氏名等を使用したため損害賠償責任があるとした（韓国著作権協会 2012：71）。¹⁵⁰

このように、韓国ではパブリシティ権の存在を認めた判決が存在している。その譲渡性、相続性、そして保護期間についての判断が次々と下されるなどして韓国のパブリシティ権に関する法理は発達してきたが、その背景には、韓国の文化産業と広告産業が急速に発達し、著名人の氏名または肖像利用を通じて利益を得られる機会の拡大と多様化している状況が

¹⁴⁸ Law.Asia, 韓国の AI 規制枠組みの分析, <https://law.asia/ja/ai-regulatory-frameworks-south-korea/>

¹⁴⁹ スウォン地方法院 2002.8.30.宣告 94 가합 (카합) 5032 판결 (損害賠償)

¹⁵⁰ 한국저작권위원회 [편], 퍼블리시티권에 관한 국내 실태 조사” 한국저작권위원회, <https://www.copyright.or.kr/information-materials/publication/research-report/view.do?brdctsn=10764&pageIndex=19¬iceYn=&brdclasscodeList=&etc2=&etc1=&searchText=&searchkeyword=&brdclasscode=&nationcodeList=&searchTarget=ALL&nationcode=#>

ある¹⁵¹。

Ⅲ人格表示営利権（パブリシティ権）新設のための民法一部改正法律案

2022 年 12 月、韓国法務省は人格表示営利権（パブリシティ権）新設のための民法一部改正法律案の立法予告を行った¹⁵²。報道資料によると、人格表示営利権とは、人が肖像、名前、音声など、自身を特徴づけることができるものを営利的に利用できる権利であり、主にパブリシティ権と呼ばれるものであるという。創作物ではなく、人格表示自体に価値を付与するという点において、著作権とは異なる。

法務部（法務省）の発表によれば、最近では、インスタグラムや YouTube などの SNS、動画プラットフォームを通して人々の交流が活発になったことで、誰もが有名になることができ、民法一部改正法律案が想定するような有名人の人格表示を営利的に利用することができる時代になった。それに伴い、人格表示営利権を対象とした紛争も大幅に増加している。特に人格表示営利権者が死亡した場合に相続人に相続されるのかどうか、相続された場合はいつまで存続するのが不透明であったため、紛争が誘発されたり、権利擁護に限界があったりした。このような背景から、法務部では基本法である民法における「有名か有名でないか」¹⁵³を問わず、すべての人々の普遍的権利として、人格表示営利権を明文化し、相続の可否、相続後の存続期間及び侵害された場合の救済手段を明確に規定し、紛争を予防することを試みるに至った。改正案の主な内容は、以下の 5 点である。

図表 32 人格表示営利権新設のための民法一部改正法律案の主な内容

1. 「人格表示営利権」という名称 韓国ではこれまで、米国で使用されてきた「パブリシティ権」という外来語を用いてきたが、今回の改正により「人格表示営利権」と改めた。 2. 人格表示の営利的利用 他者に人格表示の営利的利用を許可することができるようにし、人格表示を商業的に活用するための余地を拡大した。しかし、人格表示が個人の信念や価値観等と密接に関連している点を考慮し、人格表示営利権を持つ権利者本人の信念に反する等の重大な事由が発生した場合、利用許諾を撤回できるようにした。 3. 人格表示営利権の制限 報道取材等、正当な活動においてやむを得ず他者の人格表示を活用する場合もある。人格表示利用において、正当な利益があるものは、人格表示営利権者の許諾がなくとも、合理

¹⁵¹ 박준우, 퍼블리시티권 침해의 유형에 관한 연구-판례에 나타난 피고의 이용형태를 중심으로, <https://www.dbpia.co.kr/journal/articleDetail?nodeId=NODE01202591>

¹⁵² 법무부, https://viewer.moj.go.kr/skin/doc.html?rs=/result/bbs/182&fn=temp_1672018244191100

¹⁵³ 「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」では、「有名な人物（国内に広く認識されており、経済的価値を有する人物）」の人格表示を、公正な商取引慣行などに反する方法で無断使用する行為を規制している。

的な範囲において人格表示を営利的に利用できるよう規定した。

4. 人格表示営利権の相続性及び存続期間

人格表示営利権者が死亡した場合は、人格表示営利権は消滅せず、他の財産権のように相続されることを明確にした。人格表示営利権の相続後の存続期間は 40 年に設定した。これは 30 年が一世代に該当する期間として、人の名声が希薄になり、人格表示に対する営利的権利が消滅するのに十分な時間であることを勘案したものである。

5. 人格表示営利権侵害に対する救済手段の設置

人格表示営利権が侵害された場合、事後的に損害賠償請求権が付与されるだけでは、権利救済の実効性を確保することが難しい。そこで法務部は 4 月に立法予告を終えた「民法」改正案第 3 条の 2（人格権）第 2 項、第 3 項を準用し、現在行われている人格表示営利権侵害の除去を請求したり、必要時に請求できるように、侵害除去・予防請求権を認定した。

報道発表では、今回の改正を通じて、情報通信技術の発達によって、誰もが有名人になることができる時代的な変化を法制度に反映し、人々が人格表示自体を営利的に活用することができる権利を保護し、人格表示営利権者の死亡時における法律関係の混乱と紛争を減らすことができると期待しているとした¹⁵⁴。

一方で、本改正案は、他者の人格表示を利用する大部分の表現行為を他者の権利を侵害する不法行為と見なし、法的な危険の負担を増やすものとして、表現の自由を深刻に委縮させることが憂慮されるという意見もある¹⁵⁵。社団法人オープンネットは、「すでに一部判例において個別の事案の性格によってパブリシティ権を認定し、これを不当に侵害する行為に対しては柔軟に損害賠償責任が課されている。また不正競争防止法においても、経済的価値を持つ他者の人格表示を、公正な商取引慣行や、競争秩序に反する方法で無断使用し、他者の経済的利益を侵害する行為を禁止する内容の規制が導入された。すなわち、パブリシティ権は、経済的価値を持つ人格表示を前提とする概念であり、このような権利を保護し、不当に侵害する行為に対する規制は、現行法と判例を通して、十分に可能であり、一般法の明文化なくして認定される権利ではない」とし、法務部の改正案に対する再考を求めている¹⁵⁶。しかし法務部は、立法予告期間、国民の意見を十分収斂し、改正手続きを進めて 2023 年上半期に、民法改正案を国会に提出する予定とした¹⁵⁷。

このような背景から、韓国知識財産研究院は、民法改正案の人格表示営利権規定を分析し

¹⁵⁴ 법무부, https://viewer.moj.go.kr/skin/doc.html?rs=/result/bbs/182&fn=temp_1672018244191100

¹⁵⁵ Open Net, 인격표지영리권(‘퍼블리시티권’) 신설하는 법무부의 민법 개정안, 표현의 자유의 심각한 위축을 우려한다, <https://www.opennet.or.kr/23355>

¹⁵⁶ Open Net, 인격표지영리권(‘퍼블리시티권’) 신설하는 법무부의 민법 개정안, 표현의 자유의 심각한 위축을 우려한다, <https://www.opennet.or.kr/23355>

¹⁵⁷ 법무부, 법무부, 인격표지영리권(‘퍼블리시티권’) 신설 위한 「민법」 일부개정법률안 입법예고, <https://www.moj.go.kr/bbs/moj/189/566563/artclView.do>

た報告書を発刊した¹⁵⁸。本報告書には、①人格表示営利権保護に関する国内外の現況、②民法改正案上の人格表示営利権の妥当性と限界、③肖像・氏名等の人格表示の法的保護の方向、などに関する内容が記載されている。報告書では、民法改正案上、人格表示営利権利用許諾の撤回のあり方や死後 30 年に及ぶ保護期間などに対し、より深い議論が必要であると判断している。特に人格表示営利権の制限において、明確な判断基準が規定されておらず、紛争に発展する余地を残していると指摘している。また報告書では、人格表示営利権の譲渡を禁止する民法改正案が、商標権、デザイン権等の自由な譲渡を許容している「商標法」や「デザイン保護法」等の既存法との関係において、混乱をきたす懸念があるため、人格表示営利権の新設が、商標権等の自由な譲渡に影響を及ぼさないよう、関連する条項を明確にする必要があると提言している¹⁵⁹。

なお、2023 年になって本改正案が発議されたが、国会期の満了によって破棄され、再発議されていない。

③AI 利用に関する法制度

韓国では 2024 年 12 月に AI の開発及び信頼基盤の確立に関する基本法（AI 基本法）が可決された。2025 年 1 月に公布、2026 年 1 月から施行される。

同法は議員が提案した 19 の法律を 6 カ月の間に 1 つに統合することで制定された。同法は、EU の AI 規則と同様に、生成 AI によるディープフェイクの利用に対して、透明性の確保を求めている。しかしながら、ディープフェイク生成自体は規制していない。韓国において AI に対する投資を促進するために、慎重な検討を行った上で策定された内容であると見られている。

¹⁵⁸ 한국지식재산연구원, 민법+개정안상+인격표지영리권(퍼블리시티권)의+주요내용+및+시사점, https://www.kiip.re.kr/board/report/view.do?bd_gb=data&bd_cd=4&bd_item=0&po_item_gb=&po_item_cd=¤tPage=20&po_no=12724

¹⁵⁹ Fashionbiz, '인격표지영리권', 인기 유튜브의 초상도 법적으로 보호되나?, <https://fashionbiz.co.kr/article/200364>

図表 33 韓国の AI 基本法が定める透明性義務¹⁶⁰

第 31 条 (AI の透明性確保義務)

- (1) AI 事業者は、影響力の大きい AI 又は生成 AI を用いて商品又はサービスを提供しようとする場合には、あらかじめ、当該 AI に基づいて商品又はサービスを運営する旨を利用者に通知しなければならない。
- (2) AI 提供者が生成 AI 又はそれを用いて商品又はサービスを提供する場合、生成 AI により生成された結果である旨を示さなければならない。
- (3) AI 事業者は、AI システムを利用して、現実と区別が付きにくい仮想の音声、画像又は映像を提供する場合には、当該 AI システムにより結果が生成されたものであることを利用者が明確に認識できる方法で、当該 AI システムにより結果が生成された旨を通知又は表示しなければならない。結果が芸術的・創造的な表現を構成する場合、またはその一部を構成する場合には、展示や楽しみを妨げない方法で通知または表示することがある。
- (4) その他、第 1 項による事前通知、第 2 項による通知、第 3 項による通知又は表示の方法及び例外に関し必要な事項は、大統領令で定める。

(2)AI と肖像、声の保護に関する判例や議論の状況

韓国の俳優歌手である「BIBI」の新曲「밤양갱 (パムヤンゲン：栗羊羹)」は、2024 年 3 月に韓国の人気音楽番組で 1 位を獲得したヒット曲である¹⁶¹。この「栗羊羹」を BIBI ではない歌手・IU が歌う音声映像が YouTube で公開され、議論を呼んでいる。この映像は、IU 本人ではない、IU の声を模した AI によって生成された嘘の音源であることが明らかになったからである。この映像は公開からすぐに YouTube 閲覧数 50 万回を超え、爆発的な反応があったが、同時に信憑性と声の盗用に関する問題が大きな議論を引き起こした¹⁶²。

なお、BIBI ではなく、コメディアンであり歌手であるパク・ミョンスが歌う「栗羊羹」も人気を集めているが、このバージョンも AI 生成によって再現されている。この問題取材した MTN ニュースのイ・スヨン記者は、パク氏から「私も聞いてみましたが、私はあんな風に歌ったことはありません。どうやったらこんなに全く同じになるんでしょう。これから私たち、どうすればいいんでしょう。芸能人たちはどうしたらいいんでしょう」と動揺を

¹⁶⁰ 인공지능 발전과 신뢰 기반 조성 등에 관한 기본법, , 국가법령정보센터, [\(https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%9D%B8%EA%B3%B5%EC%A7%80%EB%8A%A5%20%EB%B0%9C%EC%A0%84%EA%B3%BC%20%EC%8B%A0%EB%A2%B0%20%EA%B8%B0%EB%B0%98%20%EC%A1%B0%EC%84%B1%20%EB%93%B1%EC%97%90%20%EA%B4%80%ED%95%9C%20%EA%B8%B0%EB%B3%B8%EB%B2%95/\(20676,20250121\)\)](https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%9D%B8%EA%B3%B5%EC%A7%80%EB%8A%A5%20%EB%B0%9C%EC%A0%84%EA%B3%BC%20%EC%8B%A0%EB%A2%B0%20%EA%B8%B0%EB%B0%98%20%EC%A1%B0%EC%84%B1%20%EB%93%B1%EC%97%90%20%EA%B4%80%ED%95%9C%20%EA%B8%B0%EB%B3%B8%EB%B2%95/(20676,20250121)) (シード・プランニングによる仮訳)

¹⁶¹일간스포츠, 비비 ‘밤양갱’, 르세라핌·투어스 제치고 인기가요 1 위, <https://isplus.com/article/view/isp2024031702>

56

¹⁶²

한국저작권보호원, 인공지능(AI) 커버곡과 저작권 침해

示す発言を引き出している。

しかし、現行の著作権法では、AI 生成に活用された声そのものには保護が及ばない。また高麗大学校法学専門大学院教授のイ・デヒ氏は、特定の歌手の声に対してパブリシティ権を認めることは難しいとの考えを示している¹⁶³。一方で、不正行為違反に当たる民法 750 条や個人情報保護法の第 15、17、18 条によって、BIBI を始めとする歌手のパブリシティ権を保護することは可能ではあるものの、アーティストによる訴訟行為を歓迎しない韓国の社会的風土を踏まえて、法的手段には訴えていないのではないかとの見方も示されている¹⁶⁴。

その他にも、YouTube のようなオンライン・プラットフォームで、米歌手のブルーノ・マーズが韓国人グループの楽曲「Hype Boy」を歌っているかのような AI 生成作品や、韓国人歌手のイム・ジェボムの声を IU が真似た AI 生成作品が注目を集めている。

なお、韓国著作権保護院オンライン保護部は、2024 年 3 月 28 日から 4 月 11 日まで約 2 週間、YouTube 内で配信された、声の盗用と AI 生成技術によって制作されたカバー曲の流通状況を調査した¹⁶⁵。主な結果は以下の 3 点である。

・YouTube をモニタリングした結果、声の盗用と生成型 AI によって制作されたカバー曲が 1647 件確認された。

・原曲の発売国は、10 カ国に及び、韓国 1530 件（92.9%）、米国 64 件（3.9%）、日本 38 件（2.3%）、その他 15 件（0.9%）であった。

・声の盗用と生成型 AI によって制作されたカバー曲をアップロードした YouTube チャンネルは 227 チャンネルであり、声を盗用された歌手は 254 名だった。

¹⁶³ MTN News, AI 박명수가 부르는 '밤양갱'…저작권 문제 없다, <https://news.mtn.co.kr/news-detail/2024032516441743510>

¹⁶⁴ Hwan Kyoung Ko 氏とのヒアリングによる

¹⁶⁵ MTN News, AI 박명수가 부르는 '밤양갱'…저작권 문제 없다, <https://news.mtn.co.kr/news-detail/2024032516441743510>

第3章 海賊版によって生じる広告収入に対する規制等

ユーザーが投稿した著作権侵害コンテンツに対して、オンライン・プラットフォーム¹⁶⁶はこれまで権利者の申告に基づく違法コンテンツの削除といった事後的対応を主に行ってきた。そうしたオンライン・プラットフォームの多くが広告収益モデルを採用しており、削除措置に至るまでの間に著作権侵害コンテンツからは広告収入を得ることになる。間接侵害の責任が問われる中で、近年では加えて予防策を含めたより積極的な対応を求める法制度が一部の国々で整備されてきた。本章においては、我が国における検討に資するため、海賊版によって生じる広告収入に対する規定等について各国の状況を概観し、各プラットフォームサービスにおける自主的な取組の状況についてもまとめることとする。

1.EU

(1) 主な法規制

① 広告収入に対する規制

EU には、オンライン・プラットフォーム上の海賊版によって生じる広告収入に対する規制はない¹⁶⁷。しかしながら、以下に示すように、オンライン・プラットフォームを具体的な適用対象として想定した上でコンテンツ管理を求める規制が整備されている。

② その他の関連規制

I DSM 著作権指令

2019 年に発効した EU デジタル単一市場における著作権及び著作隣接権指令（Copyright and related rights in the Digital Single Market, Directive (EU) 2019/790, DSM 著作権指令）の第 17 条では、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダに対し、著作物の利用に関してライセンス契約等を締結するなどの最善の努力を行うべきと定めている。また著作権を侵害するコンテンツについては、権利者からの侵害の報告を受けた際には迅速に対処するべきと義務付けている。

さらに月間ユニークビジター数が平均 500 万を超える大手プラットフォームの場合は、権利者が通知した著作権侵害コンテンツがさらにアップロードされないよう防止するために最善の努力を行うことが義務付けられている。事後的な対応に留まらず、予防的な措置をも求めている点に特徴がある。

¹⁶⁶ 本章では、間接侵害や間接侵害への対応という観点から整理を行うことを目的として、一般的な定義となる「インターネット上で提供されるサービスやアプリケーションの基盤」の中でもとりわけユーザーが投稿するコンテンツを主に扱うソーシャルメディアや動画または音楽共有プラットフォームなどを指す。本章で言及されている「オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダ」や「オンラインサービスプロバイダ」とほぼ同義として使用する。

¹⁶⁷ Rossana Ducato 氏とのヒアリングによる

図表 34 DSM 著作権指令が定めるオンライン
コンテンツ共有サービスプロバイダの義務¹⁶⁸

第 17 条 保護されるコンテンツのオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによる使用

- 1.加盟国は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダが、利用者によってアップロードされた著作権で保護される著作物または他の保護対象物へのアクセスを公衆に与える場合、本指令の目的のために公衆への伝達行為または公衆に利用可能にする行為を行うものであることを規定しなければならない。
したがって、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダは、著作物または他の保護対象物を公衆に伝達するため、または公衆に利用可能にするために、例えば、ライセンス契約を締結することにより、指令 2001/29/EC 第 3 条第 1 項および第 2 項に定める権利の権利者から許諾を得なければならない。
- 4.何らの許諾も得られない場合、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダは、次の(a)ないし(c)を示さない限り、著作権で保護される著作物および他の保護対象物を、公衆に利用可能にする行為を含む、許諾のない公衆への伝達行為につき、責任を負わなければならない：
 - (a)許諾を得るために最善の努力をしたこと；および
 - (b)権利者が関連する必要な情報をサービスプロバイダに提供した特定の著作物および他の保護対象物を、確実に利用できないようにするため、専門家としての注意に求められる高度の業界水準に従って、最善の努力をしたこと；ならびにいかなる場合も、
 - (c)通知された著作物または他の保護対象物へアクセスできないようにするため、またはウェブサイトからそれらを削除するため、十分に理由を示した権利者からの通知を受領した後直ちに、迅速に対応し、かつ(b)に従ってそれらが将来アップロードされないよう防止する最善の努力をしたこと。
- 6.加盟国は、新たなオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダについて、そのサービスが域内において公衆に利用可能とされて 3 年未満であり、かつ委員会勧告 2003/361/EC に従って算定された年間売上高が 1000 万ユーロ未満である場合、第 4 項に定める責任体制に基づく条件が、第 4 項の(a)の遵守に限定されること、および通知された著作物または他の保護対象物へアクセスできないようにするため、またはプロバイダのウェブサイトからそれらを削除するため、十分に理由を示した通知の受領により速やかに対応することに限定されることを規定しなければならない。

¹⁶⁸ 邦訳は、公益社団法人著作権情報センター（井奈波朋子訳），デジタル単一市場指令，https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_02a.html

当該サービスプロバイダの月間ユニークビジター数の平均が、前年に基づく計算により 500 万を超える場合、サービスプロバイダは、権利者が関連する必要な情報を提供した通知の対象である著作物および他の保護対象物がさらにアップロードされないよう防止するために最善の努力を行ったことを証明する責任を負う。

9.加盟国は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダが、利用者によってアップロードされた著作物または他の保護対象物へのアクセスを不可能にすることまたはそれらの削除に関する紛争が発生した場合に、そのサービスの利用者が利用できる効果的かつ迅速な不服申立ておよび是正手続きを導入することを規定しなければならない。

権利者がその特定の著作物または他の保護対象物へのアクセスを不可能にすることまたは削除することを要求する場合、権利者はそれを求める理由を十分に正当化しなければならない。第1段落に定める手続きに基づいて提出された不服は、不当に遅滞することなく処理されなければならない。アップロードされたコンテンツへのアクセスを不可能にするかまたは削除する決定は、自然人による審査の対象とされなければならない。加盟国はまた、紛争の解決のために、裁判外の救済手続きを利用できることを保証しなければならない。当該手続きは、紛争を公平に解決できるものでなければならない。かつ効率的な司法救済を求める利用者の権利を害することなく、国内法によって与えられる法的保護を利用者から奪うものであってはならない。特に、加盟国は、著作権および隣接権に対する例外または制限の享受を主張するために、利用者が裁判所またはその他の管轄を有する司法当局を利用できることを保証しなければならない。

本指令は、EU 法に定める例外または制限に基づく使用のように、適法な使用には一切影響を及ぼさない。本指令は、指令 200/58/EC および規則 (EU) 2016/679 に従う場合を除き、個人の利用者の識別も個人データの処理ももたらさない。

オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダは、利用者が、EU 法で規定される著作権および隣接権に対する例外または制限に基づき、著作物および他の保護対象物を使用できることを、その利用規約において利用者に通知しなければならない。

なお、本指令は、ユーザーがアップロードした著作物に対して、著作権使用料の適切な支払いを行わずに事業を営む事業体の一つとして YouTube を具体的な適用対象として想定した法規制であると解釈されている¹⁶⁹。

¹⁶⁹ Vanderbilt Journal of Entertainment & Technology Law, The Price of Closing the Value Gap: How the Music Industry Hacked EU Copyright Reform, <https://scholarship.law.vanderbilt.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1018&context=jetlaw>

II デジタルサービス法

EU デジタルサービス法（The Digital Services Act, DSA）は、2022 年 11 月に発効し、2024 年 2 月より全面適用が開始された。EU 内にユーザーがいるすべてのオンライン・プラットフォームは、違法コンテンツへの対策や未成年者の保護措置等を行う必要があることを定めている。同法の前文 12 項では違法コンテンツの定義及び例示が記されており、この例示の中に著作権で保護された素材の非正規使用が含まれている。

図表 35 デジタルサービス法が定義する違法コンテンツ¹⁷⁰

前文 12 項

「違法コンテンツ」の概念には、違法なコンテンツ、製品、サービス、活動に関連する情報をカバーするために広く定義されるべきである。具体例として、それ自体が違法となるヘイトスピーチ、テロリストのコンテンツ、差別的コンテンツや、適用される規則が違法行為に関連するという事実を考慮して違法とする情報を指す。児童の性的虐待を描写した画像の共有、同意のない違法な私的画像の共有、オンラインストーカー行為、非準拠または偽造品の販売、消費者保護法に違反する製品の販売またはサービスの提供、著作権で保護された素材の非正規使用、違法な宿泊サービスの提供、生きた動物の違法な販売などが含まれる。

また同法の第 6 条では、オンライン・プラットフォームが提供するサービスに相当するホスティングについて、著作権侵害などの違法なコンテンツがユーザーによってアップロードされた場合は、オンライン・プラットフォームがそうした違法行為を認識次第、直ちに当該情報を削除するなどの対応を行う限りにおいて、オンライン・プラットフォームには責任を求めないことを保証することを加盟国に対して求めている。なお、同条文は、2000 年 8 月に公布された域内市場における情報社会サービス、特に電子商取引の特定の法的側面に関する 2000 年 6 月 8 日の欧州議会および欧州理事会指令（Directive on Electronic Commerce, Directive 2000/31/EC, 電子商取引に関する指令）の第 14 条を置き換えた内容となっている。同規則については後述する。

¹⁷⁰ The Digital Services Act (DSA) - Regulation (EU) 2022/2065, The final text of the Digital Services Act (DSA), https://www.eu-digital-services-act.com/Digital_Services_Act_Preamble_11_to_20.html（シード・プランニングによる仮訳）

図表 36 デジタルサービス法のセーフハーバー条項¹⁷¹

第6条 ホスティング

1. サービスの名宛人によって提供される情報を保存することからなる情報社会サービス提供の場合、加盟国は、以下の条件で、プロバイダが、サービスの名宛人の求めにより保存した情報に対して責任を負わないことを保証する：
 - (a) プロバイダが、違法行為または違法な情報について現実に知らなかったこと、および損害賠償請求に関して、事実または状況により違法行為または違法な情報が明らかである当該事実または状況を認識していないこと、または
 - (b) プロバイダが、それを認識し直ちに、当該情報を削除または情報のアクセスを不可能にするため、迅速に対応したこと。
2. 第1項は、サービスの名宛人が、プロバイダの権限の下においてまたは管理の下において行動している場合には適用されない。
3. 本条は、裁判所または行政当局が、加盟国の法制度に従い、サービスプロバイダに対し、侵害の終了させることまたは侵害を予防することを要求する可能性に影響しない。さらに、本条は、加盟国が、情報を削除し、または情報へのアクセスを不可能にするよう取り締まる手続きを導入する可能性にも影響しない。

また同法では DSM 著作権指令よりもさらに踏み込んで大手プラットフォームの管理責任を求める内容となっている。とりわけ EU 域内の平均月間アクティブ・ユーザーが 4500 万人以上である場合は、超大規模オンライン・プラットフォーム（Very Large Online Platform, VLOP）と定義され、さらに大きな責任が問われる。具体的には、提供するサービス上での違法コンテンツの拡散等に関するリスクの特定や査定の実施（第 34 条）、リスクを軽減する措置を講ずること（第 35 条）や、独立機関による監査を年 1 回以上実施（第 37 条）といったことが規定されている。なお、VLOP が違反した場合は、年間売上高の 6% を上限として罰金を科すことができる。

このように本法は、明確に定義された大手プラットフォームに対して、事後的な措置に留まらず、予防的な措置を適切に用意することを義務付けている。本調査の対象である広告収入に対する制限規定などは含んでいないものの、大手プラットフォームに違法コンテンツへの積極的な取り組みを求めている。

(2) 関連する訴訟や取り締まりの実施状況

ドイツ人音楽プロデューサーのフランク・ピーターソン氏は、2008 年に、自身が著作権を有する複数のレコード音源が YouTube の利用者にアップロードされたとして、ドイツの裁判所に同社と Google を提訴した。またオランダの出版社も自社が著作権を有するコン

¹⁷¹ 邦訳は、公益社団法人著作権情報センター（井奈波朋子訳）、https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_03.html#14 元の訳文は電子商取引に関する指令として記載されている。

テンツが Cyando というプラットフォームに不正にアップロードされたとして、同じくドイツで訴訟を起こした。この 2 事案についてドイツ裁判所は欧州司法裁判所に判断を仰ぐことになった。

この訴えを受けた欧州司法裁判所は、2021 年 6 月に、電子商取引に関する指令を根拠として、ユーザーが著作権侵害コンテンツをアップロードしても、プラットフォーム側が当該コンテンツに対して削除やアクセス遮断といった対応を迅速に講じなかった場合を除き、プラットフォームの責任は問われないとの判断を下した。

なお、本訴訟に関しては、電子商取引に関する指令が定めたセーフハーバー条項と、DSM 著作権指令の第 17 条などを通じて強化されたオンラインコンテンツ共有サービス・プラットフォームが著作物を扱う際の責任のバランスをいかに取るかが一つの争点となっていた。一部の大手法律事務所からは、DSM 著作権指令が電子商取引に関する指令を始めとする既存の著作権関連法を乗り換えるものではなく、新たな権利の創設に向けた見通しを生み出すものとして解釈されることを意味するとの見解が示されている¹⁷²。

(3) その他の注目すべき動き

2000 年代初頭の欧州においては、ディズニー社などに象徴される大手コンテンツホルダーが、既得権益を守るために政府に対して著作権による保護の強化を訴えるロビー活動を展開する守旧派と見なされていた。一方で、当時は現代と比較するとまだ事業規模や社会的影響力が低かったオンライン・プラットフォームは、そうした旧体制を打破しようとする自由の象徴として位置付けられていたという側面があった。

その後、オンライン・プラットフォームが事業規模を拡大するにつれて、自由の象徴としての位置づけは薄らいでいくと同時に、その事業モデルに対して批判的な目が向けられる傾向が強まってきた。とりわけ、著作権で保護されたコンテンツが承諾を得ずしてオンライン上に配信された際に、オンライン・プラットフォームが得ることができる総収益と比較して、コンテンツの権利保有者に還元される利益が著しく低い状況を指す「バリュー・ギャップ (value gap)」が大きな政治課題となっていった。

しかしながら、オンライン・プラットフォームの責任を拡大した DSM 著作権指令の施行後は、オンライン・プラットフォーム上にユーザー投稿されたコンテンツの著作権保護に関する議論は下火になり、社会的な関心はセキュリティやプライバシー保護に移行していったという。

また DSM 著作権指令の第 17 条に対しては、オンラインコンテンツに対する検閲を助長するとして警戒の声が挙がっていた。実際に EU 加盟国の一つであるポーランドは、2019 年 5 月に欧州連合基本権憲章 (Charter of Fundamental Rights of the European Union) の

¹⁷² ReedSmith, Liability of video sharing platforms – ECJ’s decision on the YouTube case and article 17 of the DSM Directive, <https://www.reedsmith.com/en/perspectives/2021/06/liability-of-video-sharing-platforms--ecjs-decision-on-the-youtube-case>

第 11 条で定められた表現の自由及び情報の自由を侵害するとして、DSM 著作権指令の同 17 条について欧州連合司法裁判所に異議申し立てを行うといった事態を引き起こしている¹⁷³。なお、欧州連合司法裁判所は 2022 年 4 月にこのポーランドの異議申し立てを退けている。

このような経緯もあったことから、オンライン・プラットフォームにさらなる責任を求めることがオンライン監視の強化を意味するならば、その結果として生じ得る検閲強化に対する反発が再燃するのではないかとの見解を示す有識者もいる¹⁷⁴。

¹⁷³ Simmons+Simmons, The DSM Directive two years on: is it in force? <https://www.simmons-simmons.com/en/publications/cktct3gfi1tls0b02r8s9vgfb/the-dsm-directive-two-years-on-is-it-in-force->

¹⁷⁴ Martin Fredriksson 氏とのヒアリングによる

2. ドイツ

(1) 主な法規制

① 広告収入に対する規制

ドイツには、オンライン・プラットフォーム上の海賊版によって生じる広告収入に対する規制はない¹⁷⁵。また知的財産権の侵害責任に特化した法体系自体がない。そこで、これまでは民法などに基づく判例法によって侵害責任に対応することが多かった¹⁷⁶。しかしながら、以下に示すように、近年では EU 指令を受けて、オンライン・プラットフォームを具体的な適用対象として想定した上でコンテンツ管理を求める規制が整備されている。

② その他の関連規制

I 著作権法

ドイツでは、著作権法第 53 条に従い、一定の条件下で著作物の「私的及びその他の自己の使用のための複製」を認めているが、海賊版の作成と頒布は犯罪行為であり、違反者は 3 年以下の懲役に処せられ、商業的な目的の場合には 5 年以下の懲役に処せられる(第 106 条、108 条)。また、民事的な解決として、差止請求や損害賠償、複製物の破棄などを請求できる(第 97 条、98 条)。

図表 37 著作権及び著作隣接権に関する法律（著作権法）¹⁷⁷

第 53 条 私的及びその他の自己の使用のための複製

1. 自然人が、私的使用のために、支持物には係わらず著作物を少量複製することは、その複製が直接的であるか又は間接的であるかを問わず営利を目的としない場合であって、その複製のために明らかに違法に製作され又は公衆提供された原本が用いられないものと認められるときは、許される。この複製について権限を有する者は、複製が無償で行われ、又は複製が任意の写真製版の方法その他類似の効果を有する方法を用いて紙もしくは類似の支持物に行われるものと認められる場合には、その複製物を他者に製作させることもできる。

6. 複製物は、頒布し、又は公衆への再生のために使用してはならない。ただし、新聞及び絶版の著作物について適法に製作された複製物、並びに著作物現品でその小規模な損

¹⁷⁵ Alexander Bach 氏とのヒアリングによる

¹⁷⁶ Wolters Kluwer, Germany: Liability of hosting providers under copyright law if they have breached a duty of care – The German BGH ends mere ‘Stoererhaftung’
<https://copyrightblog.kluweriplaw.com/2023/01/31/germany-liability-of-hosting-providers-under-copyright-law-if-they-have-breached-a-duty-of-care-the-german-bgh-ends-mere-stoererhaftung/>

¹⁷⁷ 邦訳は、公益社団法人著作権情報センター（本山雅弘訳）、1965 年 9 月 9 日の著作権及び著作隣接権に関する法律（著作権法）、https://www.cric.or.jp/db/world/germany/germany_c1a.html#1_6

壊又は滅失の部分が複製物によって補修されているものを貸出すことは、許される。

図表 38 著作権及び著作隣接権に関する法律（著作権法）¹⁷⁸

第 106 条：著作権の保護を受ける著作物の不法な利用

1.法律により許される場合を除き、著作物又は著作物の翻案物若しくは改作物を、その権限を有する者の同意を得ることなく複製し、頒布し、又は公衆に再生する者は、3 年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

図表 39 著作権及び著作隣接権に関する法律（著作権法）¹⁷⁹

第 108 条：著作隣接権の不法な侵害

1.法律により許される場合を除き、次の各号に掲げるものについて、その権限を有する者の同意を得ることなく、それぞれ当該各号に掲げる行為をする者は、3 年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

(略) ^{*180}

第 108 条 (a)：業としての不法な利用

(1)第 106 条ないし第 108 条の場合において、行為者が業としてその行為をするときは、その刑は、5 年以下の自由刑又は罰金刑とする。

しかしながら、海賊版コンテンツを投稿されたオンライン・プラットフォーム側の責任については、著作権法には記載されていない。

II デジタルサービス法

EU 全体のデジタル市場での規制を強化するデジタルサービス法 (DSA) は加盟国であるドイツに直接的に適用されている。ドイツ国内の実施法となるデジタルサービス法 Digitale-Dienste-Gesetz (DDG)¹⁸¹は 2022 年 11 月に施行され、2024 年 2 月から全面的に適用されている。ユーザーの基本的権利を保護するため、違法コンテンツを迅速に削除するなど、より効果的に違法コンテンツを取り締まることを求めている。

なお、ドイツのデジタルサービス法の第 8 条には、2007 年 3 月に施行されたテレメディ

¹⁷⁸ 邦訳は、公益社団法人著作権情報センター（本山雅弘訳）、1965 年 9 月 9 日の著作権及び著作隣接権に関する法律（著作権法）、https://www.cric.or.jp/db/world/germany/germany_c1a.html#1_6

¹⁷⁹ 邦訳は、公益社団法人著作権情報センター（本山雅弘訳）、1965 年 9 月 9 日の著作権及び著作隣接権に関する法律（著作権法）、https://www.cric.or.jp/db/world/germany/germany_c1a.html#1_6

¹⁸⁰ 「当該各号に掲げる行為」として、学術的刊行物、遺作者作物、写真、実演芸術家の実店、レコード盤、放送、録画物又は音声付き録画物、データベースなどが記載されている。

¹⁸¹ Bundesministerium der Justiz, Digitale-Dienste-Gesetz* (DDG), <https://www.gesetze-im-internet.de/ddg/BJNR0950B0024.html>

ア法 (Telemediengesetz) で定められたブロッキングの請求権が記載されている。

図表 40 デジタルサービス法 (DDG) ¹⁸²

第 8 条 権利侵害の場合のブロッキングの請求権

(1) 利用者が通信ネットワークにおいて提供する情報の送信又は通信ネットワークへのアクセスの提供からなるデジタルサービスが、他人の知的財産権を侵害するために利用された場合であって、権利者が自己の権利の侵害を救済するための他の手段を有しないときは、権利者は、侵害の再発を防止するために、当該サービス提供者に対し、情報の利用を遮断するよう求めることができる。

しかしながら、EU で定められたデジタルサービス法の趣旨とは異なり、またブロッキング措置は実現性に乏しく、効果的ではないとして、この条文に対して批判的な見解を示す声も上がっている¹⁸³。

III ネットワーク執行法

ドイツではネットワーク執行法 (NetzDG) ¹⁸⁴によっても違法コンテンツを取り締まっており、プラットフォームに対して、違法コンテンツの削除や、透明性レポートの公開を通じて違反内容に関する報告義務が定められている。

しかしながら、著作権侵害コンテンツは対象としておらず、同法の第 1 条第 3 項では、違法コンテンツとは刑法の対象となるソーシャルメディア上のコンテンツと定義している。具体的にはソーシャルメディアにおけるヘイトや有害情報、犯罪を助長するコンテンツを指す。

プラットフォームが違法コンテンツに対し、適切な対応をしなかった場合に高額な罰金が科される (最大 500 万ユーロ、法人・団体の場合には最大 5000 万ユーロ)。海賊版を直接的に取り締まるものではないが、プラットフォームの役割と責任を拡大している。

(2) 関連する訴訟や取り締まりの実施状況

① 欧州司法裁判所の判決を受けての判断

EU の事例として上記で取り上げた、ドイツ人音楽プロデューサーが YouTube に対し

¹⁸² Bundesministerium der Justiz, Digitale-Dienste-Gesetz* (DDG), <https://www.gesetze-im-internet.de/ddg/BJNR0950B0024.html> (シード・プランニングによる仮訳)

¹⁸³ Association of the Internet Industry, Passage of the Digital Services Act (DDG): eco Association Emphasises Significance for Companies and Consumers, But Criticises the Blocking of Internet Content, <https://international.eco.de/presse/ddg-eco-association-criticises-the-blocking-of-internet-content/>

¹⁸⁴ Bundesministerium der Justiz, Gesetz zur Verbesserung der Rechtsdurchsetzung in sozialen Netzwerken (Netzwerkdurchsetzungsgesetz - NetzDG), <https://www.gesetze-im-internet.de/netzdg/BJNR335210017.html>

て、またオランダの出版社が Cyando というプラットフォームに対して著作権侵害を訴えた件は、まずドイツの裁判所で提訴された。この 2 事案についてドイツ裁判所が欧州司法裁判所に判断を仰いだことを受けて、欧州司法裁判所はプラットフォームの責任は問われないとの判断を下している。なお、この判決は「権利者から申し立てを受けた際に迅速に対応しなかった場合はオンライン・プラットフォームに責任が生じる」という例外にも言及していた。

この欧州司法裁判所による判決を受けて、ドイツの連邦裁判所は 2022 年 6 月に「オンライン・プラットフォームが海賊版コンテンツについて適切な処置を講じなかった場合、責任を問われる可能性がある」との見解を示している¹⁸⁵。

②国内最大級のリーチサイトを閉鎖

2013 年 5 月中旬、当時ドイツ最大級の海賊版映画・ドラマのリーチサイト¹⁸⁶である movie2k.to が違法コンテンツを配信しているとしてアクセス制限を受け、閉鎖された。同サイト自体では動画のホスティングは行っておらず、インターネット上でアクセス可能なリンクを提供しており、同サービスの登録ユーザーがリンクを設置できる仕組みを構築していた。

この海賊版サイトの運営者は、違法に得た収入をビットコインに投資し、10 年以上の間、国外に身を隠しており、2019 年末から国際逮捕状で指名手配されていたが、2023 年に逮捕された。

検察は、この海賊版サイトの運営者を、著作権で保護された作品を商業的に違法に利用した罪と営利目的のマネーロンダリングで起訴している。この捜査に関連して、2024 年 1 月中旬に約 5 万ビットコインが押収された。現在の為替レートで約 30 億ユーロに相当する。movie2k.to がブロックされた時点では、約 1000 万ユーロの価値があった。movie2k.to を通じて無料で視聴可能とした映画やドラマの海賊版は約 88 万本である。

2011 年には、当時人気のあった映画ポータルである kino.to の運営者も著作権侵害で実刑判決を受けた。

(3) その他の注目すべき動き

自主的な取り組みとしては、ドイツでは 2021 年 2 月、大手インターネットサービスプロバイダ（ISP）と権利者団体（RHS）により、自主規制の独立団体である Clearingstelle Urheberrecht im Internet（CUII）¹⁸⁷が設立され、オンラインの著作権侵害を防ぐ取り組み

¹⁸⁵ TorrentFreak, YouTube and Uploaded Could be Liable For Pirating Users, Court Rules

<https://torrentfreak.com/youtube-and-uploaded-could-be-liable-for-pirating-users-court-rules-220602/>

¹⁸⁶ 違法にアップロードされた著作権侵害コンテンツへのリンク情報を集約したウェブサイトを指す。

¹⁸⁷ CUII, Über uns, <https://cuii.info/ueber-uns/>

が始まった。

この取り組みでは、CUII が海賊版を配信していると疑われるウェブサイトを審査し、海賊版配信サイトであると認定された場合、ISP によって当該サイトへのアクセスが遮断される。連邦司法裁判所の退官判事を委員長とする 3 名の審査委員会が全会一致でブロッキングを勧告した場合、CUII はブロッキング勧告を発行する。このブロッキング勧告は連邦ネットワーク庁にも提出され、同庁の確認を得た上で ISP がブロックを実行する。

ただし、過度なブロッキングが行われないよう、著作権者の財産保護、インターネット利用者が自由に情報を得る権利、自身に関する情報を自身で管理する権利それぞれのバランスを取ることが必要であるとの見解を連邦議会は示している。

3. フランス

(1) 主な法規制

① 広告収入に対する規制

フランスにおいては、海賊版によって生じる広告収入に対する規制はない¹⁸⁸。ただし、後述するように、同国は近年増加してきたストリーミングサービスにおける海賊版の取り締まり対策を打ち出している。

② その他の関連規制

I 知的所有権法典

フランスでは、海賊版サイトを通じて広告収益を得る場合には、「違法複製による収益」と見なされ、フランスの知的所有権法典に抵触する。知的所有権法典の第 L.335-4 条は、特に著作権侵害行為の商業的な目的での利用に対する罰則を定め、著作物の無許可使用に対する罰金は最高 30 万ユーロ、組織犯罪に対しては最高 75 万ユーロとなっている。

また同法典は、オンラインコンテンツ共有サービス提供者に対し、権利者から著作権侵害の通知を受けた場合に、直ちに該当コンテンツへのアクセスのブロックまたは除去を行うべきと定めている。

図表 41 知的所有権法典が定めるオンラインコンテンツ共有サービス提供者の責任¹⁸⁹

第 137 の 2 条

III (1) 権利者の許諾がない場合には、オンラインコンテンツ共有サービス提供者は、次に掲げるすべての条件を満たしたことを証明しない限り、著作権によって保護される著作物の無許諾利用行為の責任を負う。

- a) 許諾を付与することを望む権利者から許諾を得るために最善の努力をしたこと。
- b) 専門的注意に係る産業部門の高度の要請に従って、権利者が、直接的、又は権利者が指名した第三者を介した間接的方法で、関連性のある必要な情報を提供した特定の著作物が利用できないことを保証するために最善の努力をしたこと。
- c) いずれにしても、権利者側から十分に理由付けされた通知を受領した後直ちに、通知対象の著作物へのアクセスをブロックするため、又はそれらをそのサービスから除去するために速やかに行動し、かつ、b)の適用により、これらの著作物が将来アップロードされることを阻止するために最善の努力をしたこと。

¹⁸⁸ Nicolas Binctin 氏とのヒアリングによる

¹⁸⁹ 邦訳は、著作権情報センター（財田寛子訳），外国著作権法 フランス編 知的所有権法典 第 1 部 文学的及び美術的所有権，https://www.cric.or.jp/db/world/france/france_c1.html#chapter1-3sho-7setsu-2moku

②デジタル時代における文化作品へのアクセスの保護および規制に関する法

デジタル時代における文化作品へのアクセスの保護および規制に関する法（Loi relative à la régulation et à la protection de l'accès aux œuvres culturelles à l'ère numérique）は、2021年9月29日、国会（下院）において正式に採択された。この法律が成立した背景には、オンライン・プラットフォームの拡大や著作権侵害に対する課題があった。フランスはこの課題に早くから取り組んでおり、2009年に制定された著作物頒布・インターネット権利保護促進法（Haute Autorité pour la Diffusion des œuvres et la Protection des Droits sur Internet, HADOPI 法）など、インターネット上の著作権侵害に対処するための規制を整備してきたが、さらなる強化が必要とされた。

デジタル時代における文化作品へのアクセスの保護および規制に関する法は、文化的創作物を保護し、視聴覚とデジタル分野の融合に対応した新しい規制機関を設立することで、文化作品の権利保護を強化することを目的としている。海賊版対策の強化策として、オンラインで違法に利益を得ているストリーミングやダウンロードサイトに対して、ブラックリスト作成やミラーサイトの対策システムなどを導入し、著作権侵害を取り締まることを求めている。

同法の成立に至るまでの国会での審議においては、それまでインターネット上の海賊行為はネットワーク上のコンピューター同士が集約サーバーを介さずに直接的な通信を行うP2Pが主流であったものの、技術の進化に応じて大量のユーザーに対して配信が可能なストリーミング技術が台頭したことに伴い、新たな法制度が必要との考えが示された¹⁹⁰。

また同法により、著作物頒布・インターネット権利保護機関（HADOPI）とオーディオビジュアル高等委員会（CSA）が統合され、新たな規制機関であるオーディオビジュアル・デジタル通信規制機構（ARCOM）が設立された。ARCOMはオンライン上の著作権侵害に対応する規制機関として、これまでにない権限を持つ。例えば、違法複製動画をオンライン・プラットフォームに投稿することで広告収益を得た場合、投稿者は知的財産権に抵触するが、ホスティングを行うオンライン・プラットフォームの対応責任も生じ、上記で言及したような取り締まり対策を用意しない場合は、ARCOMから勧告や制裁を受ける可能性がある。

(2) 関連する訴訟や取り締まりの実施状況

ARCOMによると、同機関による取り締まりの強化などを受けて、フランスにおける海賊版サイトの利用率は、27%（2021年）から16%（2023年）にまで減少した。一方で、侵害対策を避けることを目的として仮想専用通信網（VPN）や代替DNSサーバーを用いる手法が増加するなど、海賊版提供サービスの提供形態が巧妙化している。

¹⁹⁰ Assemblée Nationale Rapport, N° 4245, 2021.6.15. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cioncedu/115b4245-t1_rapport-fond.pdf>

こうした巧妙化された海賊版提供サービスの流布に活用されているのが、SNS を始めとするユーザー投稿型のオンライン・プラットフォームである。一部のユーザーは、VPN や代替 DNS サーバーを用いて運営されている海賊版サイトへとつながるリンクを SNS 上で共有するなどして、著作権侵害コンテンツを享受している¹⁹¹。

フランスではそうしたサイトを検索エンジンの検索上位に示さないように求める司法判断が既に下されており、今後はオンライン・プラットフォーム上で著作権違反コンテンツへと遷移するリンクの拡散行為に対する注意が高まる可能性がある。

(3) その他の注目すべき動き

フランスでは、2015 年 3 月、フランス文化通信大臣が発表した海賊版対策計画の一環として、著作権および著作隣接権尊重のための広告における適正慣行憲章 (Charte des bonnes pratiques dans la publicité pour le respect du droit d'auteur)¹⁹²への署名が行われた。

この憲章の署名には、広告主、学術有識者、権利者などが自発的に参加し、海賊版サイトへの広告掲載を防ぐことを目的としている。署名者は、知的財産権の保護を約束し、違法コンテンツを提供するサイトに広告費が投下されることを防ぐための連携を行う。また憲章では、広告主や権利者の代表者が参加する監視委員会を設立し、関連する取り組みの状況を定期的に評価し、著作権を侵害するサイトに関する情報を共有することを促している。

本憲章はあくまでも自主的な取り組みであり、法的な権限や責任はないとされているが、広告業界のネットワークと知見を最大限に生かすことで、著作権侵害コンテンツを扱うサイトとの商業的な関係を断ち切ることを可能にする動きとして評価されている。

¹⁹¹ ARCOM, Lutte contre le piratage de contenus sportifs et culturels - Bilan 2023, <https://www.arcom.fr/se-documenter/etudes-et-donnees/etudes-bilans-et-rapports-de-larcom/lutte-contre-le-piratage-de-contenus-sportifs-et-culturels-bilan-2023>

¹⁹² Ministère de la Culture, Charte des bonnes pratiques dans la publicité pour le respect du droit d'auteur, Ministère de la Culture

4.英国

(1) 主な規制

①広告収入に対する規制

英国においては、海賊版によって生じる広告収入に対する規制はない¹⁹³。また後述する通り、関連する法規制はオンライン・プラットフォームに対して一定条件の下での免責規定を設けている状況にある。

②その他の関連規制

I 英国著作権法

英国著作権法は、第 20 条にて、著作物の放送または電子的な転送行為が著作権により制限されると定めている。

図表 42 英国著作権法が定める著作物の電子的な転送行為の制限¹⁹⁴

第 20 条

著作物の公衆への伝達は、次に掲げる著作物の著作権により制限される行為である。

(a) 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物

(b) 録音物又は映画

(c) 放送

(2) この章において、公衆への伝達とは電子的な転送により公衆に対して伝達することを行い、以下の著作物に関するものを含む。

(a) 著作物を放送すること

(b) 公衆の構成員がその個々に選択する場所から、かつ個々に選択する時間にアクセスすることができる方法による電子的な転送によって公衆に対して利用可能とすること

オンライン・プラットフォームに著作権侵害コンテンツを投稿する行為は、同条が定める「電子的な転送によって公衆に対して利用可能とすること」に相当する場合がある。しかしながら、オンライン・プラットフォーム側は、後述する電子商取引（EC 指令）規則によって一定条件の下で免責されている。

¹⁹³ Jonathan Coote 氏とのヒアリングによる

¹⁹⁴ 邦訳は、著作権情報センター（大山幸房・今村哲也訳）、1988 年の英国著作権法、<https://www.cric.or.jp/db/world/england.html>

II 2010 年デジタル経済法

2010 年デジタル経済法 (Digital Economy Act 2010) は、2010 年 4 月に成立そして適用が開始された。同法はオンライン上の著作権侵害コンテンツへの対応を含むデジタルメディアのあり方について定めた内容となっている。

なお、同法の施行後には英国情報通信庁 (Office of Communications) が行動規範を策定することになっていた。この行動規範は、著作権侵害コンテンツのダウンロードがなされた疑いが生じた際にインターネットサービスプロバイダが行うべき以下のような手続きなどを定めた内容を記載することが予定されていた。

- ・著作権者がインターネットサービスプロバイダに対して行った著作権侵害の申し立てが、ユーザーを特定しない範囲でどのユーザーに関するものであるかを示す「著作権侵害リスト」の提出
- ・著作権を侵害するユーザーに対して提供するインターネットサービスの制限や停止

しかしながら、ハッキング被害を受けた際や公衆 Wi-fi 利用時に適切な対応を取ることが難しいことなどを理由に本法の該当する部分は後に廃止された¹⁹⁵。

III 電子商取引 (EC 指令) 規則

2020 年 1 月に EU を正式に離脱した英国は、2021 年までに加盟国の国内法化を求める DSM 著作権指令を履行しないことを決定した¹⁹⁶。よって、同指令がオンライン・プラットフォームに対して要求する予防的な措置の義務が英国では課されていない。代わって、電子商取引に関する指令を受けて 2002 年に発行した電子商取引 (EC 指令) 規則 (The Electronic Commerce (EC Directive) Regulations 2002) に定められたセーフハーバー条項が適用されているため、権利者などからの通知を受けた場合に直ちに該当するコンテンツを削除するといった事後的な対応を適切に取る限りにおいて、オンライン・プラットフォームは免責される¹⁹⁷。

¹⁹⁵ Pinsent Masons, Digital Economy Act copyright regime shelved by UK government,

<https://www.pinsentmasons.com/out-law/news/digital-economy-act-copyright-regime-shelved-by-uk-government>

¹⁹⁶ UK Parliament, Copyright: EU Action, Written questions and answers - Written questions, answers and statements - UK Parliament

¹⁹⁷ Gov.uk, The eCommerce Directive and the UK, <https://www.gov.uk/guidance/the-e-commerce-directive-and-the-uk>

図表 43 電子商取引（EC 指令）規則が定めるセーフハーバー条項¹⁹⁸¹⁹⁹

第 19 条

1. サービスの名宛人によって提供される情報を保存することからなる情報社会サービス提供の場合、加盟国は、以下の条件で、プロバイダが、サービスの名宛人の求めにより保存した情報に対して責任を負わないことを保証する：
 - (a) プロバイダが、違法行為または違法な情報について現実に知らなかったこと、および損害賠償請求に関して、事実または状況により違法行為または違法な情報が明らかである当該事実または状況を認識していないこと、または
 - (b) プロバイダが、それを認識し直ちに、当該情報を削除または情報のアクセスを不可能にするため、迅速に対応したこと。
2. 第 1 項は、サービスの名宛人が、プロバイダの権限の下においてまたは管理の下において行動している場合には適用されない。

DSM 著作権指令の適用期限となった 2021 年ごろまでは、英国内でも同指令に基づく法制度の整備を求める声が上がったものの、国会での議論などにおいて具体的な進展は見られなかった。2025 年 1 月現在、英国内でセーフハーバー条項の適用を除外するような規制の強化を求める議論は活発には行われていない²⁰⁰。

IV 英国オンライン安全法

英国では英国オンライン安全法（UK Online Safety Act）が 2023 年 10 月に成立した。同法は、2025 年 3 月までに、オンライン・プラットフォームなどに対して、有害なコンテンツから児童を保護することと併せて、成人に対しては違法コンテンツを削除する仕組みの導入義務などを定めている。

英国の英放送通信庁（Office of Communications, Ofcom）が違法コンテンツの監視を行う立場にある。本規則に違反すると、最高 1800 万ポンドもしくは全世界の年間売上高の 10% のいずれか大きい方の罰金が科される。

しかしながら、同法が主に想定する違法コンテンツは過激な暴力やポルノといった内容を含むものであり、著作権侵害を想定したものではない。同法の第 59 条は違法コンテンツの定義を示しており、その(6)(a)(i)は知的財産権の侵害に関わるものに対しては適用されないと示している²⁰¹。

¹⁹⁸ [legislation.gov.uk, The Electronic Commerce \(EC Directive\) Regulations 2002,](https://www.legislation.gov.uk/uksi/2002/2013/regulation/19)
<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2002/2013/regulation/19>

¹⁹⁹ 邦訳は、公益社団法人著作権情報センター（井奈波朋子訳）、https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_03.html#14
 元の訳文は電子商取引に関する指令として記載されている。

²⁰⁰ Jonathan Coote 氏によるヒアリング

²⁰¹ [Legislation.gov.uk, Online Safety Act, https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/50](https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/50)

図表 44 英国オンライン安全法が定義する違法コンテンツ²⁰²

- ・児童性的虐待
- ・支配的または威圧的な行動
- ・過激な性暴力
- ・過激なポルノ
- ・詐欺
- ・人種的または宗教的な扇動
- ・暴力の扇動する
- ・不法移民や密入国
- ・自殺の促進
- ・親密な画像の悪用
- ・違法な薬物や武器の販売
- ・性的搾取
- ・テロリズム

(2) 関連する訴訟や取り締まりの実施状況

ロンドン市警察は、2023 年 3 月、民間企業である Web Catio 社の協力を得て、本来であれば有料購読契約を締結したユーザーのみが閲覧できる動画へのリンクを通じて閲覧可能にしていたサイトを閉鎖したと発表した。

Web Catio 社は、SNS に投稿されたコンテンツの中から、特定のコンテンツを見つけ出すためのアルゴリズムを開発している企業である。ロンドン市警察は、海賊版サイトへの広告費の流入を阻止することを目的として、2013 年より広告業界関係者との連携した取り組みを展開している。取り締まりの対象は必ずしもユーザー投稿型サイトのみではないが、著作権侵害サイトのリスト作成を通じて広告主に対して該当するサイトへのオンライン広告出稿の回避や停止を促す取り組みを行っている。ロンドン市警察はこの取り組みを通じて、2022 年に 670 サイト、2013 年の取り組み開始以来では 4423 サイトを閉鎖させた²⁰³。

(3) その他の注目すべき動き

オンライン広告業界の標準化団体である IAB UK は、2010 年代ごろから、不適切なコンテンツが表示されたサイトやページに広告を表示する行為は広告主のブランドを毀損することになるという考えの下で、オンライン広告の掲載先の品質確保を意味するブランドセ

²⁰² Gov.uk, Online Safety Act: explainer, <https://www.gov.uk/government/publications/online-safety-act-explainer/online-safety-act-explainer> (シード・ブランニングによる仮訳)

²⁰³ City of London Police, Police shut down domains that illegally hosted copyrighted content by YouTube supergroup, <https://www.cityoflondon.police.uk/news/city-of-london/news/2023/january/police-shut-down-domains-that-illegally-hosted-copyrighted-content-by-youtube-supergroup-the-sidemen/>

ーフティーを促進する取り組みを行っている²⁰⁴。IAB UK が定義する不適切コンテンツの中には、暴力やポルノまたは差別的な内容を含むものに加えて、著作権侵害物も含まれる。同団体は Google を始めとするオンライン・プラットフォームや広告主、広告代理店と連携しながら、ガイドラインや行動規範の公表などを通じて、オンライン広告業界関係者に対して広くブランドセーフティーの重要性を呼びかけている。

²⁰⁴ Pincent Masons, Advertising industry takes steps to address concerns about online copyright infringement, <https://www.pincentmasons.com/out-law/news/advertising-industry-takes-steps-to-address-concerns-about-online-copyright-infringement->

5. 米国（連邦・各州）

（1）主な法制

① 広告収入に対する規制

米国においては、海賊版によって生じる広告収入に特化した規制はない²⁰⁵。しかしながら、著作権侵害に起因する実際の損害額を請求する権利は著作権法によって保護されており、判例からは広告収入を実際の損害額として請求することも可能であると解釈されている。なお、著作権法上は、後述する通り、オンライン・プラットフォームに対して一定条件の下で免責規定が設けられている。

② その他の関連規制

I 著作権法

合衆国法典（the United States Code）の第 17 編となる 1976 年著作権法（Copyright Act of 1976）の第 504 条では、著作権侵害に対する救済措置を定めている²⁰⁶。これによると、著作権が侵害された場合、著作権者は侵害に起因する実際の損害（著作者が本来得られたはずの利益やライセンス料など）を請求するか、法定損害賠償を請求するかを選択することができる。よって、著作権侵害行為で得た広告収入を実際の損害額として請求することなどが可能である。

図表 45 1976 年著作権法が定める著作権侵害に対する損害賠償²⁰⁷

第 504 条 侵害に対する救済：損害賠償および利益

(a) 総則－本編に別段の定めある場合を除き、著作権を侵害する者は、以下のいずれかを支払う責任を負う。

(1) 第(b)項に定める、著作権者が被った現実損害の額および著作権侵害者が受けた利益の額。

(2) 第(c)項に定める、法定損害賠償額。

(b) 現実損害賠償および利益－著作権者は、侵害の結果被った現実損害の額、および侵害に起因して侵害者が受けた利益で現実損害の額の算出にあたり考慮されなかった額の支払を受けることができる。侵害者の利益を立証するにあたっては、著作権者は、侵害者の総収入の証明のみを行えば足り、侵害者は、控除できる費用および著作権のある著作物以外の要因に起因して受けた利益の要素を証明しなければならない。

²⁰⁵ Ryan Calo 氏とのヒアリングによる

²⁰⁶ USC: [https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title17-section504&num=0&edition=prelim#:~:text=\(1\)%20Except%20as%20provided%20by,for%20which%20any%20one%20infringer](https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title17-section504&num=0&edition=prelim#:~:text=(1)%20Except%20as%20provided%20by,for%20which%20any%20one%20infringer)

²⁰⁷ 邦訳は、著作権情報センター（山本隆司訳）、https://www.cric.or.jp/db/world/america/america_c5.html#504

なお、法定損害賠償額は裁判所が妥当と判断する金額（750 ドル以上 3 万ドル以下）となる。また、侵害行為が故意であると裁判所が判断した場合、裁判所の判断にて法定損害賠償額上限を 15 万ドル以下とすることが可能である。

②デジタルミレニアム著作権法（著作権法）

デジタルミレニアム著作権法（Digital Millennium Copyright Act, DMCA）は 1998 年に米国で施行された連邦法である。著作権法を含めた 4 本の法案（WIPO Copyright and Performances and Phonograms Treaties Implementation Act, Internet Copyright Infringement Liability Clarification Act, Computer Maintenance Competition Assurance Act, Vessel Hull Design Protection Act）を統合して構成されている。この法律により、著作権で保護されたコンテンツを著作権者の許可なく利用するサイトのプロバイダに対して著作権所有者がその権利の保護を求め、申し立てを行うことが可能となった²⁰⁸。主な内容は以下の通りである。

- ・オンラインサービスプロバイダのユーザーが著作権侵害を行った際に、コンテンツの削除をさせるなどの保護を可能にする
- ・著作権者に不正アクセスに対する法的保護を提供する
- ・著作権管理情報の虚偽記載や削除、改ざんを違法とする

オンラインサービスプロバイダとは、オンラインにおけるサービス全般を提供する事業者を意味する。この法律の対象は米国でホストされているすべてのサイト、サービスが対象となる。そのため、著作権者、または著作権侵害者が米国以外に居住している人物であっても、米国でホストされているコンテンツであれば削除しなくてはならない。一方、米国以外でホストされている場合は対象とはならない。

このデジタルミレニアム著作権法によって追加された米国著作権法第 512 条（c）には、オンラインサービスプロバイダに関する責任を制限する条文が記載されている。

図表 46 米国著作権法が定めるセーフハーバー条項²⁰⁹

第 512 条 オンライン素材に関する責任の制限

(c) 使用者の指示によってシステムまたはネットワークに常駐する情報－

(1) 総則－サービス・プロバイダによってまたはそのために管理されまたは運営されるシステムまたはネットワーク上に、使用者の指示により素材を蓄積したことによって、著

²⁰⁸ US Copyright office, The Digital Millennium Copyright Act, <https://www.copyright.gov/dmca/>

²⁰⁹ 邦訳は、著作権情報センター（山本隆司訳）、アメリカ編、
https://www.cric.or.jp/db/world/america/america_c5.html#512

著作権の侵害を生じた場合、サービス・プロバイダは、以下の条件をすべて満たす場合には、著作権の侵害による金銭的救済または、第(j)項に定める場合を除き、差止命令その他の衡平法上の救済につき責任を負わない。

- (A)(i)サービス・プロバイダがシステムまたはネットワーク上の当該素材もしくは当該素材を使用した行為が著作権侵害にあたることを現実には知らないこと、
(ii)かかる現実の知識がない場合、侵害行為が明白となる事実もしくは状況を知らないこと、または
(iii)かかる知識もしくは認識を得た際、速やかに当該素材を除去もしくはアクセスを解除するための行為を行うこと。

(B)サービス・プロバイダが侵害行為をコントロールする権利および能力を有する場合、かかる侵害行為に直接起因する経済的利益を受けないこと。また、

(C)第(3)節に掲げる侵害主張の通知を受けた場合に、侵害にあたりとされるまたは侵害行為の対象とされる当該素材を除去しまたはアクセスを解除すべく速やかに対応すること。

(2)指定代理人—本項が定める責任の制限は、サービス・プロバイダが以下の情報を、そのサービス(公衆がアクセス可能なウェブサイト上を含む)を通じて利用可能にし、かつ、著作権局に対して以下の情報を提供することによって、第(3)節に掲げる著作権侵害主張の通知を受領するための代理人を指定した場合にのみ適用される。

(A)代理人の名称、住所、電話番号および電子メールアドレス。

(B)著作権局長が適切と考えるその他の連絡先。

著作権局長は、代理人の最新の名簿を公衆の縦覧(インターネット上の閲覧を含む)に供すべく、保持しなければならない。著作権局長は、名簿維持の費用のために、サービス・プロバイダに対し料金の支払を要求することができる。

(3)通知の要素

(A)著作権侵害主張の通知が本項に基づき有効となるには、以下の情報を実質的に含む書面による通知を、サービス・プロバイダの指定代理人に送付しなければならない。

(i)侵害されたと主張される排他的権利の保有者を代理する授権を受けた者の、手書き署名または電子署名。

(ii)侵害されたと主張される著作権のある著作物の特定、または、単一の通知が単一のオンライン・サイトに存在する複数の著作権のある著作物を対象とする場合には、当該サイトに存在する当該著作物に代えてその目録。

(iii)侵害にあたりまたは侵害行為の対象とされかつ除去またはアクセスを解除されるべきである素材の特定、およびサービス・プロバイダが当該素材の所在を確認する上で合理的に十分な情報。

(iv)通知を行う者に連絡のとれる住所、電話番号および(もしあれば)電子メールアドレス等、サービス・プロバイダが通知を行う者に連絡する上で合理的に十分な情報。

(v)当該方法による素材の使用が著作権者、その代理人または法律によって許諾されているものではないと、通知を行う者が善意誠実に信ずる旨の陳述。

(vi)通知に記載された情報が正確である旨の陳述、および、偽証の制裁の下に、通知を行う者が侵害されたと主張される排他的権利の保有者を代理する授權を受けている旨の陳述。

(B)(i)第(ii)段を条件として、著作権者または著作権者の代理人の通知が、第(A)号の規定を実質的に満たさない場合、当該通知は、第(1)節(A)においてサービス・プロバイダが侵害行為を現実に知っていたかまたは侵害行為が明白となる事実もしくは状況を知っていたかを判断する際に考慮されない。

(ii)サービス・プロバイダの指定代理人に対して送付された通知が、第(A)号の規定のすべてを満たさないが、第(A)号(ii)、(iii)および(iv)を実質的に満たす場合には、本号第(i)段は、サービス・プロバイダが直ちに通知を行った者に連絡することを試みまたはその他第(A)号のすべての規定を実質的に満たす通知を受領するよう相当な手段をとったときにのみ、適用される。

さらに同条の第 512 条 (m) では、サービス・プロバイダによる著作権侵害コンテンツ等の一般的監視義務が免除されることが規定されている。

図表 47 米国著作権法が定める一般的監視義務の免除²¹⁰

第 512 条

(m)プライバシーの保護—本条のいかなる規定も、第(a)項ないし第(d)項の適用に、以下の条件を付すものと解釈されてはならない。

(1)サービス・プロバイダがそのサービスを監視し、または侵害行為を示す事実を積極的に探索すること。ただし、第(i)項の規定に従う標準的な技術的手段に合致する範囲の監視または探索を除く。または、

(2)サービス・プロバイダが素材に対して、法律で禁止されているアクセスを行い、素材を除去しまたはアクセスを解除すること。

これらの条項に基づき、プラットフォームはコンテンツの違法性を認知していなかった、または認知できない状況下にあった場合、または著作権の権利者から侵害について告知を受けた際に速やかにコンテンツを削除（ノーティスアンドテイクダウン）した場合には、ユーザーによる違法行為に対して責任を免れることができる。この条項は一般的にはセーフハーバー条項として捉えられている。

²¹⁰ 邦訳は、著作権情報センター（山本隆司訳），アメリカ編，
https://www.cric.or.jp/db/world/america/america_c5.html#512

なお、オンライン・プラットフォームが著作権侵害コンテンツを通じて得た広告収入の取扱いは、このセーフハーバー条項が適用されるか否かによって変わり得る。

I セーフハーバー条項が適用される場合²¹¹

- ・著作権侵害の恐れがあるとの通知を受けて即座に該当のコンテンツを削除した場合
- ・著作権侵害の恐れがあるコンテンツを認知できなかった合理的理由がある場合

以上のような場合は、セーフハーバー条項により免責となり、著作権侵害のコンテンツに関わる広告収入を著作者に渡す義務を伴わないため、保持できる。

II セーフハーバー条項が適用されない場合²¹²

- ・オンラインサービスプロバイダが著作権の侵害行為を認知していた、または認知すべきであった場合（侵害行為に対し通知があったにもかかわらず無視して削除を怠った場合など）
- ・オンラインサービスプロバイダが得ていた広告収入の大半が著作権を侵害したコンテンツによって得られたものであった場合
- ・侵害行為をオンラインサービスプロバイダが促進していた場合や、合理的措置を行わなかった場合

米国著作権局によると、著作権者の権利と一般的なインターネット利用形態とのバランスを取ることを目的として、米国議会は第 512 条においてノーティスアンドテイクダウンと呼ばれる仕組みを構築した²¹³。こうした考えに基づき、第 512 条(c)(1)(B)には「サービス・プロバイダが侵害行為をコントロールする権利および能力を有する場合、かかる侵害行為に直接起因する経済的利益を受けないこと」と定めている。上記で例示した状況は「サービス・プロバイダが侵害行為をコントロールする権利および能力を有する場合」と見なされ、不当利益または間接侵害に該当する可能性があると判断され、別途検討を経て著作権者はオンラインサービスプロバイダに対して間接侵害責任を追及し、広告収入などで得た利益を不当利益として返還を求める訴訟を起こすことができる。

なお、セーフハーバー条項が適用されるために必要となる適切なノーティスアンドテイ

²¹¹ US Copyright Office, Section 512 of Title 17: Resources on Online Service Provider Safe Harbors and Notice-and-Takedown System, <https://www.copyright.gov/512/#:~:text=What%20is%20a%20DMCA%20safe,works%20by%20an%20OSP's%20users>

²¹² US Copyright Office, Section 512 of Title 17: Resources on Online Service Provider Safe Harbors and Notice-and-Takedown System, <https://www.copyright.gov/512/#:~:text=What%20is%20a%20DMCA%20safe,works%20by%20an%20OSP's%20users>

²¹³ US Copyright Office, Section 512 of Title 17: Resources on Online Service Provider Safe Harbors and Notice-and-Takedown System, <https://www.copyright.gov/512/#:~:text=What%20is%20a%20DMCA%20safe,works%20by%20an%20OSP's%20users>

クダウンを行う上では、以下のような手続きを踏むことが求められている。

- ・オンラインサービスプロバイダが第三者より著作権侵害について通知を受けた場合、真偽に関わらず、まずコンテンツの削除またはアクセスの停止を行う。
- ・次にコンテンツの発信者に対し削除したことを通知する。この際に発信者が著作権侵害を行っていないと異議申し立てを行う場合には反対通知を提出する。
- ・著作権者が訴訟を提起しない場合には 10~14 日程度でコンテンツを復元する。訴訟を提起した場合には発信者と著作権者間においての訴訟となる。
- ・侵害に関しての責任、またはコンテンツ削除に対しての責任のどちらも負わないためには、プロバイダが通知を受けてからその通知の妥当性の可否判断を経ず即座にコンテンツの削除を行う。

一方では、通知の妥当性の可否判断を経ずにコンテンツが削除されることから、競合企業による妨害行為、嫌がらせ、愉快犯などがこの仕組みを悪用して、虚偽の通知により対象のコンテンツを一定期間にわたりインターネット上から排除する行為が発生し、問題となっている。なお、通知を行う際には誓約書を提出するため、虚偽の通知を行うと偽証罪として罪に問われる。

(2) 関連する訴訟や取り締まりの実施状況

①間接侵害に関わる和解の判例

I MGM Studios Inc. v. Grokster, Ltd. (2005)²¹⁴

2005 年に、原告 (MGM Studios Inc.を含む映画・音楽業界の複数企業) が被告 (Grokster, Ltd.と StreamCast Networks, Inc.) が提供する P2P 技術を使用したユーザー間ファイル共有ソフトにおいて、違法に音楽や映画ファイルを共有できる環境を提供して助長しているとして訴えを起こした。被告自身が著作権侵害に関わっているのか、また被告が提供するソフトが著作権侵害を助長するものであるかが争点となった。

原告の主張は、共有されているファイルが著作権に関わる音楽・映画であることを知りながらユーザー同士でファイル共有できることは著作権侵害を助長させ、ユーザー数増加に伴う広告収入は著作権侵害によるものであり不当利益であると主張した。

一方の被告は、P2P 技術は合法的なファイルのやり取りを目的としており、また管理者を必要としない技術のためにユーザー同士でやり取りされるファイルは被告の管理下ではなく、著作権侵害行為はユーザーによるものであり、被告自身は侵害行為に関与していないと主張した。

²¹⁴Justia, MGM Studios, Inc. v. Grokster, Ltd., 545 U.S. 913 (2005),
<https://supreme.justia.com/cases/federal/us/545/913/>

2005 年に最高裁判所にて判決が下され、被告の提供したソフトは著作権侵害行為を助長・誘発するものであるとされた。根拠は①被告自身が著作権侵害を目的としてソフトを作成したと考えられる、②著作権を侵害するファイルがユーザー間でやり取りされている事実を知りながら適切な対処を行わなかった、③収益の大半が侵害行為に関連した広告収入であったこと、の3点が挙げられ、最高裁判所は下級裁判所へ差し戻した。Grokster 社は 2005 年に P2P 技術を使用したファイル共有サービスを停止している。

II Viacom International Inc. v. YouTube, Inc. (2010)²¹⁵

2010 年に、原告 (Viacom International Inc.を含む複数企業)が被告 (YouTube, Inc.) に対し、被告が提供しているサービス (YouTube)上では 1 万本を超えるテレビ番組、映画、音楽などの著作権を侵害しているコンテンツがアップロードされていると主張した。一方の被告は、適切に対処しており、セーフハーバー条項が適用されると主張した。被告の主張する適切な対応がセーフハーバー条項の適用条件を満たしているかが争点となった。

原告の主な主張は以下の通りである。

- ・被告は提供するサービスにおいて、著作権を侵害するコンテンツを認識していながらトラフィック数増加を目的として放置し、それによりユーザー数を増加させ、市場価値を向上することができた
- ・一部の侵害コンテンツを削除する一方で複数の侵害コンテンツを意図的に放置することで広告収入による利益を享受していたとした

これに対し被告は、通知があった際には即座に該当のコンテンツを削除しており、ユーザーがアップロードしたファイルに関しても直接管理・承認は行っておらず、今後は著作権侵害を防ぐことを目的とした自動スキニングの仕組みの導入を検討しているため、侵害行為を助長してはならず、セーフハーバー条項の適用により免責になると主張した。

これらの主張を受けた地方裁判所は、2010 年にセーフハーバー条項が適用されると判断した。根拠は①被告が提供しているサービスはユーザーによって投稿されたコンテンツすべての管理を行うといった内容ではないため、個別のコンテンツが著作権を侵害しているかどうかを認識できたとするだけの証拠がない。②侵害行為に対しての通知を受けた際に迅速に削除を行っていた、という2点であった。

この判決に対して被告は控訴し、控訴裁判所は2012年に地方裁判所へ一部差し戻した。根拠は①被告が特定の著作権を侵害しているコンテンツを認識していた可能性があること②削除義務を怠っていたとすればセーフハーバー条項の適用外となること、としている。最

²¹⁵ Case Briefs, Viacom Int'l, Inc. v. YouTube, <https://www.casebriefs.com/blog/law/intellectual-property-law/intellectual-property-keyed-to-merges/copyright-law/viacom-intl-inc-v-youtube/>

最終的に 2014 年に両者は和解したが、具体的な和解内容は公表されていない。

III Capitol Records, LLC v. Vimeo, LLC (2018)²¹⁶

2018 年に原告（Capitol Records, LLC を含む複数の著作権者）は被告（Vimeo, LLC）が提供する動画共有プラットフォームサービス（Vimeo）にて著作権で保護されている複数のコンテンツがアップロードされており、著作権の侵害であるとして訴えを起こした。

原告は被告が著作権侵害コンテンツを認識しながら放置し、広告収入を得ていたと主張した。また一部スタッフが著作権を侵害する動画を奨励・推奨している証拠を示した。これに対し被告は侵害コンテンツの通知を受けた場合には適宜対応しており、意図的に助長・推奨をしたわけではないため、セーフハーバー条項が適用されると反論した。

2013 年に下された連邦地方裁判所の判断では、セーフハーバー条項の適用が認められるものの、一部コンテンツの著作権侵害を認識していた点については責任が問われた。2016 年には控訴審が開かれ、被告が著作権侵害コンテンツにおいて意図的な放置を行っていたかについては引き続き検討が必要だが、一部のスタッフが認識していた件については地方裁判所へ差し戻した。

多くの点でセーフハーバー条項が適用され免責とされたが、一部のスタッフが著作権侵害を認識していたとされる証拠としてスタッフのコメントや行動記録が残されていた。最終的には法廷外にて和解となったが、スタッフのコメントや行動などが証拠とみなされることが明確となった。

IV Napster v. RIAA (Recording Industry Association of America) ²¹⁷

1999 年に米国のカリフォルニア州にある Napster, Inc. は、音楽共有プラットフォームの Napster を開設した。このプラットフォームでは、世界中で登録したユーザー同士が音楽ファイルを mp3 や WMA の形式で相互に無料で直接交換できるサービスを提供していた。ユーザー同士で交換される音楽ファイルのほとんどが著作物であったことから、アメリカレコード協会 (RIAA) を含む複数の企業およびアーティスト (原告) は著作権侵害 (間接侵害) であるとして Napster (被告) を訴えた。

被告がこのプラットフォーム上でやり取りされているファイルが著作権物であると認識していながら削除等の適切な対応をしていなかったかどうか、またこのプラットフォームを利用して音楽ファイルをやり取りすることがフェア・ユースに当たるかが重要な点となった。さらにこのプラットフォームの利用者増加に伴い CD やダウンロード配信等の販売数や収益が減少したこととの因果関係があるかどうかも争点となった。

被告は①Napster を用いて音楽ファイルを入手して聴くことは購入前の「試聴」である、

²¹⁶ Justia, Capitol Records, LLC v. Vimeo, LLC, No. 14-1048 (2d Cir. 2016), <https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/ca2/14-1048/14-1048-2016-06-16.html>

²¹⁷ インフォテック法律事務所, ナプスター事件, <https://www.itlaw.jp/napster.pdf>

②ユーザーが既に所有している CD を mp3 ファイル化する行為は保存場所の変更（スペース・シフティング）であると主張し、フェア・ユースに該当するために著作権侵害には当たらないと主張した。一方で連邦地方裁判所は mp3 化することに対しては個人の使用を目的とせず送信・交換を目的としているためにフェア・ユースには該当しないと判断し、ファイル交換についてはファイルを送信・交換する行為は個人的使用の範囲を超えており、かつ本来は購入すべき物を無償で入手する行為は商業的使用を行っていると認定でき、視聴のための物も同様に商業的使用であるため、フェア・ユースであるとの主張を退けた。

Napster は無償提供されているプラットフォームであり、ユーザーなどから使用料などを徴収せず、利益を得ていなかったが、将来的にはバナー広告を掲載することで広告収入を得る事業計画を立てていた。著作権を侵害しているファイルがユーザー数増加に大きく起因する点から経済的利益があったと判断し、セーフハーバー条項の適用を認めず、プラットフォームの停止を命じた。

2001 年 2 月には 3600 万ドルの和解金を支払うことで和解が成立した。Napster は 2002 年に破産を申請し、事業資産を清算した。その後、このプラットフォームは他社に買収され、合法的な会員制のプラットフォームとして運営されている。

V Lime Wire v. RIAA ²¹⁸

2000 年に Napster に類似したソフトウェアである Lime Wire を被告（Limewire LLC 及び創設者の Mark Gorton）がリリースした。このソフトウェアは Napster 同様に P2P 技術を使用しており、音楽や映画を含むあらゆる形式のファイルをユーザー同士でやり取りできるものである。これに対し、2006 年に原告（RIAA）は著作権の侵害、不正競争への関与、著作権侵害行為を誘発したとして被告に対し訴えを起こした。一番の争点となったのは、被告が意図的な著作権侵害だったか、またその著作権侵害を助長したかという点である。

2010 年になって、ニューヨーク州連邦地方裁判所は被告に対して著作権の侵害、不正競争への関与、著作権侵害行為を誘発したとして略式判決を下した。Lime Wire では膨大な量の音楽ファイルが違法にやり取りされており、被告はそれを認識していたが、削除などの適切な措置を行っていなかった。また被告はダウンロードを容易にするためにシステムの最適化を行っており、これらの行為は著作権侵害幫助に当たるとしている。

RIAA は Lime Wire の利用により CD やダウンロード配信の売り上げが大きく減少したとして、損害賠償として 1 曲当たり 15 万ドルの支払いを求めた。裁判所は被告に Lime Wire のサービス停止を言い渡した。

2011 年に RIAA を含むレコード会社 13 社に総額 1 億 5000 万ドルを支払うことで和解が成立した。

²¹⁸ Law Office of Ray Beckerman, P.C., exhibit A, https://beckermanlegal.com/Lawyer_Copyright_Internet_Law/arista_limewire_100607MotFreezeAssetsProposedOrder.pdf

②間接侵害で法的責任が問われた判例

Twitter(現在は X)による音楽著作権侵害訴訟²¹⁹

2023 年 6 月、原告(米国の音楽出版団体 National Music Publishers' Association (NMPA))と 17 の大手出版社 (Universal Music、Sony Music、BMG など) が、被告 (Twitter) を著作権侵害で 2 億 5000 万ドルの損害賠償を求めて提訴した。提訴理由は、被告が運営する Twitter にて数多くの著作権を侵害していると思われるコンテンツがアップロードされていたにも関わらず、被告はこれらのコンテンツに対して削除するなどの適切な監視・対応をせず放置し、また著作権に関わるライセンスの取得も行っていない状態で収益を得ていることを挙げている。また訴状には、ソーシャルネットワークサービスを運営する多くの企業は自社のプラットフォーム上で楽曲等を使用する際には権利者と適切なライセンス契約を結んでいると記載されている。

本件の争点は①被告が著作権侵害にあたるコンテンツの存在を認識していたか、②セーフハーバー条項の適用となる適切な削除義務を果たしていたか、③著作権侵害行為が被告の収益に直接関与する物であったか、の 3 点である。連邦地方裁判所は直接侵害については訴えを棄却したが、寄与侵害については「ユーザーがより長い動画を閲覧できることを求めて有料サービスである X プレミアムに加入するよう誘導することで、X が著作権侵害を助長した」可能性があるとし、現在も裁判が継続中である。

③セーフハーバー条項に該当しなかった判例

I Sony Music Entertainment v. Cox Communications²²⁰²²¹

2024 年に原告 (Sony Music Entertainment を含むレコード会社) はインターネットサービスプロバイダである被告 (Cox Communications) に対し、被告のネットワークユーザーが P2P システムを使用して違法にファイル共有を行う大規模な著作権侵害行為に対して認識しながら適切な対応を行わなかったとして著作権の代理侵害及び間接侵害に該当するとして訴訟を起こした。

原告は、被告に対し、ユーザーがネットワークを利用し違法にファイル共有を行っていることを通告したにも関わらず、適切な措置を取らず黙認しており、利益を得ることを優先したと主張した上で、侵害されたとする 10,017 件の著作権を提示した。一方の被告は、インターネット環境を提供する中立的な立場であり、ユーザーの行為に対して関与しておらず、

²¹⁹ New York Times, Music Publishers Sue Twitter, Accusing It of Copyright Infringement, <https://www.nytimes.com/2023/06/14/technology/music-twitter-lawsuit-elon-musk.html>

²²⁰ Justia, Sony Music Entertainment v. Cox Communications, Incorporated, No. 21-1168 (4th Cir. 2024), <https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/ca4/21-1168/21-1168-2024-02-20.html>

²²¹ BNN Bloomberg, Supreme Court Seeks US Views in \$1 Billion Music Copyright Case, <https://www.bnnbloomberg.ca/business/international/2024/11/25/supreme-court-seeks-us-views-in-1-billion-music-copyright-case/>

セーフハーバー条項に該当すると主張した。

バージニア州地方裁判所にて陪審は、被告が侵害された著作権物のタイトル、違反者の IP アドレスなどの通知を受けており、被告は著作権侵害の事実を十分に認識しているにも関わらず侵害行為を行っているユーザーに適切な対応を行っておらず、ユーザーを保持することで利益を得るため故意に著作権侵害を助長していた可能性があるとして判断した。被告は本件に係る損害賠償額に楽曲の派生作品が含まれており、損害賠償額が不当であると主張したが却下され、著作権法に基づき、侵害された著作物ごとに 9 万 9830 ドルの損害賠償が認定された。その後被告は侵害に対して証明する証拠が不十分であるとして新たな裁判を起こしたが、司法裁判所は却下した。

Cox はこの地方裁判所の却下の判断と先の裁判の判決を不服として控訴した。第 4 巡回区控訴裁判所は Cox の主張に対し、著作権侵害行為によって Cox が不当に利益を得ていたと裏付ける証拠が不十分であるという主張に同意した。地方裁判所ではインターネットサービスの利用者から月額の使用料を徴収していることを根拠として挙げていたが、第 4 巡回区控訴裁判所ではユーザーが侵害目的の利用者かどうかは判断できないとした。また繰り返し侵害行為を行っているユーザーに対しても、インターネットサービスの月額使用料を払い続けることは著作権侵害と直接的に関与する金銭的利益ではないとし、間接的な侵害には当たらないと判断した。一方の代理侵害において、COX は著作権を侵害するために設計されたサービスではないことを主張したが、侵害行為について報告を受けており、自社サービスのユーザー数の減少を恐れて解約や使用停止などの適切な対応を行っておらず、その行為はサービスの設計が侵害目的かどうかは問題とならないとし、地方裁判所の判決を支持した。これにより双方ともに最高裁判所の審判を求め現在継続中である。

II Hachette Book Group Inc. v. Internet Archive²²²

Internet Archive(被告)は「全ての知識への普遍的なアクセス」を提供することを目的とした非営利団体であり、収集した書籍をデジタル化して保存し、書籍は別途保管し、所持している書籍の冊数に限りウェブ上または書籍で貸し出しを行っていた。原告は様々な書籍に対して出版する独占権を所持しており、電子コピーを図書館に対しライセンスするビジネスモデルを持つ大手出版社 4 社である。原告は被告が行った有名図書を含む 127 冊の書籍を複製及び配布した行為が著作権の侵害に当たるとして訴訟を起こした。これに対し、被告は書籍の貸し出しはフェア・ユースに該当すると主張した。

連邦地方裁判所は被告の行為がフェア・ユースに該当するかを検討し、被告は非営利団体であり、図書貸し出しの際には費用の請求等を行っていないが、原告が得るはずであった金銭的利益や評判上の利益を得ており、被告の行為は商業的な性質があったとした。また、

²²² Loeb&Loeb LLP, Hachette Book Group, Inc. v. Internet Archive,
<https://www.loeb.com/en/insights/publications/2024/09/hachette-book-group-inc-v-internet-archive>

貸出数の制限を行い、コピーの流通に対し対抗策を講じていたとしても、原告の書籍を複製する権利を被告は持っていないとした。

その後 Internet Archive は判決を不服とし、第二巡回区控訴裁判所へ控訴した。Internet Archive は「非営利団体が著作権で保護された印刷書籍全体をスキャンし、そのデジタルコピーをオンラインで完全無料配布することはフェア・ユースに該当するか。ただし、印刷書籍と所有デジタルコピーの所有と貸出比率は 1 対 1 とし、著作権を有する出版社や著者に許可を取る必要がないのではないか」と疑問を投げかけた。控訴裁判所が挙げた主な論点は Internet Archive が著作物を変容させているかどうかであったが、書籍をデジタルに変更しただけにとどまっており、派生的使用ではあるが、変容的使用には該当しないとした。一方、商業的性質の有無については金銭的利益や評判などを含めて否定的意見を取り、商業利用には該当しないとした。さらには著作権で保護された作品の潜在的市場または価値について触れ、原告はその行為が市場に影響を及ぼさないと主張しているが、それを証明できる合理的証拠を示すことができなかった。こうした点を踏まえ、控訴裁判所は最終的には地方裁判所の判決を支持した。

(3) その他の注目すべき動き

米国では、全米広告業協会（American Association of Advertising Agencies, 4A）、全米広告主協会（Association of National Advertisers, ANA）、インターネット広告協会（Interactive Advertising Bureau, IAB）によって Trustworthy Accountability Group（TAG）という業界団体が 2015 年に立ち上げられた。同団体には、広告主、広告代理店、広告媒体社、オンライン広告配信事業者などが加盟している。

TAG は著作権侵害対策認証（Certified Against Piracy）を含む複数の認証制度をこれまで運営してきた。こうした制度は、著作権侵害を含む違法または不適切なコンテンツを掲載または流通を助長するサイトにオンライン広告を掲載することでブランド価値が毀損されるという事態を広告主や広告代理店が回避できるように支援することを目的として設計されている。オンライン・プラットフォームや広告媒体社の立場としては、TAG の認証を受ければ、広告主や広告代理店に対して、安心して広告を出稿してもらうことができる環境を整備していることを証明できるという利点がある。認証を取得するためには、法令順守の誓約や外部監査の受け入れなどを行う必要がある²²³。

²²³ Trustworthy Accountability Group, TAG Certified Against Piracy Guidelines, <https://cdn2.hubspot.net/hubfs/2848641/TAG%20Certified%20Against%20Piracy%20Guidelines%20v2.0%20-%20January%202018r.pdf>

6.中国

(1) 主な法規制

①広告収入に対する規制

中国においては、海賊版によって生じる広告収入に対する規制はない²²⁴。後述する通り、関連する法規制はオンライン・プラットフォームに対して一定条件の下での免責規定を設けている状況にある。

②その他の関連規制

I 情報ネットワーク通信権保護条例

中国では、著作権法に基づく条例として、2006年5月に情報ネットワーク通信権保護条例を公布した。その第2条にて、ユーザーがオンライン・プラットフォームを通じて著作物を公衆に提供する場合、権利者の許可を得なければならないと定めている。

図表 48 情報ネットワーク通信権保護条例²²⁵が定める
情報ネットワーク上での著作物の保護

第1条

著作権者や実演者、録音、録画製品の制作者（以下、権利者と略称）の情報ネットワーク伝達権を保護し、社会主義の精神文明、物質文明の建設に役立つ作品の創作と配信を奨励するために、中華人民共和国著作権法に基づいて、本条例を制定する。

第2条

権利者が持つ情報ネットワーク伝達権は著作権法と本条例の保護を受ける。法律や行政法規に別途規定がある場合を除き、任意の組織や個人は他人の作品や実演記録、録音、録画製品を情報ネットワークを通じて公衆に提供する場合、権利者の許可を得て、また報酬を支払わなければならない。

第15条

ネットワークサービス提供者は権利者の通知書を受け取った後、権利侵害の疑いのある作品や実演記録、録音、録画製品を速やかに削除するか、権利侵害の疑いのある作品や実演記録、録音、録画製品とのリンクを解除すると同時に、通知書を作品や実演記録、録音、録画製品を提供したサービス対象に転送しなければならない。サービス対象のURLが不明で転送することができない場合、通知書の内容を同時に情報ネットワーク上で公告し

²²⁴ Dorie Wong 氏とのヒアリングによる

²²⁵ 国家法律法规数据库，信息网络传播权保护条例，<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE2ZjNjYmIzYzAxNmY0MTM5OTJiMjFkYjk>（シード・プランニングによる仮訳）

なければならない。

第 16 条

サービス対象はネットワークサービス提供者の転送した通知書を受け取った後、その提供する作品や実演記録、録音、録画製品が他人の権利を侵害していないと見なす場合、ネットワークサービス提供者に書面で説明を提出し、削除された作品や実演記録、録音、録画製品の回復を要求するか、作品や実演記録、録音、録画製品とのリンクを回復するよう要求することができる。

本規定は主に著作権侵害コンテンツを投稿するユーザー側の責任を定めたものであり、ネットワークサービス提供者に対しては権利者の通知書を受け取った後に当該コンテンツの削除などの迅速な対応を行うことを求めている。

II 民法典

損害賠償について定めた民法典の第 2 条で、第 1195 条にネットワークサービスプロバイダの責任について定めている。

図表 49 ネットワークサービスプロバイダの責任²²⁶

民法典 第 1195 条

ネットワーク利用者がネットワークサービスを利用して侵害行為を行った場合、権利者は、ネットワークサービスプロバイダに通知して、リンクの削除、遮断、切断などの必要な措置をとることができる。通知には、侵害の証拠と権利者の身元情報を含めるものとする。

ネットワークサービスプロバイダは、通知を受け取った後、速やかに関連するネットワークユーザーに通知を転送し、侵害を構成する予備的な証拠とサービスの種類に基づいて必要な措置を講じるものとする。必要な措置が適時に講じられなかった場合、ネットワーク利用者は、損害の拡大部分について協力して責任を負う。

権利者が誤った通知によりネットワーク利用者またはネットワークサービスプロバイダに損害を与えた場合、権利者は侵害の責任を負う。法律に別段の定めがある場合は、その規定に従う。

第 1197 条

ネットワークサービスプロバイダは、ネットワーク利用者がネットワークサービスを利

²²⁶ 全国人民代表大会, 中华人民共和国民法典 (2020 年 5 月 28 日第十三届全国人民代表大会第三次会议通过)
http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202006/t20200602_306457.html (シード・プランニングによる仮訳)

用して他人の公民権利益を侵害するためにしていることを知っている場合または知り得るべきでありながらも必要な措置をとらなかった場合、そのネットワーク利用者と協力して責任を負う。

本条項は明確な免責事項を定めてはいないものの、著作権侵害コンテンツがアップロードされた際には、事後的な対応を適切に取らなかった場合の責任のみが記載されているため、一般的なセーフハーバー条項に相当すると考えられている。なお、同様の内容は中国の不法行為責任法の第 36 条にも記載されている。

一方で、EU の DSM 著作権指令や米国のデジタルミレニアム著作権法では明示されている一般的な監視義務の免除規定がない。

III サイバーセキュリティ法

中国で 2017 年 6 月に全面適用されたサイバーセキュリティ法は、中国国内におけるネットワーク事業者などを対象として、情報セキュリティ対策や個人情報保護さらにはコンテンツ管理のあり方などを定めている。特に第 34 条では、ネットワーク事業者に対して、ユーザーが公開する情報の管理の強化を求めている。

図表 50 サイバーセキュリティ法が定めるネットワーク事業者の管理責任²²⁷

サイバーセキュリティ法 第 47 条

ネットワーク事業者は、ユーザーが公開する情報の管理を強化しなければならない。法律や行政法規により公開・送信が禁止されている情報を発見した場合は、直ちに情報の送信を停止し、消去等の処分措置を講じるべきである。情報の拡散を防止し、関連する記録を保管し、関係当局に報告することが求められる。

こうした状況から、ネットワークサービス事業者にも一般的な監視義務が一定程度まで求められているとする見方もある。また EU や米国と比較して、セーフハーバー条項の規定が不明瞭であり、混乱を生じさせる可能性を指摘する声もある²²⁸。

(2) 関連する訴訟や取り締まりの実施状況

杭州インターネット裁判所は、2019 年 2 月、コミュニケーションアプリの WeChat を通

²²⁷ 中央网络安全和信息化委员会办公室，中华人民共和国网络安全法（2016 年 11 月 7 日第十二届全国人民代表大会常务委员会第二十四次会议通过），https://www.cac.gov.cn/2016-11/07/c_1119867116.htm（シード・プランニングによる仮訳）

²²⁸ Baiyang Xiao, Making the private public: Regulating content moderation under Chinese law, https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0267364923001036?ref=pdf_download&fr=RR-2&rr=92011a626a20d4b2

じて、権利者の承諾を得ずに著作物を配布した。

報道によると、本裁判の原告は、チュートリアル動画をオンライン上に提供するライセンスを保持していた。被告はこのチュートリアル動画を、WeChat のアプリ内で動作する独立したアプリを通じて、この動画をオンライン上で配布した。被告は必要手続きに則り、WeChat に対して削除通知を提出したものの、著作物を保護する上での十分な対応を受けなかったとして、WeChat を提訴した。

本来であれば、適切なノーティスアンドテイクダウンを行わなかった WeChat にはセーフハーバー条項が適用されず、著作権侵害やそれに伴う責任が問われることになる。しかしながら、ミニアプリはユーザー自身が開発した機能であり、WeChat は管理権限を持たない。こうした状況を踏まえ、裁判所は WeChat には管理責任はないとの判断を下した。

この判断は、オンライン・プラットフォームの中でも、提供するサービスやプロダクトの設計のあり方によっては、セーフハーバー条項が適用され得る場合とそうでない場合があることを示した例として注目されている²²⁹。

(3) その他の注目すべき動き

中国にはオンライン動画の権利を保護することを目的に設立された中国ネット動画反海賊版連盟（反海賊版連盟）という団体がある。主にオンライン動画の著作権を保護する自主規制機関として発足した。

反海賊版連盟は 2009 年 9 月に中国北京市にて、民間企業 3 社が 110 社に及ぶコンテンツ関連企業と共同で設立した非営利団体である。同連盟の活動状況はしばしばニュースで取り上げられており²³⁰、様々な海賊版の訴訟を支援する活動を行ってきた。また反海賊版連盟以外にも、北京の出版社が北京版十五社反海賊版連盟を設立し、オンライン上のコンテンツの権利保護に注力している²³¹。

²²⁹ abusix, How the WeChat Case Changes the Understanding of Safe Harbor for ISPs, <https://abusix.com/blog/how-the-wechat-case-changes-the-understanding-of-safe-harbor-for-isps/>

²³⁰ 首页搜狐视频, <https://tv.sohu.com/s2009/fdblm/index.shtml>

²³¹ Jetro, 北京の出版社反海賊版連盟、ネット上の権利保護に注力, <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/2014/fake/114dac356cff0f0b.html>

7.大手プラットフォームによる予防的な取り組み

オンライン・プラットフォームは、各国の法制度で見られる免責規定に対応するため、これまで著作権を侵害するコンテンツに対し、ノーティスアンドテイクダウンに象徴される事後的な対応を主とすることが多かった。しかしながら、規制強化への対応や、煩雑な事後的処理手続きの効率化などを目的として、近年では予防的な対応を併せて行うようになってきている。以下ではその主な例を記載する。

(1) YouTube

YouTube では、Content ID と呼ばれる自動コンテンツ識別システムを通じて、著作権で保護されたコンテンツを識別し、必要に応じて著作権を侵害する動画を視聴できないようにブロックするなどの対応を行うための仕組みを用意している²³²。

この仕組みにおいては、著作権の所有者が該当するコンテンツの音声ファイルと映像ファイルを YouTube に対して予め送信する。そして YouTube に新たに動画がアップロードされた際に Content ID がスキャンを行い、著作権で保護されたコンテンツと一致した場合は、Content ID の申し立てが自動的に生成される。

Content ID の申し立てを受けた動画は、著作権者の Content ID の設定に応じて次のように処理される。

- ・ブロック: その動画は視聴できないようにブロックされる
- ・収益化: 広告を掲載して広告収益を得る。その収益は、場合によってはアップロードしたユーザーと分配される
- ・トラッキング: その動画の再生に関する統計情報が追跡される

一方、申し立てを受けた者は、YouTube から送信されたメールなどを通じて申し立て内容や申し立てを行ったユーザーを確認することができる。YouTube によると、申し立てを受けた者は、以下のいずれかの対応を取ることができる。

- ・何もしない
- ・申し立てを受けたコンテンツを削除する
- ・収益を分配する
- ・異議申し立てを行う

なお、YouTube によると、申し立てを行った著作権者は、申し立てを行った動画コンテ

²³² Google ヘルプ, ContentID の仕組み, <https://support.google.com/youtube/answer/2797370?hl=ja>

ソツの使用を許可する代わりに、その動画への広告掲載を求めることが多いという。

(2) Meta

Meta には YouTube の Content ID と同様の仕組みとして、Rights Manager がある²³³。この仕組みを通じて、著作権者であるユーザーが、その権利を持つコンテンツを Rights Manager と呼ばれるコンピュータープログラムの集合体に追加すると、Rights Manager が Facebook 及び Instagram 上をスキャンし、当該コンテンツと一致するものを検出する。自身が有する著作権を侵害するコンテンツが検出された場合は、ユーザーは以下の措置を選択できる。

- ・一致するコンテンツをモニタリングする。
- ・一致するコンテンツに広告を出して収益を取得する。
- ・一致するコンテンツをブロックする。
- ・一致するコンテンツの削除を要請する。

(3) TikTok

TikTok とユニバーサルミュージックグループ (UMG) は、2021 年 2 月よりライセンス契約を締結し、ユーザーが同プラットフォーム上に動画を投稿する際に、UMG 所属アーティストの楽曲を使用できる環境を整備してきた。しかしながら、その後、両社間の交渉は決裂したため、2024 年 1 月 31 日を期限としていた本契約は更新されず、一時は UGC 所属アーティストの楽曲を使用する動画は無音で再生されるという状況に陥った。UMG は、同社プレスリリースを通じて、以下の 3 つの課題に対して、TikTok が「無関心、或いは威圧的な態度」で応じたためと発表した²³⁴。

- ①アーティストとソングライターへの適切な報酬
- ②AI の有害な影響からの人間のアーティストを守ること
- ③TikTok ユーザーのオンライン上の安全性

①については、「他の大手ソーシャル・プラットフォームが支払う報酬の数分の一のレー
トの支払いを提案」してきたとし、十分な報酬が支払われていないとの見解を示した。また
②については、TikTok が「AI が作成した音源でプラットフォームが溢れることを容認し、

²³³ Meta ビジネスヘルプセンター、著作権と収益化停止について、
<https://www.facebook.com/business/help/336062241714960>

²³⁴ Universal Music Japan, TikTok との契約に関するお知らせ、<https://www.universal-music.co.jp/press-releases/2024-02-02/>

プラットフォーム自体でも AI による音楽制作を可能にし、促進・奨励するツールを開発」しており、このような対応を「人間のアーティスト向けの印税を大幅に縮小できる契約上の権利を要求」や「AI によるアーティストの置き換えを支援する動き」に相当すると主張した。

両社はその後、話し合いを経て、「UMG のソングライターやアーティストに対する報酬の向上」や「AI が生成した無許可の音楽のプラットフォーム上からの削除」を行うことに合意し、新たなライセンス契約を締結した²³⁵。2024 年 10 月時点では UMG に所属するアーティストの楽曲を TikTok 上で聞くことが可能となっている。

(4) Spotify

音楽配信プラットフォームの Spotify は、2024 年 4 月より、ロイヤリティの支払いシステムを変更し、「過去 12 カ月間で楽曲の再生数が少なくとも 1000 回に達した楽曲」に限定して収益を配分する仕組みとした²³⁶。自動ボットなどを用いた再生数の水増し行為対策を主な目的としているが、生成 AI 技術を用いて、大量の低品質な楽曲をオンライン上に提供する行為の抑止にもつながる可能性があるとして期待されている。

²³⁵ Universal Music Japan, ユニバーサル ミュージック グループ、TikTok との新たなライセンス契約を発表, <https://www.universal-music.co.jp/press-releases/2024-05-02-2/>

²³⁶ Spotify, Modernizing Our Royalty System to Drive an Additional \$1 Billion toward Emerging and Professional Artists, <https://artists.spotify.com/en/blog/modernizing-our-royalty-system>

第4章 AI技術の進展に応じた規制の在り方と訴訟の状況等

令和5年度「AIと著作権に関する諸外国調査」以降、関連する法制度や訴訟等について最新の状況をまとめるとともに、AIを含めた新技術に関する訴訟等において、第三者の意見を聴取する各国の制度の導入状況について調査を行った。

1.EU

(1) AI技術の進展に応じた規制の在り方やその他の動向

EUでは、令和5年度調査で取り上げた著作権法に基づく法規制に目立った進展は見られない。一方で同調査時点では、2024年3月に最終案が欧州議会に承認され、欧州評議会の承認を待つ段階にあったEUのAI規則は、2024年5月に成立し、同8月に発効した。段階的適用を経て、2030年12月より全面的適用が行われていくことになる²³⁷。

本項では、具体的な指針を示すものとして注目を集めている行動規範の作成状況と、AI規則の透明性義務を満たす上で重視されているAI学習データに関する概要公表用のテンプレート案についての進捗を整理する。

①AI規則の行動規範

EU加盟国に対してAI規則の実施を支援する役割を担う機関として設置されたAIオフィスは、AI規則の第56条に基づき、同規則の行動規範の作成を進めている²³⁸。その中でも大規模な生成AIなどに該当する汎用目的AIモデル向けの行動規範については、2024年11月に初版が、また2025年1月には第2版が、そして3月には第3版が公開された²³⁹。

同版の第1章では、オープンソースモデルに対する例外規定と併せて、汎用目的AIモデルに対する透明性と著作権に関する義務について示している。またAI規則の第11条に定められた、AIシステムがシステム要件を充足していることを示す技術文書の様式を示した。

図表 51 AI規則の行動規範第1章の2
汎用目的AIモデル向け著作権に関する規範の構成

II.1. 安全性とセキュリティに関するフレームワーク
II.2. 体系的リスク評価と緩和

²³⁷ EU Artificial Intelligence Act, Implementation Timeline, <https://artificialintelligenceact.eu/implementation-timeline/>

²³⁸ EU Artificial Intelligence Act, An introduction to Codes of Practice for the AI Act, <https://artificialintelligenceact.eu/introduction-to-codes-of-practice/>

²³⁹ European Commission, Third Draft of the General-Purpose AI Code of Practice published, written by independent experts, <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/third-draft-general-purpose-ai-code-practice-published-written-independent-experts>

- II.3. 体系的リスクの特定
- II.4. 体系的リスクの分析
- II.5. 体系的リスク受容の決定
- II.6. 安全性の軽減
- II.7. セキュリティの軽減
- II.8. 安全性とセキュリティモデルの報告
- II.9. 適合性評価
- II.10. 体系的リスクの責任配分
- II.11. 独立した外部評価者
- II.12. 重大インシデントの報告
- II.13. 報復の禁止
- II.14. 通知
- II.15. ドキュメンテーション
- II.16. 公的な透明性

本行動規範は、汎用目的 AI モデル等を含むプロバイダの義務の適用が開始される 2025 年 5 月までに策定される予定となっている。

②AI 学習データに関する概要公表用のテンプレート案

EU の AI 規則の第 53 条では、生成 AI のトレーニングに使用されるコンテンツに関する詳細な要約を作成し、公衆に利用可能にすることが義務付けられている。この要約のテンプレートについては、AI オフィスが提供することとなっている²⁴⁰。このテンプレートに関して、AI オフィスは、2025 年初頭より、その内容と構成に関する準備な取り組みの設計を行ったと発表した。今後の具体的な見通しについては、行動規範を作成するワーキンググループに対して報告を行っていく予定としている²⁴¹。

一方でオープンソースを推進する米国の非営利団体となる Open Future とオープンソースのウェブブラウザである Firefox を開発及び運営する Mozilla が共同して、AI トレーニング・データに関する概要公表用のテンプレート案を発表した²⁴²。データ規模と倫理審査のあり方を含む「1.一般情報」、「2.データソースとデータセット」「3.データの多様性」「4.データ処理」を示すことを提案している。

²⁴⁰ EU Artificial Intelligence Act, The AI Office: What is it, and how does it work?
<https://artificialintelligenceact.eu/the-ai-office-summary/>

²⁴¹ European Commission, Third Draft of the General-Purpose AI Code of Practice published, written by independent experts, <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/third-draft-general-purpose-ai-code-practice-published-written-independent-experts>

²⁴² Open Future, Sufficiently detailed? https://openfuture.eu/wp-content/uploads/2024/06/240618AIAttransparency_template_requirements-2.pdf

図表 52 Open Future と Mozilla が公表した AI トレーニング・データ
に関する概要公表用のテンプレート案

1.一般事項
1.1 サイズ：トレーニング・データの合計サイズ（作品数やトークン数など）、合計データセット数、ギガバイト換算値
1.2 倫理審査：以下を始めとするトレーニング・データの手続きに関して、組織または外部の倫理委員会による審査が実施されているか
・データ取得
・フィルタリング
・それ以外のデータ処理手続きの有無
倫理委員会による審査が実施されている場合は、委員会のメンバー、成果、目的、審査基準など
2.データソースとデータセット：
2.1.データ収集に関する情報：データが使用されるソースに関する情報：プレトレーニングからファインチューニングに至るまでの全工程で利用されたデータソースについての情報。その中には以下の情報が含まれる
・インターネット上をスクレイピングしたもの。その場合は、データ取得に用いたクローリング手法についての情報。データの選別基準に加えて、テキスト、画像、動画などデータの種類ごとに上位 5%または 10 万ドメインの加重リスト
・パブリックリポジトリから収集。その場合は、パブリックリポジトリの名称とトレーニング・データセットに変換する手順
・独自のデータベースから取得。その場合は、データベースとそのデータベースの所有者に関する情報
・第三者から取得したまたはライセンス供与を受けたもの。その場合、そのデータソースとライセンス契約に関する情報。その契約が独占的であるか否かについての情報を含む
・プロバイダが提供する製品またはサービスのユーザーによって生成されたもの。その場合は、どの製品またはサービスに該当するか
・プロバイダ自身によって生成されたもの。その場合、生成方法に関する情報
・他の手段を通じて取得された情報。その場合、取得手段の詳細に関する情報
2.2.各データソースのトレーニング・データの日付範囲。これにはデータカットオフ ²⁴³ の対象となったオンラインデータやアーカイブ データを含める必要がある
2.3.DSM 著作権指令の第 4 条に基づくオプトアウトを尊重するために導入されたメカニズムとポリシーに関する情報

²⁴³ AI のトレーニング・データにおいて、特定の時点や条件を定めてデータを切り捨てること。

- 2.4.データの収集と処理の法的根拠に関する情報。該当する場合は、GDPRに基づく個人データの処理の法的根拠を含む
- 2.5.実装された匿名化技術に関する情報。個人データが匿名化されていない場合は正当な理由とデータが消去されるまでの期間に関する情報
- 2.6.データ取得、共有、譲渡に関与する仲介者または団体に関する情報。データのライセンス契約や使用許可に関する情報を含む
- 2.7.モデルのトレーニングに使用されたデータセットのリスト。各データセットがトレーニング・データ全体の何パーセントを表すかについての情報を含める必要がある。各データセットについて以下の情報が求められる
- ・データセット識別子: データセットの名前、データセットへのリンク、データセットおよびデータが含まれるデータ・コレクションの名前と URL
 - ・所有者またはキュレーター: データセットを所有または収集するグループまたはチーム。該当する場合は、データセットに関連する著者
 - ・データセットのドメイン: 人間または物（場所や物体など）であるかなど
 - ・データ種類またはモダリティ: テキスト、画像、音声、動画など。マルチモーダルの場合、どのような組み合わせか
 - ・言語データの場合、どの言語か
 - ・各データセットがそれぞれどのような目的で用いられたかに関する情報。特定の目的に対してなぜ適したデータセットであるかについての説明を含む
- 3.データの多様性
- 3.1.トレーニング・データに含まれている関連するカテゴリ及び特性のデータの割合
- 3.2.トレーニング・データの多様性と代表性を確保するために講じられた手順に関する情報
- 4.データ処理
- 4.1.注釈とラベル付けに使用される方法論とプロセスに関する情報（例: クラウドソーシング、教師あり学習など）
- 4.2.クラウドソーシングを利用した場合、その作業を行う者の採用基準や具体的な任務と、その業務の評価についての情報
- 4.3.注釈やラベルの信頼性と正確性を確保するための措置の説明
- 4.4. フィルタリング、データクリーニング、トークン化、特徴抽出、無害化など、様々な種類のトレーニング・データ（テキスト、画像、音声など）のデータ前処理手続きの説明
- 4.5.データ前処理が用いられたトレーニング・データの特性に与え得る影響についての説明
- 4.6.データ サンプルング: トレーニング・データの選択に使用されるサンプルング方法に関する情報

(2) AI と著作権をめぐる訴訟等

欧州連合司法裁判所（Court of Justice of the European Union, European Court of Justice, CJEU）においては、AI と著作権をめぐる目立った訴訟例は確認できなかった。

(3) 第三者の意見聴取に関する制度の導入状況と概要

EU の国際裁判所に相当する欧州司法裁判所では、法的に位置付けられた第三者の意見聴取に関する制度はない²⁴⁴。

ただし、係争中の訴訟に対して、非公式ながらも法学者や NGO 等の第三者が裁判所に対して意見を提出する慣習はあり、アミカスキュリエブリーフ（Amicus Curiae Brief）として認識されている²⁴⁵。

一般的には裁判所の審議開始前に提出者が主張したい内容の要約やその法的根拠などを 10～15 ページ以内にまとめた書面を裁判官や専門的知識を有する法務官宛に提出する。書面は、提出者が運営するウェブサイトなどにも公開されることが多い²⁴⁶。

2025 年 2 月時点においては、欧州連合司法裁判所において生成 AI と著作権のあり方に関する訴訟が確認されていないこともあり、関連する訴訟でアミカスキュリエブリーフが活用されたという事例は確認されていない。しかしながら、当事者間での議論だけでは網羅しきれない公益に関する議論を取り入れる上では、アミカスキュリエブリーフが一定の役割を果たし得るとの見解を示す有識者は存在する²⁴⁷。

²⁴⁴ Rossana Ducato 氏とのヒアリングによる

²⁴⁵ Alberto Alemanno, Public Participation before the Court of Justice of the EU, https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=5150277

²⁴⁶ The Good Lobby, A Guide to Amicus Curiae Briefs in EU Courts' Proceedings, <https://www.thegoodlobby.eu/a-guide-to-amicus-curiae-briefs-in-eu-courts-proceedings/>

²⁴⁷ Rossana Ducato 氏とのヒアリングによる

2. ドイツ

(1) AI 技術の進展に応じた規制の在り方やその他の動向

ドイツでは、令和 5 年度調査で取り上げた著作権法に基づく法規制に目立った進展は見られない。以下ではその他関連する動向を取り上げる。

① ドイツ文化評議会の声明「人工知能と著作権」

文化協会の統括団体であるドイツ文化評議会は、2023 年 6 月に「人工知能と著作権²⁴⁸」というテーマで声明を公表し、生成 AI における入力及び出力をめぐる著作権法上の課題を整理したが、その声明で示された見解をさらに更新したものを、2024 年 10 月に発表した。

ドイツ文化評議会の新たな声明となる「人工知能：芸術と文化のための持続可能な枠組みの構築²⁴⁹」では、芸術家（著作者や著作隣接権者）、文化機関、文化教育機関、文化・クリエイティブ産業の企業の活動に焦点を当てている。AI が社会全体に与える影響、すなわち情報の信憑性に対する信頼や、人間の創造性や労働力が AI によって代替されることへの懸念に対し、規制や対応、教育を進める必要があると提言している。概要は下記の通りである。

・芸術的・創造的な仕事のためのツールとしての AI

人間が創作した作品が、生成 AI アプリケーションの開発トレーニングに利用されている。AI は現在、無償または非常に安い価格で提供されているが、著作者人格権の保護、報酬に関して、生成 AI が権利を侵害している可能性がある。データ保護基準や著作権、個人の権利を考慮した価格設定を行い、AI ツールをリスクなく合法的に使用できるようにすべきである。

・芸術、文化、メディアにおける非芸術的な仕事における AI

AI は、芸術・文化・メディアの分野における定型業務での熟練労働者不足に対抗する機会を提供すると考えることができる。また同時に、AI によって雇用が失われることを過小評価すべきではない。従業員に対する職業訓練やリスクリングが必須である。

・一般教育における AI

AI の適切な利用のあり方が教育政策上の課題となっている。あらゆる世代の人々が、AI の有用な使い方を学び、自分自身の芸術的・創造的作品に活用することが求められている。そして、生成 AI がどのように機能するのか、また偽情報やディープフェイクなど、AI がいか

²⁴⁸ Deutscher Kulturrat, Künstliche Intelligenz und Urheberrecht, <https://www.kulturrat.de/positionen/kuenstliche-intelligenz-und-urheberrecht/>

²⁴⁹ Deutscher Kulturrat, Künstliche Intelligenz: Rahmenbedingungen für Kunst und Kultur nachhaltig entwickeln, <https://www.kulturrat.de/positionen/kuenstliche-intelligenz-rahmenbedingungen-fuer-kunst-und-kultur-nachhaltig-entwickeln/>

に悪用され得るかを認識する教育も含まれる。人々は今後、総合的な AI の専門知識を必要とするようになる。そのためには、教育に携わる人材の育成や訓練も拡充される必要がある。

・大学の教育やトレーニングにおける AI

大学生に対しては、これからの時代に対応するための AI ツール利用に関する教育を提供することが必要である。また AI が芸術分野や文化の多様性に与える影響についての研究も促進されるべきである。

・AI とアクセシビリティ

ドイツが批准した国連の「障害者の権利に関する条約」に従い、障害者の芸術文化へのアクセスを確保する義務がある。芸術・文化・メディアへのバリアフリーなアクセスを可能にする AI ソリューションの研究開発を支援し、システムの導入・提供において機関や企業を支援することが求められている。

・AI と文化遺産

博物館、公文書館、図書館などで AI を最大限に活用できるよう、研究・開発を支援することが必要である。また AI の活用のためには、データや資料のデジタル化を促進する必要があるが、ドイツのデジタル化の状況は不十分である。

②AI 技術によるディープフェイクの対策「Fake-ID プロジェクト²⁵⁰」

ドイツの「Fake-ID プロジェクト」は、ディープフェイクの検出技術を開発するための研究プロジェクトであり、欧州最大級の応用研究機関であるフラウンホーファー・ハインリッヒ・ヘルツ通信技術研究所などが参画している。このプロジェクトでは AI アルゴリズムを利用して、偽造された画像や動画を特定する方法の研究を行っている。連邦教育研究省は、「市民の安全保障のための研究」と題したプロジェクトの一環として、このプロジェクトに 250 万ユーロの資金を提供した。

(2) AI と著作権をめぐる訴訟等

①LAION のデータセットに関する訴訟をめぐる判断²⁵¹

生成 AI の TDM に利用される著作物に関する訴訟で、ドイツのハンブルク地方裁判所が 2024 年 9 月に判決を下した。この裁判では、データセットの作成及び利用が著作権例外規定に該当するかどうか争点となり、裁判所は初めて、EU の法制度が定める TDM 制限規

²⁵⁰ Bundesregierung, Interview zum Forschungsprojekt „Fake-ID“, <https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/ki-gegen-deep-fakes-2274090>

²⁵¹ Openjur, LG Hamburg, Urteil vom 27.09.2024 - 310 O 227/23, <https://openjur.de/u/2495651.html>

定を生成 AI が利用するトレーニングデータセット自体に適用した。この判決は AI 開発企業の今後の実務指針に影響を与えると注目されている。

本件は、写真家のロベルト・クネシュケ氏が非営利団体 LAION に著作権の侵害を訴えた裁判である。LAION は、AI 分野の研究を促進することを目的として無償でデータセットを提供している団体で、「LAION 5B」という画像とテキストの約 60 億セットから構成されるデータセットを作成した。そのうちのひとつの画像がクネシュケ氏のものだった。同氏は「Bigstock」というウェブサイトに作品をアップロードしており、LAION はこのサイトからクネシュケ氏の画像を取得したが、Bigstock の利用規約には、画像を自動化プログラムに使用してはならないと記されていた。

なお、ドイツの 1965 年 9 月 9 日の著作権及び著作隣接権に関する法律 (UrhG) の第 44b 条は、オンラインでアクセス可能な著作物について、機械可読形式で示すことで TDM への利用を留保することができると定めている。ただし、研究目的の TDM には同第 60d 条が制限規定を定めており、著作者による権利留保が認められていない。

ハンブルク地方裁判所は、LAION による画像データの複製は、この第 60d 条の制限規定に該当すると判断した。同団体が無償でデータを公開しており、その提供先には生成 AI の研究者が含まれるとの見解を示している。

また汎用目的 AI モデルのプロバイダの義務を定めた EU の AI 規則第 53 条 1.(c)が、DSM 著作権指令の第 4 条に定められたテキストおよびデータマイニングのための例外または制限を遵守するためのポリシー策定を定めていることから、LAION が手掛けるような AI トレーニングのためのデータセット作成をテキストデータマイニングの範囲内と考えていることの証拠であるとの解釈も示した²⁵²。

一方で、本判決に対して懐疑的な見解を示す有識者は少なくない。本判決は、ありとあらゆるデータセットが研究目的の TDM と位置づけられると解釈し得る余地を生み出した。しかしながら、この解釈に基づくと、ドイツの著作権法の第 44b 条が定める TDM に対する権利の留保は一切機能しないことになる。本判決はあくまでも第一審によって示されたものに過ぎず、今後の精査が求められていくことになる見込みであるとの見解を示す有識者が存在する²⁵³。

② AI システム DABUS を発明者とする特許出願を拒絶²⁵⁴

著作権ではないが、参考になり得る事例として本件を取り上げる。ドイツ連邦裁判所

²⁵² Foto-graf muss Nutzung seines Bildes in KI-Legal Tribute Online, Daten-bank dulden, <https://www.lto.de/recht/hintergruende/h/kuenstliche-intelligenz-ki-urheberrecht-text-data-mining-lg-hamburg-310o22723>

²⁵³ Alexander Bach 氏とのヒアリングによる

²⁵⁴ Legal Tribute Online, KI kann nicht "Erfinder" sein, <https://www.lto.de/recht/nachrichten/n/xzb522-bgh-kuenstliche-intelligenz-erfinder-ai-dabus-patentrecht>

(BGH) は AI システムの DABUS を発明者とする特許出願を否定した²⁵⁵。この判決は、人間のみが特許法上の発明者として認定されるべきであるとの立場を再確認したものである。AI は、ドイツ特許法 (PatG) 第 37 条 (1) が定義する発明者にはなれないとの見解が示された。AI の法的地位やその利用に関する法制度が進化する中で重要な影響を及ぼす判決で、技術者や企業にとっては、AI 利用のリスクと法的制限を考慮する必要性が高まっている。

DABUS (Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentence) は米国の研究者スティーブン・ターラー氏が開発した AI システムである。DABUS は食品・飲料容器の特許出願で発明者として名を連ねる予定だったが、ドイツ特許商標庁 (Deutsches Patent- und Markenamt, DPMA) はこれを却下した。DPMA によれば、「発明者」として名を連ねることができるのは自然人のみである。

ターラー氏はこれに対して連邦特許裁判所 (Bundespatentgericht, BPatG) に上訴した。同氏は様々な請求を行ったが、そのひとつが、発明者の指定を「人工知能 DABUS に発明をさせたスティーブン・ターラー」と補足することであった。BPatG は、この文言が特許法 (PatV) 第 7 条 (2) に基づく指定に関する法的要件に適合するとして、最終的にこの文言を発明者として認めた²⁵⁶。

連邦裁判所によれば、AI は人間の影響を受けずに何かを発明することはできない。AI が使用されたという付記は、「DABUS が共同発明者として指名されたのではなく、単なる手段として指名された」ことを示すに過ぎないことになるという。

(3) 第三者の意見聴取に関する制度の導入状況と概要

ドイツの連邦憲法裁判所法の第 27a 条は、連邦憲法裁判所において、同裁判所の要請を受けて、公共団体や法学研究者などが意見を提出することができると定めている²⁵⁷。また行政裁判所規則の第 65 条は、行政裁判所において、正当な利害があると見なされた第三者を招集することができると定めている²⁵⁸。さらには民事訴訟においても、事実関係に基づく利害に加えて法的な利害があると認められた第三者を招集できる場合がある。

しかしながら、第三者の意見を聴取したとしても、裁判所は第三者が示した見解とは全く異なる判断を下すことができる²⁵⁹。

²⁵⁵ 2024 年 6 月 11 日、事件番号 X ZB 5/22

²⁵⁶ 2021 年 11 月 11 日決定、ファイル番号 11 W (pat) 5/21)

²⁵⁷ Bundesministerium der Justiz, Gesetz über das Bundesverfassungsgericht (Bundesverfassungsgerichtsgesetz - BVerfGG), <https://www.gesetze-im-internet.de/bverfgg/BJNR002430951.html>

²⁵⁸ Bundesministerium der Justiz, Verwaltungsgerichtsordnung (VwGO), https://www.gesetze-im-internet.de/vwgo/_65.html

²⁵⁹ Alexander Bach 氏とのヒアリングによる

3. フランス

(1) AI 技術の進展に応じた規制の在り方やその他の動向

フランスでは、令和 5 年度調査で取り上げた著作権法に基づく法規制に目立った進展は見られない。以下ではその他関連する動向を取り上げる。

①CNIL が AI に関する課題についての意見公募を実施

フランス共和国データ保護機関（La Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés, CNIL）は、2024 年 4 月、関連業界関係者との協議を経て、AI システムの開発に関する最初のガイダンスを発表した。同勧告は、AI システムの開発における原則の適用のあり方に関する質問に答えている。また科学研究、データベースの再利用、データ保護影響評価²⁶⁰に適用される特定の規則を明示している。

この取り組みの一環として、さらなる疑問に対する追加的な回答を提供するために、CNIL は 2024 年 7 月に主に個人情報保護と AI 利用に関する意見公募を開始し、10 月に締め切った。この意見公募が対象とするテーマは以下の通りである²⁶¹。

- ・ 正当利益²⁶²と AI システム開発の法的根拠
- ・ 正当利益：オープンソースモデルについて
- ・ 正当利益：ウェブスクレイピングについて
- ・ データ主体への情報提供
- ・ データ主体の権利行使の尊重と促進
- ・ データのラベル付け
- ・ AI システムの安全な開発の確保

この意見公募結果を受けて、CNIL は 2025 年 2 月、新たなガイダンスを発表した²⁶³。AI 利用における個人情報保護のあり方などについて定めており、トレーニング・データとして個人情報が用いられ、AI システムによって記録される場合は、その情報を用いられた個人に対してその旨を通知すべきとし、プロバイダが該当する個人に通知できない場合は公開情報のみを参照することなどを提起している。

²⁶⁰ Data Protection Impact Assessments (DPIAs)。GDPR で定められた枠組みとなる。

²⁶¹ CNIL, [Closed] Artificial intelligence: the CNIL opens a new public consultation on the development of AI systems, <https://www.cnil.fr/en/closed-artificial-intelligence-cnil-opens-new-public-consultation-development-ai-systems>

²⁶² データ主体の同意に加えて、企業が個人データを処理する際の適法性の根拠を意味する。GDPR で定義されている。

²⁶³ CNIL, AI and GDPR: the CNIL publishes new recommendations to support responsible innovation, <https://www.cnil.fr/en/ai-and-gdpr-cnil-publishes-new-recommendations-support-responsible-innovation>

②首相が生成的 AI 委員会を設置

エリザベット・ボルヌ首相は、2023 年 9 月 19 日、生成的 AI 委員会を発足させた。この委員会には、文化、経済、技術、研究といった様々な分野の関係者が集まり、政府に対して情報を提供する。議長 2 人と委員 13 人で構成される委員会のメンバーの中には、Google 社やフランスの AI 企業である Mistral 社の幹部が含まれている。

政府の発表によると、フランスは 2018 年に第 1 期 AI 国家戦略を打ち出し、この分野における競争力を高めてきた。生成的 AI 委員会は、その過程で浮き彫りにされた新たな課題の解決に向けて、議論を進めていくための枠組みとなる²⁶⁴。

③下院の調査団が生成 AI の課題に関する調査報告書を発表

フランスの下院（国民議会）の調査団が、2024 年 2 月、個人情報保護と生成 AI 利用の課題に関する報告書を発表し、多くの提言を行った。

同調査団は、一般データ保護規則（General Data Protection Regulation, GDPR）やデジタルサービス法（Digital Service Act, DSA）といった EU またはフランスで導入されている現行の法規制だけでは、生成 AI に関する課題をすべて網羅することはできないとの見解を示している。とりわけ個人情報保護と AI 生成コンテンツ利用のあり方に対しては様々な課題が残されていると述べている²⁶⁵。

(2) AI と著作権をめぐる訴訟等

①仏作家協会が AI 利用で Meta を提訴

出版社や作家などの権利保護を目的として設立された 3 団体が、2025 年 3 月、AI トレーニングを目的として無断で大量の著作物を利用したとして、Meta を相手取り、パリの裁判所に提訴した。

なお、Meta は、同社が開発する大規模言語モデル Llama のトレーニングを目的として、フランス語で書かれたものを含む 20 万冊の書籍の全文を含んだデータベースを活用していることを認めている²⁶⁶。

②生成 AI 型チャットボットに制裁金

フランスの競争委員会（L'Autorité de la concurrence）は、2024 年 4 月、生成 AI 型チャットボットである Bard（現 Gemini）が、無断で各メディアの記事を使用したとして、

²⁶⁴ Site officiel du Gouvernement, Comité de l'intelligence artificielle générative, <https://www.info.gouv.fr/communiqu/comite-de-lintelligence-artificielle>

²⁶⁵ Ministère de l'Économie et des Finances, Lettre de la DAJ – Rapport d'information sur l'intelligence artificielle générative et les données personnelles, <https://www.economie.gouv.fr/daj/lettre-de-la-daj-rapport-dinformation-sur-lintelligence-artificielle-generative-et-les-donnees>

²⁶⁶ France24, French authors and publishers take on Meta for using their books to train AI, <https://www.france24.com/en/france/20250312-french-authors-publishers-take-on-meta-using-their-books-to-train-ai>

開発元である Google に対して 2 億 5000 万ユーロの罰金を科すと発表した。同局によると、Google は事実関係については争わない姿勢を示した上で、不十分な点の改善に向けた一連の是正措置を提案している²⁶⁷。

フランスでは、生成 AI 技術の台頭以前から、検索結果や SNS におけるニュースコンテンツ利用などについて、大手オンライン・プラットフォームに対して適切な支払いを求める動きが活発化している。その一環として、フランスの競争委員会はオンライン・プラットフォームと利害当事者とが協議を行うべきなどと定めた DSM 著作権指令及び本指令に伴うフランスの知的所有権法典の改正を踏まえて同委員会が求めた要求を遵守しなかったとして、2021 年にも Google に対して 5 億ユーロの制裁金を科していた。Google は最終的に制裁金を受け入れ、仏メディアとの協議を行う姿勢を示したものの、実際には適切な協議が行われていなかったために今回の措置に至ったという²⁶⁸。

(3) 第三者の意見聴取に関する制度の導入状況と概要

フランスの司法制度においては、法的に位置付けられた第三者の意見聴取に関する制度はない²⁶⁹。

ただし、フランスの憲法院（Conseil constitutionnel）には、慣例的な制度として用いられてきた「狭き門（Porte étroite）」がある。合憲性審査などにおいて、企業、団体、個人などが憲法院に提出する文書を指し、公式な効力を持たないが、審査の透明性を保つことを目的として取り入れられ、近年発展してきている。

2017 年 2 月からは外部寄与（Extérieures Contributions）として名称を変え、文書の一覧をウェブサイト上で公開する取り組みを開始した。憲法院に対して自発的に送られるこの外部寄与は、公式文書としての性質を持たないため、憲法院はこれらの文書に対して回答する義務を負わない。²⁷⁰

²⁶⁷ L'Autorité de la concurrence, Related rights: the Autorité fines Google €250 million for non-compliance with some of its commitments made in June 2022, <https://www.autoritedelaconcurrence.fr/en/press-release/related-rights-autorite-fines-google-eu250-million-non-compliance-some-its>

²⁶⁸ The Guardian, Google fined €250m in France for breaching intellectual property deal, <https://www.theguardian.com/technology/2024/mar/20/google-fined-250m-euros-in-france-for-breaching-intellectual-property-rules>

²⁶⁹ Nicolas Binctin 氏とのヒアリングによる

²⁷⁰ Conseil constitutionnel, Le Conseil constitutionnel rendra désormais publiques les contributions extérieures qu'il reçoit dans le cadre de son contrôle a priori des lois <https://www.conseil-constitutionnel.fr/actualites/communiquel-le-conseil-constitutionnel-rendra-desormais-publiques-les-contributions-exterieures-qu-il-recoit>

4.英国

(1) AI 技術の進展に応じた規制の在り方やその他の動向

令和 5 年度調査以降の動きとして、2024 年 12 月 17 日から 2025 年 2 月 25 日の 10 週間にかけて、商業目的での AI 学習のために著作物を利用可能としつつ、権利者が権利を留保することを可能とする規定の導入等に関する政府の意見募集が行われた²⁷¹。具体的には以下の 4 つの選択肢を提示している。

図表 53 英政府が提案した 4 つの選択肢²⁷²

選択肢 0：現状維持

権利者の管理権限、生成 AI 企業に対するデータのアクセス権、透明性の確保などの強化や明確化を行わない。

選択肢 1：著作権の強化

明確な許可や同意を取得した場合のみ、著作物を TDM に利用することを可能とする。なお、英政府はこの選択肢が英国から競争力を奪うとの見解を同時に示している。

選択肢 2：TDM に関する例外規定の強化

著作権者の許諾なしで、商業目的を含めた商業目的を含めた TDM を可能にするという内容で、2022 年に政府が提案後に撤回した内容と同様の提案を行っている。

選択肢 3：商業目的での AI 学習のために著作物を利用可能としつつ、権利者が権利を留保することを可能とする規定の導入

この仕組みを成立させるためには、生成 AI 企業がデータの出所などの透明性を確保させることが必須となる。

2025 年 1 月には、AI 機会行動計画（AI Opportunities Action Plan）を発表した²⁷³。経済成長や技術革新の促進または公共サービス効率化の実現に向けた AI の活用手段を特定するため、2024 年 7 月に起業家のマット・クリフォード氏に策定を委託していた計画の公表という形式となっている。AI 利用を規制するための法制度についての言及は少なく、英政府が経済成長に向けた AI 利用の促進を志向していることが伺える内容となっている²⁷⁴。

²⁷¹ Gov.uk, Copyright and Artificial Intelligence, <https://www.gov.uk/government/consultations/copyright-and-artificial-intelligence/copyright-and-artificial-intelligence>

²⁷² Intellectual Property Office, Copyright and AI: Consultation, https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6762c95e3229e84d9bbde7a3/241212_AI_and_Copyright_Consultation_print.pdf

²⁷³ Gov.uk, AI Opportunities Action Plan, <https://www.gov.uk/government/publications/ai-opportunities-action-plan/ai-opportunities-action-plan>

²⁷⁴ Bird&Bird, What is the impact of the new “AI Opportunities Action Plan” on UK AI regulation? Our 3 key insights, <https://www.twobirds.com/en/insights/2025/uk/what-is-the-impact-of-the-new-ai-opportunities-action-plan-on-uk-ai-regulation>

(2) AI と著作権をめぐる訴訟等

英国では、米国の画像代理店である Getty Image 社が、画像生成 AI システムを提供する英企業の Stability AI 社を相手取り、2023 年 1 月に高等法院に差し止めの訴えを提起して現在も係争中の訴訟を除くと、AI と著作権をめぐる目立った訴訟例は見られない²⁷⁵。

なお、Stability AI 社が保有する画像を TDM 利用したことで著作権を侵害したとする Getty Image 社の主張に対しては、Stability 社は事実と異なるとして争う構えを見せている。同社の画像生成 AI システムにおいては、プロンプトとして主にテキストと画像のいずれかを入力することができ、後者においては元画像からの変更度合いを調整できる仕組みとなっている。Stability AI 社によると、テキスト入力に関しては同一または同様のテキストを入力したとしても同一の画像が生成されるとは限らず、また TDM に利用した特定の画像が複製されることはない。さらに画像入力については、著作物を入力して著作権を侵害する画像を生成する責任はユーザーのみが負うべきであるとし、テキスト入力と画像入力のいずれの場合も同社は著作権を侵害していないと主張している²⁷⁶。

また 2024 年 11 月には、Getty Image 社と契約を締結する 5 万人以上の写真家を代表する米国在住の写真家が Stability AI に対する集団訴訟を提起した。しかしながら、ロンドンの高等裁判所は、TDM に利用されたデータが明らかでない現況においては、集団訴訟に名を連ねた写真家たちの原告として該当性を判断できないなどの理由を挙げて、2025 年 1 月にこの申請を却下する判断を下している²⁷⁷。

(3) 第三者の意見聴取に関する制度の導入状況と概要

裁判所における民事及び刑事手続きの規則に対する補足的プロトコールを定めた行動指針（Practice Direction）の 3F には、助言者（以前は「アミカス・キュリエ」と呼ばれていたものの相当）の任命を要求することについてのガイダンスが記載されている。その第 3 条と第 4 条では、助言者の役割を以下のように定めている。

図表 54 行動指針が定める助言者の役割

第 3 条

関連する議論についての審理を経ずに法律について重要かつ困難な決定が下される恐れがあるときは、裁判所は助言者の支援を求めることができる。その際は法務長官が助言者

²⁷⁵ Jonathan Coote 氏とのヒアリングによる

²⁷⁶ Pinsent Masons, Getty Images v Stability AI: the implications for UK copyright law and licensing, <https://www.pinsentmasons.com/out-law/analysis/getty-images-v-stability-ai-implications-copyright-law-licensing>

²⁷⁷ Royal Court of Justice, Neutral Citation Number: [2025] EWHC 38 (Ch), <https://www.judiciary.uk/wp-content/uploads/2025/01/Getty-Images-and-others-v-Stability-AI-14.01.25.pdf>

を任命することができる。

第4条

その助言者は代理人ではないことには留意しなければならない。その役割は、関連法や裁判における事実に関して、裁判所に対する支援を提供することになる。一般的には助言者は証拠を示したり、尋問を行ったり、捜査を行うことを求められることはない。刑事訴訟で被告が代理人を拒否したとの理由だけで助言者からの支援を求めることは適切ではない。

しかしながら、実際には、英国では新しい技術等に関する訴訟において、この制度が活用されることは一般的ではない²⁷⁸。

²⁷⁸ Jonathan Coote 氏とのヒアリングによる

5.米国（連邦・各州）

（1）AI技術の進展に応じた規制の在り方やその他の動向

米国では、令和 5 年度調査で取り上げた著作権法に基づく法規制に目立った進展は見られない。以下ではその他関連する動向を取り上げる。

①米国著作権局の報告書続編が発表

2024 年 7 月に米国著作権局（United States Copyright Office）より発表した「著作権と人工知能報告書 パート 1：デジタル・レプリカ(Copyright and Artificial Intelligence Report Part 1: Digital Replicas)」に続き、2025 年 1 月には同局が「パート 2：著作物性 (Report Part 2: Copyrightability)」を発表した²⁷⁹。

AI 生成物に対する著作物性に関する課題を取り上げた同報告書によると、同局が新たな情報請求告示制度を通じて収集した 1 万以上のコメントの多くが、AI システムのみが関わった制作物には著作権が適用されないとの見解を示している。一方で人間と AI システムの双方が関与した制作物の扱いについては見解が分かれ、また関与形態や人間または AI システムの関与の度合いによっても既存の法制度において著作権が適用されるか否かが変わり得るとの考えが示された。

こうした背景を踏まえ、同局は以下の結論を示している。

- ・ AI 生成物の著作物性に関する課題は既存法への準拠を通じて解決可能であり、法規制の変更は必要とされていない。
- ・ 人間の代理としてではなく、補助的な役割として利用される AI ツールは、成果物に対する著作権保護に影響を与えない。
- ・ AI によって生成された要素を一部含んでいたとしても、人間の著作者によって制作された作品における独自の表現は著作権によって保護される。
- ・ AI のみが関与した生成物または表現的な要素に関して人間の管理が十分に及ばない作品は著作権で保護されない。
- ・ AI 生成物に対して人間の関与がどれほどあれば著作物性を認められるかについては、個別的な検討が必要とされる。
- ・ 現時点で一般的に利用可能な技術の機能を踏まえると、プロンプト自体が単体で十分な管理権限を有しているとは見なすことはできない。
- ・ AI 生成物の中に認識可能な著作物性がある場合は、人間の著者が著作権による保護を受けることができる。また成果物における各要素の選別、調整、配置または修正において認識可能な著作物性が認められる場合も同様である。

²⁷⁹ United States Copyright Office, Copyright and Artificial Intelligence Part 1: Digital Replicas, <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-2-Copyrightability-Report.pdf>

- ・ AI 生成コンテンツについて著作権の拡大または独自の保護体系は必要とされていない。

①カリフォルニア州の AI 関連法

著作権との関連性は低い内容も含まれているものの、米国の州単位の状態を把握することを目的として、米国のテクノロジー産業の中心地であり、AI 関連法が活発なカリフォルニア州の状態を以下に示す。

2024 年 9 月、カリフォルニア州知事は複数の AI 関連法案に署名を行った²⁸⁰。主なものは次の通りである。

I AB2013²⁸¹

2026 年 1 月 1 日から施行される。生成 AI 開発者が AI によるシステムやサービスのためにトレーニングに使用したデータに関する全てのドキュメントを開発者の Web 上に公開することを義務付けた。義務付けられたドキュメントの項目は以下の通りである。

- ・ データの所有者、情報源
- ・ AI サービスまたはシステムに活用する目的
- ・ 活用するデータポイント、または推計値
- ・ データポイントの種類
- ・ データが公開情報か、または著作権・商標・特許で保護された情報を含んでいるかどうか
- ・ データが購入されたものか、またはライセンスを供与されたものかどうか
- ・ データに個人情報が含まれているかどうか
- ・ データに消費者に関する集計情報を含んでいるかどうか
- ・ データは AI 開発者によって最適化、変更処理などがなされているか、またなされている場合の目的
- ・ データの収集期間
- ・ AI でデータの使用が開始された日付
- ・ AI のシステムまたはサービスにおいてデータの合成等を行っているかどうか

II SB896²⁸²

本州法は、2024 年 9 月の成立後に施行された。主要な AI 開発、運営企業と協力し、大量死傷事件につながる可能性のあるものも含め、生成型 AI の使用によってカリフォルニア州の重要なインフラにもたらされる潜在的な脅威のリスク分析を毎年行い、カリフォルニア

²⁸⁰ Jetro, 米カリフォルニア州知事、新たな AI 法案に署名、学習データ開示とプライバシー保護を強化,
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/10/ea513ced0c42a432.html>

²⁸¹ Leginfo Legislative Information, AB-2013 Generative artificial intelligence: training data transparency,
https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2013

²⁸² California Legislative Information, SB-896 Generative Artificial Intelligence Accountability Act,
https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB896

州知事室緊急サービス局（California Governor's Office of Emergency Services, CalOES）、議会及び州知事に報告書の提出を義務付ける。

IVAB3030²⁸³/SB1120²⁸⁴

2024 年 9 月の成立後に施行されたヘルスケア関連の 2 つの法律についても、AI の利用について規制を設けた。AB3030 では医師や医療施設、診療所などで患者とのコミュニケーションや臨床情報のやり取りを行う際に生成 AI を活用した場合、その内容を患者に示すことを義務付けている。

SB1120 では医療保険を含む医療サービスの提供者は AI やアルゴリズム、ソフトウェアツールを用いる場合、それらの判断を医師や医療専門家の判断にとって代わることはできないと定め、この作業を完全自動化することは行政処罰の対象となると定めている。

VAB1831²⁸⁵/SB1381²⁸⁶

現行法では 18 歳未満に対して禁止している性的描写に関する制作、開発、複製、配布、または所有を禁止しているが、2024 年 9 月の成立後に施行された AB1831 及び SB1381 では生成 AI によって生成された上記のようなデジタルコンテンツも規制の対象とするよう定めている。

VIAB2876²⁸⁷/SB1288²⁸⁸

2024 年 9 月の成立後に施行された AB2876 は、AI の仕組み及び限界、影響、倫理的配慮や使用方法に関連する知識やスキルを定義し、教育委員会に対して、AI リテラシーの教育に関するコンテンツを数学、科学、歴史・社会科学のカリキュラムに組み込む検討を行うよう義務付けている。

また SB1288 ではワーキンググループを作成することを教育長に義務付け、教育における AI の安全で効果的な活用を行うためのガイダンスを作成し、生徒及び教育者の両方に対し

²⁸³ California Legislative Information, AB-3030 Health care services: artificial intelligence, https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB3030

²⁸⁴ California Legislative Information, SB-1120 Health care coverage: utilization review, https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB1120

²⁸⁵ California Legislative Information, AB-1831 Crimes: child pornography., https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB1831

²⁸⁶ California Legislative Information, SB-1381 Crimes: child pornography, https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202320240SB1381

²⁸⁷ California Legislative Information, AB-2876 Pupil instruction: media literacy: artificial intelligence literacy: curriculum frameworks: instructional materials.(2023-2024), https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2876

²⁸⁸ California Legislative Information, SB-1288 Public schools: artificial intelligence working group., https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB1288

て利益をもたらし、かつ悪影響を与えないモデルポリシーの作成を義務付けた。

②連邦議会における法案提出の動き

米国の連邦議会では 2023 年～2024 年にかけて、AI 関連法案が多数提出されたものの、各法案の成立に向けた見通しは不透明である。なお、下記で取り上げたいずれの法案もその後具体的な進展は見られてない。

・ No AI Fraud Act 法案²⁸⁹

声や肖像に対する個人の財産権を規定し、ディープフェイクを含む AI の悪用からアイデンティティを保護するために訴訟を起こす法的根拠を与えることを目的としている。

・ Preventing Deep Fake Scams Act²⁹⁰

AI を利用して詐欺行為を働いたり、消費者データや個人情報を盗んだりする悪質な行為から生じるリスクを避けるため、金融サービス部門における AI に関するタスクフォースを設立し、関連の問題について議会への報告を義務付ける。

・ Protect Elections from Deceptive AI Act²⁹¹

いかなる団体も、選挙に影響を与えたり資金を募ったりする意図を持って、連邦公職候補者の AI 生成メディアを故意に配布したり、連邦選挙活動を行ったりすることを禁止する。

・ AI Disclosure Act of 2023²⁹²

AI によって生成された出力には、その出力が AI によって生成されたことを示す特定の開示を添付することを義務付ける。

・ Candidate Voice Fraud Prohibition Act²⁹³

1971 年の連邦選挙運動法を改正し、候補者の声を偽装し、その評判を傷つけたり、有権者を欺くことを意図した、AI 生成音声を含む一部の政治的コミュニケーションの配信を禁止する。

・ Algorithmic Accountability Act²⁹⁴

重要な決定を行うために自動決定システムを使用する一部の企業に、そのようなシステム

²⁸⁹ Congress.gov, H. R. 6943, <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/6943/text?s=3&r=1&q=%7B%22search%22%3A%22No+ai+fraud+act%22%7D>

²⁹⁰ Congress.gov, H.R.5808 - Preventing Deep Fake Scams Act, <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/5808/text?s=1&r=59>

²⁹¹ Congress.gov, S.2770 - Protect Elections from Deceptive AI Act, <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/2770/text?s=1&r=1&q=%7B%22search%22%3A%22deceptive+AI%22%7D>

²⁹² Congress.gov, H.R.3831 - AI Disclosure Act of 2023, <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/3831/text>

²⁹³ Congress.gov, H.R.4611 - Candidate Voice Fraud Prohibition Act, <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/s/house-bill/4611/text?s=1&r=53>

²⁹⁴ Congress.gov, S.2892 - Algorithmic Accountability Act of 2023, <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/2892/text>

が消費者に与える影響を報告することを義務付ける。

- ・ Federal Artificial Intelligence Risk Management Act²⁹⁵

米国国立標準技術研究所(NIST)の自主的な AI リスク管理フレームワークを政府機関に対して法的拘束力を持つものにする。

- ・ TEST AI Act of 2023²⁹⁶

NIST に、エネルギー省と連携してテストベッドを作成し、信頼できる AI ツールを推進し、そのようなツールの開発における省庁間の連携を改善するようことを求めている。

- ・ Artificial Intelligence Environmental Impact Act 2024²⁹⁷

NIST に、AI の環境に対する影響を測定および報告するための基準を策定し、その基準に基づき、AI 開発者が報告を行うための自主的な枠組みを作成することを求めている。

- ・ No Robot Bosses Act²⁹⁸

雇用主による自動意思決定システムの特定使用を禁止し、雇用主にその使用方法と使用時期の開示を義務付け、関連する従業員などに対する保護を追加することを目指している。

③米政府関連機関の動き

バイデン大統領政権では安全性、プライバシー、公民権などを保護することを基本原則とし、AI 開発者に安全性テストの実施と結果の報告を義務付けていた。一方で 2025 年 1 月に発足したトランプ大統領政権は、就任直後から言論の自由を促進することの重要性を説いており、1 月 23 日には AI に対する規制緩和を指示する大統領令を発表した²⁹⁹。

なお、連邦法の制定がされなければ州法の重要性が高まると考えられるが、既に 45 州が AI 関連の法案を 2024 年末までに提出している。

2024 年における米政府関連機関のその他の主な動きは以下の通りである。

- ・ National Security Memorandum on AI (October 2024)³⁰⁰³⁰¹

2024 年 10 月にバイデン大統領により発せられた国家安全保障覚書となる。国家の基本的

²⁹⁵ Congress.gov, S.3205 - Federal Artificial Intelligence Risk Management Act of 2023, <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/3205>

²⁹⁶ Congress.gov, S.3162 - TEST AI Act of 2024, <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/3162/text>

²⁹⁷ Congress.gov, S.3732 - Artificial Intelligence Environmental Impacts Act of 2024, <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/3732/text>

²⁹⁸ Congress.gov, S.2419 - No Robot Bosses Act, <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/2419/text>

²⁹⁹ White House, Removing Barriers to American Leadership in Artificial Intelligence, <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/removing-barriers-to-american-leadership-in-artificial-intelligence/>

³⁰⁰ Brookings, 1 year later, how has the White House AI Executive Order delivered on its promises?, <https://www.brookings.edu/articles/one-year-later-how-has-the-white-house-ai-executive-order-delivered-on-its-promises/>

³⁰¹ AI.gov, <https://ai.gov/actions/>

価値観と一致するように適切な安全策を確立しながら米国の国家安全保障に役立つイノベーションを活性化することを掲げている。

・ Memorandum of the head of Executive Department and Agencies³⁰²

2024 年 10 月に連邦行政部の責任者が発した覚書となる。連邦政府機関が AI システムなどを調達する際に、リスクとパフォーマンスを適切に管理し、市場競争を促進し、関連するビジネスプロセスを統制及び管理するための構造を実装することを保証する。

・ National AI Research Resource (NAIRR) Pilot³⁰³

様々な分野の研究者や学生が AI 関連基盤の整備方策について検討を行っている国立 AI 研究リソースタスクフォースは、2023 年 1 月、AI の研究開発に不可欠なリソースへのアクセスを拡大する国家研究インフラを構築するためのロードマップを発表した。

。

③第二期トランプ大統領政権による AI 規制の変化

バイデン大統領政権では安全性、プライバシー、公民権などを保護することを基本原則とし、AI 開発者に安全性テストの実施と結果の報告を義務付けていた。一方で 2025 年 1 月に発足したトランプ大統領政権は、就任直後から言論の自由を促進することの重要性を説いており、1 月 23 日には AI に対する規制緩和を指示する大統領令を発表した³⁰⁴。

(2) AI と著作権をめぐる訴訟の概要

①The Intercept v. OpenAI, Inc.

2024 年にインターネットメディアを発信・運営する The Intercept(原告)が OpenAI, Inc.(被告)に対し、著作権法とりわけデジタルミレニアム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act, DMCA) に違反しているとして提訴した。

被告が自社の AI トレーニングとして、原告が作成した記事を無断で使用したことを理由としている。またトレーニング・データから著作権管理情報 (Copyright Management Information, CMI) が削除されており、デジタルミレニアム著作権法に違反すると指摘した。さらにはこれらの被告の行為により、原告の記事における商業的価値が損なわれたと主張した。

この裁判における主な争点は、①CMI が削除されており、記事の内容や文章のスタイルが酷似している点、②AI のトレーニング目的で使用する場合、フェア・ユースに該当す

³⁰² White House, Memorandum for the Heads of Executive Departments and Agencies, <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2024/10/M-24-18-AI-Acquisition-Memorandum.pdf>

³⁰³ <https://www.whitehouse.gov/ostp/news-updates/2023/01/24/national-artificial-intelligence-research-resource-task-force-releases-final-report/>

³⁰⁴ White House, Removing Barriers to American Leadership in Artificial Intelligence, <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/removing-barriers-to-american-leadership-in-artificial-intelligence/>

るかどうか、③記事の商業的価値が損なわれているか、となった。

判決は①に対しては意図的に CMI を削除したことを立証できず、また著作権を侵害する目的で削除したという立証ができず、証拠不十分として却下した。②と③については継続して審理が行われている。今後の判決によって、AI トレーニングにおけるメディア記事などの取り扱いや商業的価値が変わる可能性があり、どのような判決が下されるかに注目が集まっている³⁰⁵。なお、New York Times v. OpenAI (2024) においても類似した争点で訴訟が行われている。

②その他

2023 年から 2024 年にかけて米国では多くの AI 利用からの著作権保護を目的とした訴訟が起きた。中には、有名人や著名企業が原告となったことなどを理由として一般メディアにも報道されたことで注目を集めたものもある。これらの訴訟一覧を別表にまとめた³⁰⁶。

なお、2025 年 1 月時点では、いくつかの申し立てが取り下げられたものはあるものの、最終的な判決が下されるまでに至った例は、これまでのところ存在していない。途中で和解が成立したり、訴訟自体が取り下げられたりすることはあるが、最終的に裁判所による判決が示されるまで審理が継続した事例は確認されていない。

³⁰⁵ NiemanLab, Core copyright violation claim moves ahead in The Intercept's lawsuit against OpenAI, <https://www.niemanlab.org/2024/11/copyright-claim-moves-ahead-in-the-intercepts-lawsuit-against-openai/>

³⁰⁶ 2024 年 12 月に東京で開催された「第 2 回 U.S.-Asia 国際著作権シンポジウム (Second Annual US-Asia Comparative Copyright Law Roundtable, Current AI + Copyright Cases)」で発表された内容に基づき、追加調査を行った

図表 55 2023 年から 2024 年にかけて AI 利用からの著作物の保護を目的として米国で起きた訴訟

表題	提訴日	裁判所	原告	被告	訴えの主な内容など	著作物の形態
Andersen v. Stability AI	2023.01	カリフォルニア州北部地区連邦 地方裁判所	アンダーセン氏を含む複数の芸術家	Stability AI Runway AI	Stability AI が開発した Stable Diffusion と呼ばれる AI のトレーニング に、著作権者の作品が無断で使用され、さらには Runway AI がその幫助を 行い著作権を侵害したと主張。	視覚的芸術
Doe v. GitHub	2023.05	カリフォルニア州北部地区連邦 地方裁判所	匿名の集団	GitHub Open AI Microsoft	原告はかつて GitHub にプログラムコードなどを提供していた。Microsoft 社が GitHub を買収した上で OpenAI とのパートナーシップを発表し、AI アシスタントの Copilot を発売した。この Copilot がプログラムコードを提 供時に適切なクレジットを付けておらず、著作権者の権利を侵害した疑い がある。	プログラムコード
Kadrey v. Meta	2023.07	カリフォルニア州北部地区連邦 地方裁判所	キャドレーを含む作家原告団	Meta	Meta 社が開発したオープンソースの大規模言語モデルの学習において、 原告が著作権を持つ書籍の情報が含まれており、この行為が著作権の侵害 に当たるとして提訴した。	書籍・文章
Concord Music Group v. Anthropic	2023.10	カリフォルニア州北部地区連邦 地方裁判所	音楽出版社 8 社	Anthropic	Anthropic が Claude と呼ばれる生成 AI のトレーニングに著作権で保護さ れた楽曲の歌詞を無断で使用した疑いが持たれている。	音楽

Huckabee v. Bloomberg	2023.10	ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所	ハッカビー氏を含む作家原告団	Bloomberg Meta Microsoft EleutherAI Institute	被告企業が自社の AI トレーニングに原告の著作物を無断で使用したとして訴訟を起こした。これに対し、被告はフェア・ユースが適用されると主張している。	書籍・文章
Alter v. Open AI	2023.11	ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所	著作権者ギルド	Open AI Microsoft	OpenAI が自社の AI トレーニングに著作権で保護された作品を無断で使用し、著作権を侵害した疑いがある。	書籍・文章
New York Times v. Microsoft	2023.12	ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所	New York Times	Microsoft Open AI	Microsoft の Copilot および OpenAI の ChatGPT の学習過程において、New York Times が著作権を所持している何百万ものニュース記事、調査報道記事、その他コンテンツを無許可で読み込み、それらの記事を朗読、要約、表現スタイルの模倣などを行っていることが著作権侵害に当たるとして提訴した。	書籍・文章
Getty Images v. Stability AI	2024.02	デラウェア地区連邦地方裁判所 英国、ロンドン高等裁判所	Getty Images	Stability AI	フォトストック企業である Getty images は写真、イラスト、映像素材を有償で提供している企業であり、Stability AI が原告の画像を無断で AI(Stable Diffusion)の学習に使用したと訴えた。Stable Diffusion の生成した画像に原告が商品に付けているウォーターマークまで再現されていたことが発端となった。英国では高等裁判所に著作権侵害で訴え、後に米国では著作権侵害に加えて不正競争防止法違反で提訴した。	写真・画像

Intercept Media v. Open AI	2024.02	ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所	Intercept Media	Open AI Microsoft	自社の AI トレーニングとして原告の作成した記事が無断で使用されていたと主張。またトレーニング・データから著作権管理情報 (Copyright Management Information, CMI) が削除されており、DMCA に違反すると主張した。	書籍・文章
Nazemian v. Nvidia	2024.03	カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所	ナゼミアン氏を含む複数名(作家)	NVIDIA	被告が自社の AI (NeMo Megatron-GPT) のトレーニングにおいて、原告が著作権を所持する書籍を許可なくコピーしたとして、著作権侵害の疑いで提訴した。	書籍・文章
O'Nan v. Databricks	2024.03	カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所	オナン氏を含む 3 名	Databricks	MosaicML (当時) が AI トレーニングの際に原告の著書を許可なく使用していた。その後 MosaicML は Databricks に買収されたため、両社に対して著作権侵害とサービスの差し止め等を求めている。	書籍・文章
Daily News v. Microsoft	2024.04	ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所	新聞社 8 社	Open AI Microsoft	Chat GPT や Copilot の商業的価値向上のため、原告の著作権で保護された膨大な記事を無許可且つ無償で使用したことにより著作権を侵害した疑いがある。	書籍・文章
In re OpenAI ChatGPT Litigation	2024.04	カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所	ノンフィクション作家の原告団	Open AI Microsoft	Open AI が自社の AI サービス向上を目的とした AI のトレーニングに原告が著作権を持つ作品が無断で使用されているとして、著作権の侵害を理由に提訴した。	書籍・文章

Main Sequence v. Dudesy	2024.04	カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所	Main Sequence（コメディアン の故ジョージ・カーリンの遺産管理団 体）	コメディポッドキャスト （Dudesy）の運営者	被告はポッドキャストにて取り上げるコンテンツを作成するにあたり、故 ジョージ・カーリンを模倣した AI によって無許可でコメディ番組を作成し た。これに対し原告は著作権及びパブリシティ権の侵害に当たるとして提 訴し、作成した番組をインターネットから永久に削除し、許可なくカーリ ン氏の画像、声、肖像を使用しないことを求めた。	故人のコメディアンにお ける声、肖像、その他著 作権とパブリシティ権
Zhang v. Google	2024.04	カリフォルニア州北部地区連邦 地方裁判所	ザング氏を代表とする画家の集団	Google	Google が提供するテキストから画像を生成する AI サービスの初期学習に おいて、複数のアーティストの作品が無許可で使用されているとして集団 訴訟を起こした。	視覚的芸術
Makkai v. Databricks	2024.05	カリフォルニア州北部地区連邦 地方裁判所	マカイ氏（作家）	Databricks	被告は自社の AI トレーニングにおいて、原告の著作物を無許可で使用し、 著作権を侵害したと提訴された。	書籍・文章
Center for Investigative Reporting v. Open AI	2024.06	ニューヨーク南部地区連邦地方 裁判所	調査報道センター（非営利団体）	Open AI Microsoft	調査報道センターが著作権を所持する記事などを Open AI が無断で使用し て著作権を侵害した疑いが持たれている。	書籍・文章
Leovy v. Google	2024.06	カリフォルニア州北部地区連邦 地方裁判所	作家数名	Google	Google が自社の AI（Gemini を含む）のトレーニングに際し、原告の著作 物を無断で使用したとして訴えが起こされた。	書籍・文章

UMG Recordings v. Suno	2024.06	マサチューセッツ地区連邦地方裁判所	Universal Music Sony Music Warner Music	Suno	被告は自社の音楽生成 AI サービス（Suno）の学習の際に著作権で保護された複数の音楽を読み込んでおり、実際に生成 AI によって生成された音楽はレコード会社が著作権を所持している作品に酷似しているとして提訴された。類似した音楽を生成したことには触れておらず、あくまで学習において著作物が無許可で使用された点を争点としている。	音楽
UMG Recordings v. Uncharted Labs	2024.06	ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所	Universal Music Sony Musi Warner Music	Uncharted Labs	同上	音楽
Millette v. Google	2024.08	カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所	YouTube クリエイターを代表してミレット氏	Google Alphabet	Google が自社の AI（Gemini を含む）のトレーニングに際し、YouTube に掲載されている動画から音声データを取得し、それらを用いることで不当な利益を得ていたとして提訴が起こされた。主に不当利益と不正競争が争点となっている。	音声
Millette v. NVIDIA	2024.08	カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所	YouTube クリエイターを代表してミレット氏	NVIDIA	同上	音声
Millette v. Open AI	2024.08	カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所	YouTube クリエイターを代表してミレット氏	Open AI	同上	音声

Thomson Reuters v. Ross	2024.09	デラウェア地区連邦地方裁判所	トムソン・ロイター社	Ross Intelligence	原告は法律調査プラットフォーム（Westlaw）の所有者で、被告は AI を用いた法律調査の新興企業である。原告は自身のプラットフォームにある情報を基に被告が AI のトレーニングを無許可で行い、違法にコピーを行ったと主張し、著作権の侵害及び不法妨害として提訴した。	書籍・文章・データ
Dow Jones v. Perplexity AI	2024.10	ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所	ダウ・ジョーンズ・アンド・カンパニー社	Perplexity AI	Perplexity AI が原告の出版物を許可なくコピーし引用していることにより著作権者から顧客と収益を搾取した疑いがかけられている。	書籍・文章

(3) 第三者の意見聴取に関する制度の導入状況と概要

① アミカス・ブリーフ制度の概要

米国には、アミカス・ブリーフ (Amicus Brief) ³⁰⁷ という制度がある。裁判において政府機関、非営利団体、企業、学者、弁護士といった第三者が提出する文書を差し出し、特定の判決に対して影響を与える意見や情報を提供する。情報提供を行う者をアミカス・キュリエ (Amicus Curiae) と呼ぶ。連邦裁判所では連邦控訴手続き規則第 29 条 (Brief of an Amicus Curiae) ³⁰⁸ に明記されており、州の裁判所においては州法に基づく。

この制度は 1967 年に制定された (Notes of Advisory Committee on Rules) から始まっており、現在の米国において一般的なものとなっている。主に①判決が憲法的な課題や社会政策について、または大きな経済的影響を与える場合などに関わる重大な裁判の場合、②州間の判決に一貫性を持たせるために弁護士などが他の州の判決例などを裁判官に知らせる場合、③過去に同様の裁判がなく、その判決が前例となり、今後の裁判への影響が考えられる場合、④学術有識者がその経験や知識を活かすために第三者視点で公平な情報を裁判官に知らせる場合、などに活用される。一つの裁判で複数のアミカス・ブリーフが取り上げられることも珍しくない。

② アミカス・ブリーフが提出された裁判例

米国ではアミカス・ブリーフ制度が活用された事例には事欠かないが、AI のような新技術に関する課題解決を目的として活用された事例を以下に取り上げる。

I Mobley v. Workday³⁰⁹

黒人男性のデレック・モブレイ氏は、2023 年 2 月、人材管理ソフトウェアの開発・運営を行う Workday 社が提供する AI を用いた人事プラットフォームが特定の人種、年齢、障害者を差別しているとしてカリフォルニア州北部管轄の連邦地方裁判所に集団訴訟を起こした。

モブレイ氏は、この人事プラットフォームを通じて約 100 件の求人案件に応募したものの、具体的な進展はなかった。またこれらの不採用案件では軒並みほぼ同時刻に不採用結果を通知するメールを受け取っていたため、採用選考作業が自動化されており、プラットフォーム

³⁰⁷ Smith Gambrell Russel, Why and When to File an Amicus Brief, <https://www.sgrlaw.com/ttl-articles/why-and-when-to-file-an-amicus-brief>

³⁰⁸ Legal Information Institute, Rule 29. Brief of an Amicus Curiae, : [https://www.law.cornell.edu/rules/frap/rule_29#:~:text=This%20Rule%2029\(a\)%20governs,parties%20or%20leave%20of%20court](https://www.law.cornell.edu/rules/frap/rule_29#:~:text=This%20Rule%2029(a)%20governs,parties%20or%20leave%20of%20court)

³⁰⁹ Seyfarth, EEOC Argues Vendors Using Artificial Intelligence Tools Are Subject to Title VII, the ADA and ADEA Under Novel Theories in Workday Litigation, <https://www.seyfarth.com/news-insights/legal-update-eec-argues-vendors-using-artificial-intelligence-tools-are-subject-to-title-vii-the-ada-and-adea-under-novel-theories-in-workday-litigation.html>

ームの AI に組み込まれたアルゴリズムによって差別されていると判断した³¹⁰。

この案件にて、雇用機会均等委員会 (Equal Employment Opportunity Commission, EEOC) がアミカス・ブリーフを提出し、「AI ベンダーは AI によって引き起こされた雇用差別において、直接的責任を負う」と主張した。

II REGENXBIO Inc. et al v. Sarepta Therapeutics, Inc., et al.

バイオテクノロジー企業の Regenxbio 社とペンシルバニア大学は、2023 年 6 月、バイオ医薬品企業の Sarepta Therapeutics 社が特許を侵害したとしてデラウェア州の連邦地方裁判所に訴訟を起こした。

Revenxbio 社と Sarepta Therapeutics 社は、それぞれ難病として知られるデュシェンヌ型筋ジストロフィーの治療薬の開発を行っている。Regenxbio 社は、同社が持つ特許を Sarepta Therapeutics 社が侵害していると主張していたが、2024 年 1 月に裁判所はこの特許は無効であるとの判断を示した。判決を不服とした Regenxbio 社は、同 1 月、連邦巡回区控訴裁判所に控訴した³¹¹。

これを受けて、米国知的財産法協会 (American Intellectual Property Law Association, AIPLA) は、第一審が示した Revenxbio 社の特許無効の判断に対し、バイオテクノロジー業界全体に対して不利に働く恐れがあると警告する内容のアミカス・ブリーフを提出した³¹²。

³¹⁰ Reuters, アングル：AI による採用判定に「偏見」の危険性、不当差別で訴訟も,
<https://www.reuters.com/article/opinion/-idUSKBN31K0FV/>

³¹¹ Withersworldwide, Opinion: ruling in REGENXBIO-Sarepta patent case threatens gene therapy market,
<https://www.withersworldwide.com/en-gb/insight/read/opinion-ruling-in-regenxbio-sarepta-patent-case-threatens-gene-therapy-market>

³¹² Orrick, Federal Circuit Urged in Amicus to Protect Patent Rights of Biotech Innovators,
<https://www.orrick.com/en/News/2024/05/Federal-Circuit-Urged-in-Amicus-to-Protect-Patent-Rights-of-Biotech-Innovators>

6.中国

(1) AI 技術の進展に応じた規制の在り方やその他の動向

中国では、令和 5 年度調査で取り上げた著作権法に基づく法規制に目立った進展は見られない。以下ではその他関連する動向を取り上げる。

①生成 AI 関連のサイバーセキュリティに関する法規制の整備

2024 年 4 月以降、意見募集稿（パブリック・コメント用原稿）として、「サイバーセキュリティ技術・生成型 AI データ注釈セキュリティ仕様」「サイバーセキュリティ技術・生成型 AI 事前学習と微調整データのセキュリティ仕様」「サイバーセキュリティ技術・生成型 AI サービスの安全基本要件」「サイバーセキュリティ技術・AI 生成内容のラベリング方法」といった生成型 AI のサイバーセキュリティに関するガイドライン案が公表された。いずれもこの意見募集稿を経て一連のガイドラインが制定・公布されることになる。

また生成型 AI サービスの提供は関連行政許可を取得しなければならないと規定されている。一方、海外企業による生成型 AI サービスは、外商投資³¹³に関する法律及び行政法規の規定を遵守しなければならないと示されている。

図表 56 AI に関する法規・規定等

法規・規定等名	公布時期
インターネット情報サービスにおけるディープシンセシス（深層合成）管理規定 原文：互联网信息服务深度合成管理规定	2022.11.25
情報セキュリティ技術 AI 計算プラットフォームの安全枠組み 原文：信息安全技术 人工智能计算平台安全框架	2023.05.15
生成型 AI サービス管理暫定法 原文：生成式人工智能服务管理暂行办法	2023.07.10
サイバーセキュリティ標準実践ガイド-生成型 AI サービス内容のラベリング方法 原文：网络安全标准实践指南-生成式人工智能服务内容标识方法	2023.08.25
生成型 AI サービスの安全基本要件 原文：生成式人工智能服务安全基本要求	2024.02.29
サイバーセキュリティ技術・生成型 AI データ注釈セキュリティ仕様（意見募集稿） 原文：信息安全技术 生成式人工智能数据标注安全规范	2024.04.03

³¹³ 海外の自然人、企業及びその他の組織が直接または間接的に中国国内において行う投資活動を指す。

サイバーセキュリティ技術・生成型 AI 事前学習と微調整データのセキュリティ仕様（意見募集稿） 原文：信息安全技术 生成式人工智能预训练和优化训练数据安全规范	2024.04.03
サイバーセキュリティ技術・生成型 AI サービスの安全基本要件（意見募集稿） 原文：网络安全技术 生成式人工智能服务安全基本要求	2024.05.23
AI 安全管理枠組み（1.0 版） 原文：人工智能安全治理框架 英文：AI Safety Governance Framework	2024.09.09
サイバーセキュリティ技術 AI 生成内容のラベリング方法（意見募集稿） 原文：网络安全技术 人工智能生成合成内容标识办法	2024.09.14

②生成型 AI サービスの安全基本要件

生成型 AI サービスの安全基本要件は、2023 年 10 月に公表された意見募集稿（パブリック・コメント）を経て、2024 年 2 月に正式版が公表・施行された。

基本要件は、生成型 AI サービスにおける学習データの内容に対する具体的な要件として、学習データを使用する際の知的財産権等の権利侵害リスクへの対応や、使用するモデルに関する情報開示等のあり方などを規定している。なお、本基本要件は、学習データのセキュリティ要件、モデルのセキュリティ要件、セキュリティ措置の要件、その他の要件、セキュリティ評価の要件などから構成されている。

図表 57 生成型 AI サービスの安全基本要件の構成³¹⁴（章立て）

1. 範囲
2. 規範的な引用文献
3. 術語と定義
4. 総則
5. 学習データのセキュリティ要件
6. モデルのセキュリティ要件
7. セキュリティ措置の要件
8. その他の要件
9. セキュリティ評価の要件

本要件が示す主な内容を以下に整理する。

³¹⁴ 全国网络安全标准化技术委员会, TC260-003 《生成式人工智能服务安全基本要求》发布, <https://www.tc260.org.cn/front/postDetail.html?id=20240301164054>（シード・プランニングによる仮訳）

I 知的財産権に関する要件

学習データ及び生成コンテンツの知的財産権に関する責任者を指定し、知的財産管理戦略を構築することを求めている。また学習データを使用する前に、知的財産権担当者等が学習データの知的財産権侵害の可能性を特定し、サービス提供者は権利を侵害する恐れのある学習データを使用しないと定めている。とりわけ学習データに文学や芸術作品が含まれる場合は、学習データと生成コンテンツの両方における著作権侵害の特定に重点を置くべきであることが示されている。さらに利用者サービス契約においては、生成コンテンツの利用における知的財産権に関するリスクを通知し、関連する責任について利用者と合意しなければならないとしている。

II モデルに関するセキュリティ要件

主に次の3項目が含まれる。

- ・学習プロセスにおいて、生成されたコンテンツの安全性は、生成結果の優劣を評価するための主要な指標の一つとして考慮されるべきである。
- ・利用者の入力情報の安全性を常時的に確認し、肯定的なコンテンツを生成するようにモデルを誘導しなければならない。
- ・モニタリング評価手段を構築し、モニタリング評価によって発見されたサービス提供過程における安全性の問題に対して、迅速に処理し、的確な指示による微調整と強化学習によってモデルを最適化しなければならない。

また生成されたコンテンツの信頼性については、有効なコンテンツの割合を高め、生成されたコンテンツの利用者に対する有用性を向上させるための技術的な措置を講じなければならないとしている。

III 違法・不良の学習データに関する要件

学習データソース管理、異なるソースからの学習データのコロケーション、学習データソースのトレーサビリティなどが示されている。

学習データソースについては、基本的な要件として、サービス提供者は特定の学習データのソースに対して収集を行う前に、その安全性評価を行うべきであり、学習データの内容に違法な不良情報が5%を超えるものが含まれている場合、その学習データを収集すべきではないとしている。また特定の学習データのソースを収集後、学習データを検証しなければならない。また違法な不良情報が5%を超えている場合、その学習データを用いてトレーニングを行うべきではないとしている。

IV違法な不良情報の事例

上記で述べた「違法な不良情報」の判断基準については、この基本要件の付録 A に示されている。主には社会主義の核心的な価値観に反する内容、差別的な内容、商業的に違法な内容、他人の正当な権利・利益を侵害する内容などに分類されている。

図表 58 附録 A：学習データ及び生成内容の主なセキュリティリスク³¹⁵

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 社会主義の基本的価値観に反する内容<ol style="list-style-type: none">a) 国家政権の転覆と社会主義制度の転覆を扇動することb) 国家の安全と利益を危害にさらし、国家のイメージを損なうことc) 国を分裂させ、国家統一と社会安定を破壊することd) テロリズムや過激主義を宣伝することe) 民族的憎悪を宣伝することf) 暴力、わいせつポルノを宣伝することg) 虚偽の有害情報を伝播することh) その他の法律、行政法規で禁止されている内容2. 差別的な内容<ol style="list-style-type: none">a) 民族差別の内容b) 信仰差別の内容c) 国に関する差別の内容d) 地域に関する差別の内容e) 性差別の内容f) 年齢差別の内容g) 職業差別の内容h) 健康に関する差別の内容i) その他の差別の内容3. 商業上の違法行為<ol style="list-style-type: none">a) 他人の知的財産権の侵害b) 商業道德の違反c) 他人の商業秘密の漏えいd) アルゴリズム、データ、プラットフォームなどの優位性を利用して、独占と不正競争行為を行うこと |
|---|

³¹⁵ 全国网络安全标准化技术委员会, TC260-003 《生成式人工智能服务安全基本要求》发布, <https://www.tc260.org.cn/front/postDetail.html?id=20240301164054> (シード・プランニングによる仮訳)

e) その他の商業上の違法行為

4. 他人の法的権利・利益の侵害

- a) 他人の身体的・精神的健康を害すること
- b) 他人の肖像権を侵害すること
- c) 他人の名誉権を侵害すること
- d) 他人の栄誉権を侵害すること
- e) 他人のプライバシー権を侵害すること
- f) 他人の個人情報に関する権利・利益を侵害する行為
- g) 他人の他の法的権利・利益を侵害する行為

5. 特定のサービスタイプの安全ニーズを満たすことができない場合

この分野での主なセキュリティリスクとは、生成型 AI を安全ニーズの高い特定のサービスタイプに使用することを指す。例えば、自動制御、医療情報サービス、心理カウンセリング、重要な情報インフラなどが存在する。

- a) 内容が不正確で、科学的知識や一般的認識と著しく異なっている場合
- b) 内容が信頼できず、重大な誤りは含まれていないが、利用者の参考にはならない場合

(2) AI と著作権をめぐる訴訟等

北京インターネット法院³¹⁶は、2024 年 8 月、現代的な産業システムの構築を推進する新しい技術に関連した「典型的な 10 の判例³¹⁷」を公表した。これら 10 件の判例の中で、生成型 AI に関する判例は、AI 音声侵害判例、AI 顔入れ替え判例、AI テキスト画像生成判例、AI 仲間（コンパニオン）判例の 4 件が取り上げられていた。

AI 音声侵害判例と AI 顔入れ替え判例及び AI 仲間判例については既に本報告書の第 2 章で取り上げた。AI テキスト画像生成判例は、画像生成 AI サービスの Stable Diffusion を利用して生成された画像の著作権をめぐる中国で起こされた訴訟において、生成された画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた判例を指す。

³¹⁶ 北京インターネット法院, <https://www.bjinternetcourt.gov.cn/>

³¹⁷ 北京インターネット法院服务保障新质生产力十大典型案例, <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1808549382862581256&wfr=spider&for=pc>

(3) 第三者の意見聴取に関する制度の導入状況と概要

中国の司法制度においては、法的に位置付けられた第三者の意見聴取に関する制度はない³¹⁸。

中国では、専門家の法的意見（专家意见）と呼ばれる仕組みがあり、憲法上や行政法などに関連した複雑な訴訟においては、裁判所は法学者、関連団体、政府機関などに助言の提供を求めることができる。この仕組みを通じた意見の提出は正式な法的手続きの一部とは見なされないが、裁判所の判決に一定の影響を与える可能性がある。加えて「専門家の支援（专家辅助人）」という技術的または専門的な問題の解釈により重点を置いた同様の制度がある。

これらの制度が AI と著作権をめぐる裁判で活用された事例は確認されていないものの、有効に活用し得るのではないかとの見解を示す有識者は存在する³¹⁹。

³¹⁸ Dorie Wong 氏のヒアリングによる

³¹⁹ Dorie Wong 氏のヒアリングによる

7. シンガポール

(1) AI 技術の進展に応じた規制の在り方やその他の動向

シンガポールでは、令和 5 年度調査で取り上げた著作権法に基づく法規制に目立った進展は見られない。以下ではその他関連する動向を取り上げる。

① AI システムのセキュリティ保護に関するガイドラインとコンパニオンガイド³²⁰

シンガポールサイバーセキュリティ庁（Cyber Security Agency, CSA）は、2024 年 10 月、「AI システムのセキュリティ保護に関するガイドライン」と、ガイドラインの補足となる「AI システムのセキュリティ保護のためのコンパニオンガイド」を公開した。CSA はこの発表の中で、AI は経済と社会に大きな利益をもたらす一方で、AI システムが意図したとおりに動作し、サイバーセキュリティのリスクが適切に対処されることが重要であると述べている。そのため CSA は、AI は設計上及びデフォルトで安全であるべきであり、企業は予めセキュリティリスクの管理に積極的に取り組むべきであると指摘している。

② AI 推奨及び決定システムにおける個人データの使用に関する諮問ガイドライン³²¹

シンガポールの個人データ保護委員会（Personal Data Protection Commission, PDPC）は、2024 年 3 月、AI 推奨及び決定システムにおける個人データの使用に関する諮問ガイドラインを発行した。当ガイドラインは、以下の AI システム実装における 3 つの段階で 2012 年個人データ保護法（Personal Data Protection Act 2012, PDPA）がどのように適用されるかについて具体的なガイダンスを示している。

図表 59 ガイドラインが示す AI システム実装の 3 段階

・開発、テスト、監視

組織が AI 開発者として機能し、AI システムのトレーニングとテスト及び導入後の AI システムのパフォーマンスの監視に個人データを使用する場合。

・導入

組織が個人データを収集及び使用する AI システムを導入する場合(B2C 事業)。

・調達

組織が所有する個人データを使用して開発された特注 AI システムのサービス プロバイダ(B2B 事業)。

³²⁰ Cyber Security Agency, Guidelines and Companion Guide on Securing AI Systems, <https://www.csa.gov.sg/Tips-Resource/publications/2024/guidelines-on-securing-ai>

³²¹ Personal Data Protection Commission, Advisory Guidelines on use of Personal Data in AI Recommendation and Decision Systems <https://www.pdpc.gov.sg/guidelines-and-consultation/2024/02/advisory-guidelines-on-use-of-personal-data-in-ai-recommendation-and-decision-systems>

③金融分野の AI モデルリスク管理に関する行動規範³²²

シンガポールの金融管理局（Monetary Authority of Singapore）は、2024 年 12 月、金融分野における AI モデルのリスク管理のあり方や行動規範を示す文書を発表した。AI 及び生成 AI のモデルリスク管理の優れた点を示しつつも、ガバナンスと監視、リスク管理と倫理基準における整備について述べている。

(2) AI と著作権をめぐる訴訟等

シンガポールでは、AI と著作権をめぐる目立った訴訟例は確認できなかった。

(3) 第三者の意見聴取に関する制度の導入状況と概要

シンガポール裁判所規則（Rules of Court 2021）の第 9 規則の 23 には、「裁判所は、自らの判断で、特定の法律問題に関するあらゆる事項について裁判所を補佐する 1 人または複数の独立した助言者（以前は「アミカス・キュリエ」と呼ばれていたもの相当）を任命することができる」との記載がある。

図表 60 シンガポール裁判所規則が定める独立した助言者に関する規定

第 9 規則の 23

1. 裁判所は、自らの判断で、特定の法律問題に関するあらゆる事項について裁判所を補佐する 1 人または複数の独立した助言者（以前は「アミカス・キュリエ」と呼ばれていたもの相当）を任命することができる。
2. 独立した助言者には、以下の者が該当し得る。
 - a 事務弁護士
 - b 法律について現在指導を行っているまたは過去に指導を行っていた学術研究者
 - c 法律について特別な知見または経験を有する者
3. 裁判所は独立した助言者に対して以下の指示を示さなければならない。
 - a 独立した助言者が取り扱うべき法的な特定の課題
 - b 独立した助言者による書面作成及び提出
 - c 口頭弁論を行うことを目的とした法廷への出席

本規則に基づき、シンガポールにおいては、裁判所が判断を下す上で様々な課題が生じ得る新しい事象に関する訴訟において、助言者が意見を述べることもある。

AI 利用に関して本制度が活用された例はまだ確認されていないが、今後は有効性を発揮

³²² Monetary Authority of Singapore, Artificial Intelligence Model Risk Management, <https://www.mas.gov.sg/-/media/mas-media-library/publications/monographs-or-information-paper/imd/2024/information-paper-on-ai-risk-management-final.pdf>

し得るとの意見もある³²³。

³²³ Oh Pin-Ping 氏とのヒアリングによる